

令和3年度

杉並区環境白書

資料編



目次

基本目標Ⅰ 低炭素・循環型のまちをつくる

(1) 地球温暖化防止への取組

① エネルギー消費量

I-1 杉並区エネルギー消費量の推移	1
--------------------	---

② 二酸化炭素排出量

I-2 杉並区二酸化炭素排出量の推移	1
--------------------	---

③ 地球温暖化対策の実施

I-3 低炭素化推進機器等導入助成実績	2
---------------------	---

I-4 マイバッグ等持参率	2
---------------	---

I-5 レジ袋年間使用実績	2
---------------	---

I-6 令和2年度 レジ袋削減取組内容別一覧	3
------------------------	---

(2) 循環型社会を目指す取組

① 一般廃棄物処理

I-7 ごみ収集・資源回収量の推移	4
-------------------	---

I-8 区収集ごみ量年度別比較	4
-----------------	---

I-9 区民一人1日当たりのごみ排出量	5
---------------------	---

I-10 廃棄物処理手数料実績	5
-----------------	---

I-11 動物死体収集実績	5
---------------	---

I-12 し尿収集量及び戸数	6
----------------	---

I-13 浄化槽戸数	6
------------	---

I-14 ふれあい収集対象件数	6
-----------------	---

I-15 集積所数	6
-----------	---

I-16 カラスネット配布状況	6
-----------------	---

I-17 折り畳み式防鳥用ボックスの配布状況	6
------------------------	---

I-18 不法投棄件数	7
-------------	---

② 資源回収

I-19 資源分別回収事業回収量	7
------------------	---

I-20 ペットボトルの回収量	7
-----------------	---

I-21 集団回収実施団体品目別回収量・報奨金額	8
--------------------------	---

I-22 集団回収量と集団回収団体数	8
--------------------	---

I-23 衣類拠点回収実績	8
---------------	---

I-24 区民一人1日当たりの資源回収量・資源回収率	9
----------------------------	---

I-25 食用油回収量	9
-------------	---

③ ごみ・資源の処理にかかる経費

I-26 一般会計に占める割合	9
-----------------	---

I-27 収入と経費の比較	10
---------------	----

I-28	ごみ・資源の処理にかかる経費（年間区民一人当たり）	・ ・	10
I-29	ごみ・資源の処理にかかる経費（年間一世帯当たり）	・	11
④食品ロスの削減			
I-30	フードドライブ回収量	・ ・ ・ ・ ・	11
I-31	食べのこし0応援店登録店舗数	・ ・ ・ ・ ・	11
I-32	フードシェアリングサービス登録店舗数	・ ・ ・ ・ ・	11
⑤ごみの排出者に対する指導			
I-33	大規模建築物対象件数及び指導件数	・ ・ ・ ・ ・	11
⑥リサイクルの推進			
I-34	不用品情報コーナー利用実績（リサイクルひろば高井戸）	・	12
I-35	家具等販売利用実績（リサイクルひろば高井戸）	・ ・ ・ ・	12
I-36	フリーマーケットの実施（環境活動推進センター）	・ ・ ・ ・	12
I-37	かんきょうアイデア展の開催	・ ・ ・ ・ ・	12
⑦みどりのリサイクルの推進			
I-38	学校・公園 落ち葉溜設置数	・ ・ ・ ・ ・	13
⑧一般廃棄物処理業			
I-39	一般廃棄物処理業者数及び排出事業者数	・ ・ ・ ・ ・	13
I-40	令和2年度一般廃棄物処理実績	・ ・ ・ ・ ・	13

基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

(1) 自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組

①大気汚染

Ⅱ-1	測定室設置場所	・ ・ ・ ・ ・	14
Ⅱ-2	区の測定室別測定項目	・ ・ ・ ・ ・	14
Ⅱ-3	令和2年度の測定室の環境基準適合状況	・ ・ ・ ・ ・	15
Ⅱ-4	大気汚染常時測定の測定結果	・ ・ ・ ・ ・	17
Ⅱ-5	二酸化窒素の月別変化（月平均値）	・ ・ ・ ・ ・	18
Ⅱ-6	大気汚染物質の経年変化（年平均値）	・ ・ ・ ・ ・	18
Ⅱ-7	大気汚染に係る環境基準及び基準項目の特性	・ ・ ・ ・ ・	20
Ⅱ-8	窒素酸化物連続測定結果（期間平均値）	・ ・ ・ ・ ・	22
Ⅱ-9	窒素酸化物連続測定結果（期間平均値：令和2年度）	・ ・ ・	23
Ⅱ-10	二酸化窒素簡易測定結果	・ ・ ・ ・ ・	24
Ⅱ-11	自動車排出ガス測定地点	・ ・ ・ ・ ・	25
Ⅱ-12	令和2年の光化学スモッグ注意報発令状況	・ ・ ・ ・ ・	26
Ⅱ-13	光化学スモッグ注意報発令回数の経年変化	・ ・ ・ ・ ・	26
Ⅱ-14	光化学スモッグによると思われる被害届者数	・ ・ ・ ・ ・	27
Ⅱ-15	光化学スモッグ緊急時基準及び措置	・ ・ ・ ・ ・	27

②交通騒音・振動・交通量

Ⅱ-16	交通騒音・交通量の評価区間及び調査地点	・ ・ ・ ・ ・	28
------	---------------------	-----------	----

II-17	交通騒音・交通量の評価区間及び調査地点	29
II-18	交通騒音調査結果	30
II-19	交通量・走行速度調査結果	30
II-20	交通騒音面的評価結果概要	31
II-21	主な幹線道路における騒音の環境基準・要請限度の達成状況	32
II-22	青梅街道道路交通騒音常時測定結果	32
II-23	中央自動車道・放射5号線道路交通騒音常時測定結果	32
II-24	道路交通騒音測定結果	33
II-25	道路交通振動測定結果	34
II-26	環状7号線 年度別測定結果（騒音・振動）	35
II-27	環状8号線 年度別測定結果（騒音・振動）	35
II-28	道路交通騒音・振動測定地点	36
II-29	騒音のめやす	37
II-30	振動のめやす	37
II-31	騒音に係る環境基準	38
II-32	自動車騒音に係る要請限度	39
II-33	道路交通振動に係る要請限度	40
II-34	鉄道騒音・振動測定結果	41

(2) 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組

①河川水質

II-35	生活環境の保全に関する環境基準（河川）	42
II-36	河川水質調査地点	43
II-37	河川の主要測定項目調査結果	43
II-38	水質測定（年間平均値）一覧	44
II-39	池等の主要測定項目調査結果	44
II-40	神田川－乙女橋でのBODの経年変化	44

②工場・事業場

II-41	適正管理化学物質使用量等報告書提出数	45
II-42	適正管理化学物質使用量等	45
II-43	土壌汚染状況調査報告書等の提出状況	46
II-44	アスベスト除去工事施工計画届出数	46
II-45	工場等の年度別推移	47
II-46	大気ダイオキシン類調査結果	48
II-47	大気中のダイオキシン類濃度経年変化	48
II-48	河川ダイオキシン類調査結果（水質）	48

(3) その他の公害を防ぐ取組

①公害の苦情等

II-49	発生源別苦情受付の年度別推移	49
II-50	現象別苦情の年度別推移	49
II-51	苦情の月別受付件数（令和2年度）	50

Ⅱ-52	地下水揚水量経年変化	50
Ⅱ-53	特定建設作業実施届出数（種類別）の年度別推移	50
②放射能対策		
Ⅱ-54	定点3カ所空間放射線量率	51

基本目標Ⅲ 自然環境が保全され、

多様な生き物が生息できるまちをつくる

(1) 連続したみどりを保全・創出する取組

①みどりの現状

Ⅲ-1	緑被率の推移	52
Ⅲ-2	地域・ゾーン別緑被率	53
Ⅲ-3	公園の整備状況	54
Ⅲ-4	公園の整備状況	54

②緑化の推進

Ⅲ-5	樹木保険の内容	55
Ⅲ-6	民有地保護指定実績	55
Ⅲ-7	公共施設保護指定実績	55
Ⅲ-8	保護樹木等指定解除理由	56
Ⅲ-9	市民緑地「いこいの森」開設状況	56
Ⅲ-10	区営苗圃状況	57
Ⅲ-11	緑化指導の実績	57
Ⅲ-12	寄付樹木実績	58
Ⅲ-13	苗木配布実績	58
Ⅲ-14	苗木育成委託実績	58
Ⅲ-15	接道部緑化助成状況	58
Ⅲ-16	屋上・壁面緑化助成	59
Ⅲ-17	学校・公共施設の緑化	59
Ⅲ-18	緑地協定の内容	63
Ⅲ-19	緑地協定認可状況	63
Ⅲ-20	みどりの基金積立実績	63

(2) 自然生態系保全の取組

Ⅲ-21	自然観察会の開催状況	64
Ⅲ-22	「すぎなみの街と自然」発行状況	64
Ⅲ-23	ハクビシン・アライグマ・タヌキに関する相談対応実績	64

(3) みどりや自然に親しめる取組

Ⅲ-24	みどりの新聞「みどりとひと」の発行	65
Ⅲ-25	みどりのイベント等の開催	65

III-26	みどりの講座実施内容	65
III-27	みどりの相談所相談件数	65

基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる

(1) 美しく清潔なまちへの取組

①環境美化の推進

IV-1	あき地・あき家等に関する相談件数	66
IV-2	地域清掃活動参加団体・参加者数	66

②ねずみ等の防除

IV-3	ねずみ駆除の相談指導実績	66
IV-4	カラス対策対応件数	66
IV-5	衛生害虫等の防除に関する相談指導実績	67
IV-6	みどりの病虫害防除に関する相談指導実績	67

③浸水家屋等の消毒

IV-7	浸水家屋等消毒の実績	67
------	------------	----

④吸い殻の散乱状況

IV-8	吸い殻の散乱状況	68
------	----------	----

⑤歩行喫煙者調査

IV-9	歩行喫煙者調査	69
------	---------	----

⑥路上喫煙行為に対する過料徴収実績

IV-10	過料徴収・指導実績	70
-------	-----------	----

(2) 個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組

IV-11	杉並のまちを美しいと思う人の割合	71
-------	------------------	----

基本目標Ⅴ 区民、事業者、NPO、区がともに環境を考え、

行動するまちをつくる

(1) 環境教育、環境学習の拡充・推進

V-1	講座・講習会等の実施	72
V-2	環境に配慮した行動をしている人の割合（年代別）	73

(2) 環境活動の推進

◇	環境行政年表	◇	74
---	--------	---	----

基本目標Ⅰ 低炭素・循環型のまちをつくる

(1) 地球温暖化防止への取組

① エネルギー消費量

< I-1 > 杉並区エネルギー消費量の推移

(単位：TJ)

年度	消費量計	家庭部門	業務部門	運輸部門	産業部門
H2	20,001	8,421	3,192	6,761	1,628
19	21,546	9,911	4,504	6,516	615
20	21,061	9,655	4,560	6,246	600
21	20,886	9,748	4,251	6,231	656
22	20,411	10,167	4,345	5,230	668
23	19,248	9,765	3,840	5,019	624
24	19,063	9,729	3,920	4,743	671
25	18,359	9,475	3,829	4,544	511
26	18,226	9,400	3,736	4,559	531
27	17,312	8,945	3,598	4,359	411
28	16,881	9,097	3,670	3,755	359
29	17,374	9,548	3,640	3,716	470
30	16,567	8,964	3,570	3,580	453

※端数処理により、消費量計は各数値の合計と一致しない場合がある。

(資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

② 二酸化炭素排出量

< I-2 > 杉並区二酸化炭素排出量の推移

(単位：1000t-CO2)

年度	排出量計	家庭部門	業務部門	運輸部門	廃棄物部門	産業部門
H2	1,492	620	263	464	27	119
18	1,600	698	354	471	29	48
19	1,766	821	418	451	31	45
20	1,726	788	423	431	40	44
21	1,653	763	370	427	45	47
22	1,623	790	371	360	55	48
23	1,682	851	379	352	55	46
24	1,791	921	425	339	56	50
25	1,760	907	418	332	59	45
26	1,678	857	390	330	55	46
27	1,600	819	372	316	57	37
28	1,548	815	372	272	57	31
29	1,575	843	364	268	61	40
30	1,511	792	357	259	63	39

※端数処理により、排出量計は各数値の合計と一致しない場合がある。

(資料：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

③地球温暖化対策の実施

< I-3> 低炭素化推進機器等導入助成実績 (単位：件)

		28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
太陽光発電システム		117	91	94	85	78
強制循環式ソーラーシステム		3	1	2	0	0
自然循環式太陽熱温水器		4	0	0	0	0
定置用リチウムイオン蓄電池		43	36	52	107	114
省エネルギー機器	エコキュート	74	70	49	54	54
	エネファーム	342	300	195	140	97
省エネルギー住宅	高日射反射率塗装	—	81	124	147	168
	窓断熱改修	—	39	55	31	28
雨水タンク		—	—	—	—	15
計		583	618	571	564	554

< I-4> マイバッグ等持参率 (単位：%)

事業所区分	マイバッグ等持参率				
	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
スーパーマーケット	66.3 (27.8)	65.3 (29.2)	63.7 (30.4)	66.8 (30.4)	81.0 (76.4)
コンビニエンスストア	23.4 (23.0)	21.3 (21.3)	22.7 (22.5)	24.7 (23.4)	75.1 (74.3)
その他	42.7 (30.6)	44.6 (32.6)	26.8 (20.5)	36.0 (30.0)	74.9 (72.9)
全体	33.4 (23.6)	31.1 (22.2)	31.9 (23.1)	34.2 (24.4)	76.4 (74.4)

※条例対象事業所とは、「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」により、レジ袋削減の取組みを義務付けられた事業者のうち、前年度にレジ袋を年間20万枚以上使用し、マイバッグ等の持参率が60%に達していない事業所のこと。

< I-5> レジ袋年間使用実績 (単位：枚)

区分等 業種	年間レジ袋使用枚数				
	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
スーパーマーケット	21,076,187 (11,177,147)	22,427,087 (12,268,550)	28,712,675 (18,497,801)	23,114,891 (11,872,944)	13,480,991 (4,661,089)
コンビニエンスストア	59,846,308 (59,614,808)	65,368,916 (65,368,916)	61,240,715 (61,009,215)	63,800,643 (62,269,600)	29,727,232 (29,113,420)
その他	2,758,018 (2,508,000)	2,506,539 (2,276,250)	6,195,128 (5,964,839)	4,807,353 (4,627,927)	2,005,375 (1,908,739)
合計	83,680,513 (73,299,955)	90,302,542 (79,913,716)	96,148,518 (85,471,855)	91,722,887 (78,770,471)	45,213,598 (35,483,248)

< I - 6 > 令和2年度 レジ袋削減取組内容別一覧

(単位：件)

業種	区分等 対象事業所数	取組区分			
		声かけ等	店内アナウンス	店内ポスター 等貼付	条例対象+条例対象外 ()内は条例対象事業所のみ その他※
スーパーマーケット	67 (21)	33 (13)	2 (1)	30 (7)	2 (0)
コンビニエンスストア	219 (210)	170 (164)	0 (0)	46 (46)	3 (0)
その他	19 (17)	9 (9)	2 (2)	8 (6)	0 (0)
合計	305 (248)	212 (186)	4 (3)	84 (59)	5 (0)

※レジ液晶への表示、社内報等での社員への啓発など

2) 循環型社会を目指す取組

① 一般廃棄物処理

< I - 7 > ごみ収集・資源回収量の推移

(単位：t)

年度	総量	ごみ収集・資源回収量内訳					持込
		可燃	不燃	粗大	資源	計	
28	159,753	90,018	3,054	3,559	37,716	134,346	25,407
29	159,188	90,268	2,829	3,606	37,187	133,890	25,298
30	159,556	90,429	2,752	3,575	36,735	133,490	26,066
R元	160,300	91,258	2,752	3,739	36,418	134,167	26,133
R2	161,663	93,836	3,055	3,773	38,581	139,244	22,419

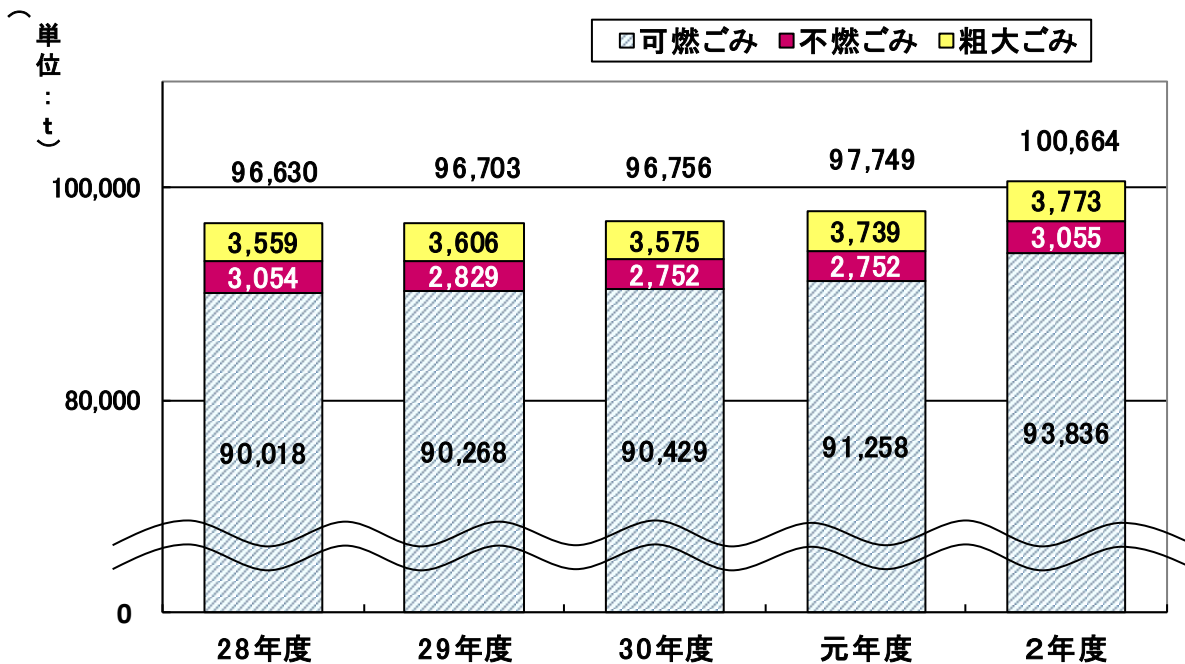
※ 端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合がある。

※ 「持込」とは、排出者から委託を受けた廃棄物処理業者等が清掃工場へ持ち込んだごみをいう。

※ 「資源」とは、行政回収量（古紙・びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装）、集団回収量、不燃ごみ、粗大ごみ、小型家電からの金属回収量の合計。（平成30年度環境白書から定義）

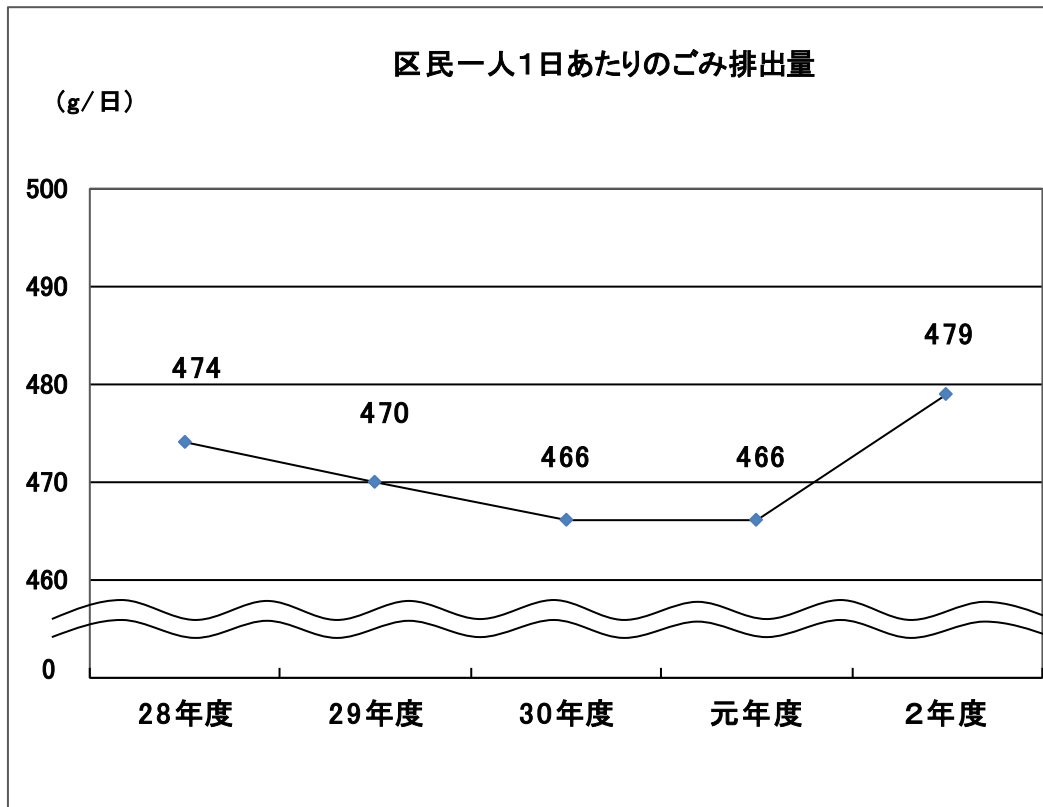
（資料：東京二十三区清掃一部事務組合「清掃事業年報」等）

< I - 8 > 区収集ごみ量年度別比較



※端数処理により、総量は各数値の合計と一致しない場合がある。

< I - 9 > 区民一人1日当たりのごみ排出量



※ 一人1日当たりのごみ排出量 = 年間ごみ量(可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ) ÷ 人口 ÷ 365 日

< I - 10 > 廃棄物処理手数料実績

(単位：円)

年度	ごみ処理券			ごみ処理券 以外	合計
	粗大ごみ	事業系ごみ	計		
28	215,873,200	179,478,760	395,351,960	5,398,794	400,750,754
29	242,420,300	184,125,000	426,545,300	6,974,492	433,519,792
30	269,968,575	185,440,233	455,408,808	8,373,188	463,781,996
R 元	271,961,949	179,845,890	451,807,839	7,547,757	459,355,596
R2	282,698,321	165,188,652	447,886,973	5,069,066	452,956,039

※「ごみ処理券以外」とは、納入通知書による手数料徴収である。

ごみ処理券取扱所数 299 店

※取扱所数は令和3年3月31日現在数である。

< I - 11 > 動物死体収集実績

年度	種類別 (単位：頭)				回収先 (単位：件)	
	総数	犬	猫	その他	家庭	都道・区道等
28	747	68	546	133	474	273
29	619	65	444	110	418	201
30	668	61	371	236	406	262
R 元	632	49	326	257	365	267
R2	554	44	286	224	359	195

< I - 12 > し尿収集量及び戸数 (単位：t、戸)

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
収集量	31	26	25	19	17
戸数	27	27	24	18	20

※ 戸数は、各年度末現在である。

< I - 13 > 浄化槽戸数 (単位：戸)

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
戸数	4	4	4	4	4

※ 戸数は、各年度末現在である。

< I - 14 > ふれあい収集対象件数 (単位：件)

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
件数	1,874	1,840	1,699	1,688	1,668

※ 件数は、各年度末現在である。

< I - 15 > 集積所数 (単位：箇所)

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
集積所数	37,432	37,585	39,388	39,888	40,619

※ 件数は、各年度末現在である。

< I - 16 > カラスネット配布状況 (単位：枚)

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
配布数	844	1,121	1,271	1,045	999

< I - 17 > 折り畳み式防鳥用ボックスの配布状況 (単位：基)

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
配布数	1,565	1,245	1,240	1,697	1,308

< I - 18 > 不法投棄件数

(単位：件)

年度	全体数	家電四品目 以外の数	家電四品目 の数	内訳			
				エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
28	2,851	2,770	81	1	48	19	13
29	2,792	2,704	88	3	44	27	14
30	2,683	2,540	143	7	53	56	27
R 元	2,384	2,270	114	1	58	33	22
R2	3,240	3,132	108	3	47	35	23

- ※ 衣類乾燥機は、洗濯機を含む。
- ※ 冷凍庫は、冷蔵庫を含む。
- ※ 家電四品目以外で代表的なものは、布団、カーペットなど。

②資源回収

< I - 19 > 資源分別回収事業回収量（行政回収、拠点回収）

(単位：t)

年度	缶	びん	古紙	プラスチック製 容器包装	ペット ボトル	粗大 金属	不燃 金属	小型家電	合計
28	1,949	5,254	16,606	4,443	1,916	831	377	10	31,386
29	1,917	5,221	16,126	4,450	2,003	845	530	13	31,104
30	1,833	5,071	15,969	4,405	2,134	826	649	15	30,902
R 元	1,869	5,009	15,891	4,397	2,184	860	667	15	30,890
R2	2,130	5,663	17,486	4,734	2,388	871	629	13	33,914

- ※ 端数処理のため、合計とは一致しない。

< I - 20 > ペットボトルの回収量

(単位：t)

年度	拠点回収	集積所回収	合計
28	0	1,916	1,916
29	0	2,003	2,003
30	0	2,134	2,134
R 元	0	2,184	2,184
R2	0	2,388	2,388

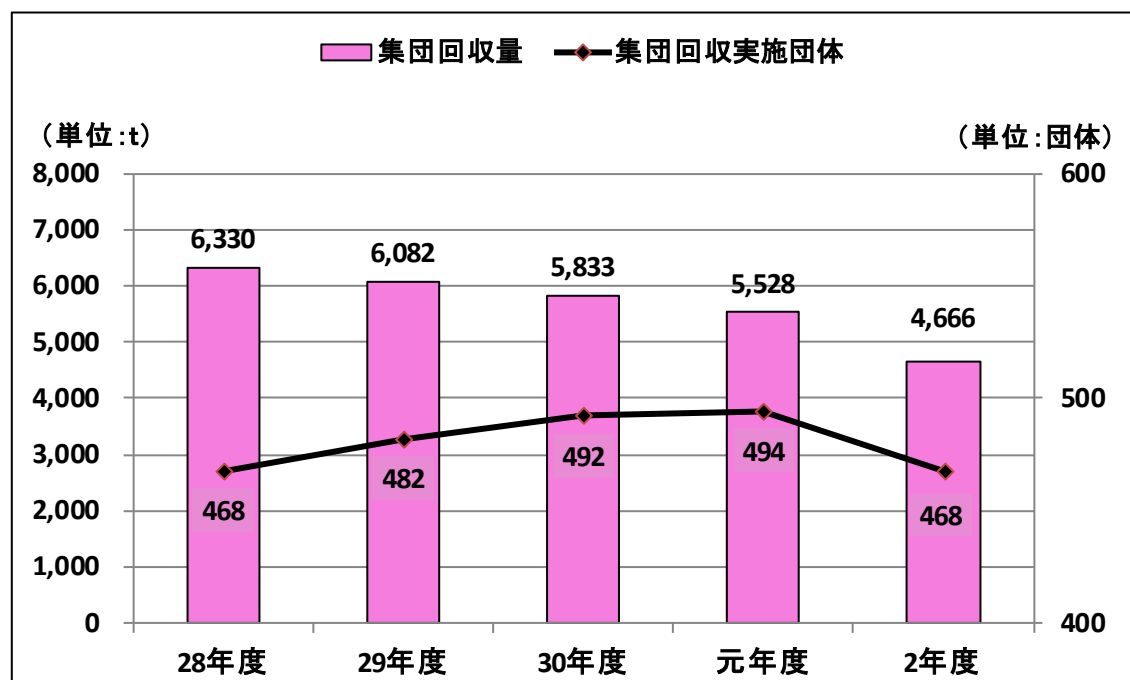
- ※ 「ペットボトルの拠点回収」とは、コンビニエンスストアやスーパーマーケットの店頭等から、杉並区が回収するものである（平成 27 年 2 月 28 日に拠点回収を廃止）。
- ※ 端数処理のため、合計とは一致しない。

< I - 21 > 集団回収実施団体品目別回収量・報奨金額 (単位：kg、円)

品目	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
新聞	3,015,880	2,805,471	2,560,475	2,259,402	1,593,076
雑誌	1,923,365	1,842,179	1,806,676	1,787,844	1,551,594
段ボール	987,446	1,039,071	1,064,675	1,084,633	1,202,340
紙パック	13,791	12,942	11,421	10,638	9,437
その他紙類	5,676	5,621	1,225	1,015	980
アルミ缶	102,750	102,625	104,785	105,857	104,514
スチール缶	45,795	45,652	48,232	49,591	53,828
衣類	195,591	191,488	199,264	200,639	144,991
びん	39,815	37,276	35,995	28,272	5,651
計 (kg)	6,330,109	6,082,325	5,832,748	5,527,891	4,666,411
報奨金 (円)	41,111,512	39,448,831	37,830,373	35,850,790	29,982,017

※ 「報奨金」は、kg 当たり 6 円である (平成 27 年 4 月 1 日より、町会・自治会に対する報奨金を 7 円/kg に改定)。

< I - 22 > 集団回収量と集団回収団体数

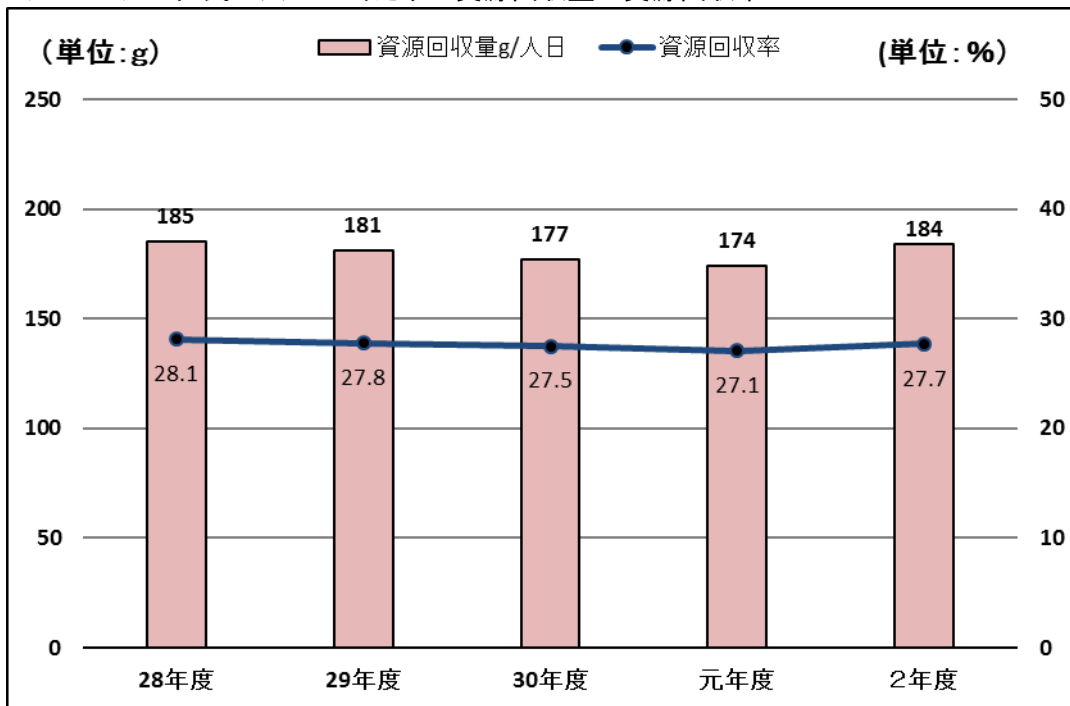


< I - 23 > 衣類拠点回収実績

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
拠点数	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所	10カ所
回収量 (kg)	89,709	84,002	89,428	81,214	76,606

※ 衣類拠点回収は集団回収団体が実施。

< I -24> 区民一人1日当たりの資源回収量・資源回収率



※資源回収率 = [(区資源回収量+集団回収量) ÷ (区収集ごみ量+区資源回収量+集団回収量)] × 100

< I -25> 食用油回収量

(単位:kg)

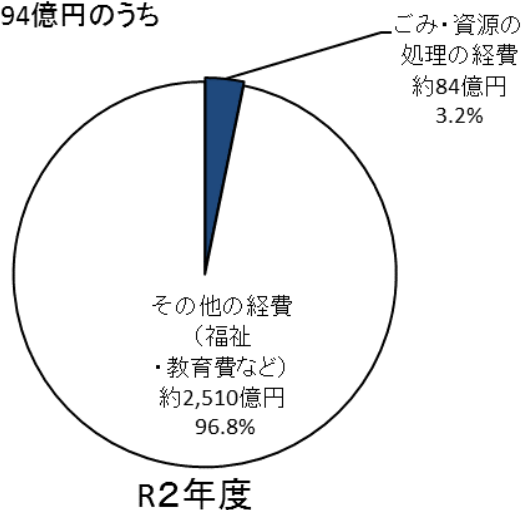
	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
回収量	—	—	—	1,456	2,633

※令和元年4月から回収開始。

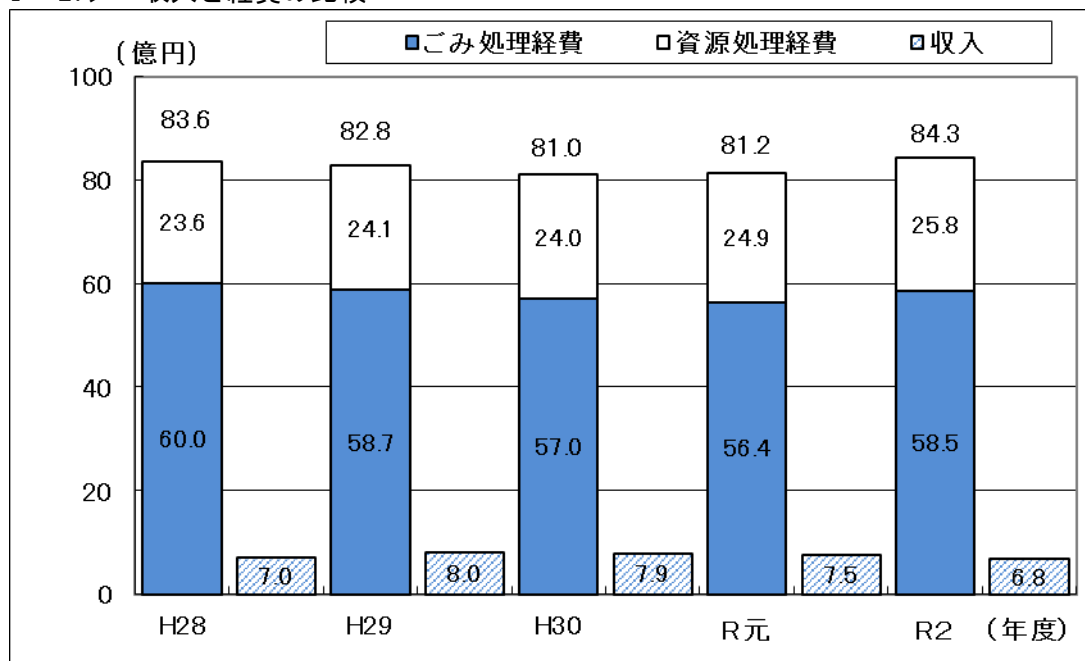
③ごみ・資源の処理にかかる経費

< I -26> 一般会計に占める割合

区全体約2,594億円のうち

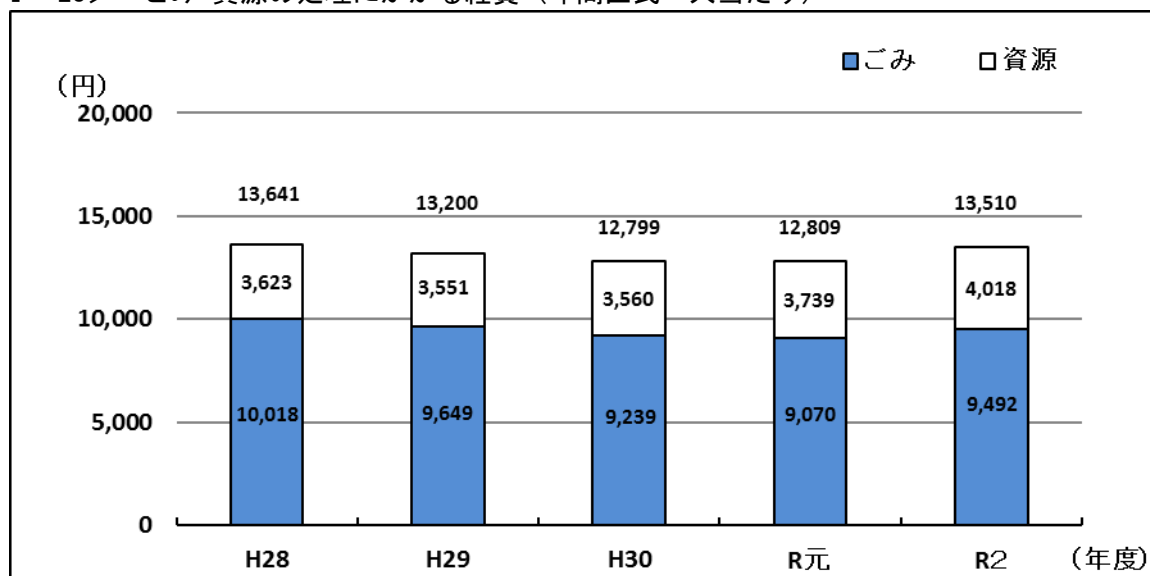


< I - 27 > 収入と経費の比較

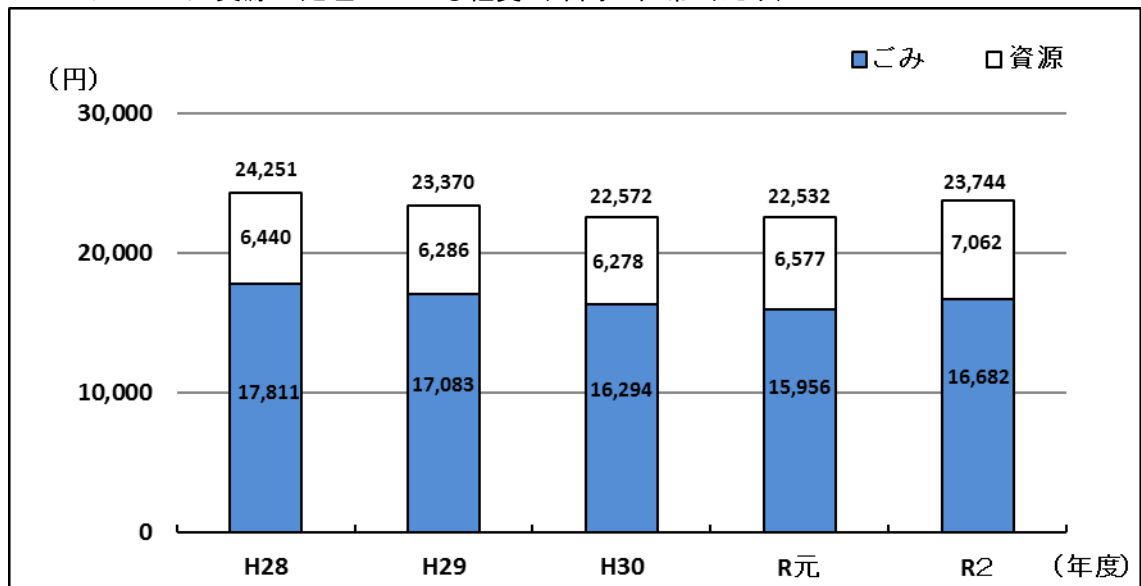


- 収入 粗大ごみ・事業系ごみ処理手数料、回収した資源（古紙、びん、かん、ペットボトル、有用金属類）の売払金。
- 経費
 - ・ごみ：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの収集・運搬・選別にかかる経費（人件費等含む）。
 - ・資源：古紙、びん、かん、プラスチック製容器包装、ペットボトルの回収・運搬、選別保管にかかる経費。

< I - 28 > ごみ・資源の処理にかかる経費（年間区民一人当たり）



< I -29> ごみ・資源の処理にかかる経費（年間一世帯当たり）



④食品ロスの削減

< I -30> フードドライブ回収量

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
個数(個)	268	1,076	3,282	6,031	6,542
重量(kg)	68	236	935	1,673	1,816

※平成28年度から事業開始（平成30年4月から常設窓口設置）。

< I -31> 食べのこし〇応援店登録店舗数

（単位：店）

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
店舗数	—	—	161	275	392

※平成30年12月から事業開始。

< I -32> フードシェアリングサービス登録店舗数

（単位：店）

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
店舗数	—	—	—	—	53

※令和2年4月から事業開始。

⑤ごみの排出者に対する指導

< I -33> 大規模建築物対象件数及び指導件数

（単位：件）

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
対象件数	491	514	505	524	527
立入指導件数	54	80	175	87	0

※ 大規模建築物とは、延床面積1,000㎡以上の事業系建築物のことである。

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行による緊急事態宣言が発出されたことから立入検査を実施しなかった。

⑥リサイクルの推進

< I-34 > 不用品情報コーナー利用実績（リサイクルひろば高井戸）（単位：件）

年度	新規登録		紹介	成立
	ゆずる	ほしい		
28	334	305	214	132
29	232	139	123	72
30	246	86	70	47
R元	181	48	50	43
R2	241	44	57	33

< I-35 > 家具等販売利用実績（リサイクルひろば高井戸）

		28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
家具等販売	販売件数（年間）	2,595	2,709	2,531	2,192	1,837
	販売件数（月平均）	216.3	225.7	211.0	183.0	153.0
	販売収入（円）	6,719,305	6,510,339	5,483,235	5,423,290	4,739,725

< I-36 > フリーマーケットの実施（環境活動推進センター）

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
日数（日）	4	4	6	5	0
出店数（店）	60	56	88	71	0

< I-37 > かんきょうアイデア展の開催

会場		開催期間		来場者数
環境活動推進センター		令和2年10月1日（木）～10月11日（日）		160人
応募点数	レポート部門	13名	13点	
	リサイクル作品部門	30名	34点	
	自然の恵み部門	2名	2点	
	計	45名	49点	
表彰者	区長賞ほか		計9名	

⑦みどりのリサイクルの推進

< I - 38 > 学校・公園 落ち葉溜設置数

(単位：箇所)

年度	箇所数	設置場所
13	5	東田小、桃井第三小、杉並第四小、塚山公園、蚕糸の森公園
14	4	八成小、杉並第六小、井草中、馬橋公園
15	4	杉並第八小、大宮小、富士見丘小、杉並児童交通公園
16	3	高井戸第二小、新泉小、松ノ木小
17	3	永福小、杉並第十小、和田小
18	3	松庵小、高井戸東小、高井戸第四小
19	3	松ノ木中、泉南中、富士見丘中
20	3	杉並第三小、三谷小、天沼中
21	3	方南小、堀之内小、和泉中
22	3	井荻中、大宮中、馬橋小
23	1	四宮小
24～2	—	実績なし
計	35	

⑧一般廃棄物処理業

< I - 39 > 一般廃棄物処理業者数及び排出事業者数

(単位：社)

収集運搬業	処分業	排出事業者
244	1	4,403

※ 排出事業者数は、収集・運搬業者が作業場所（ごみの排出場所）として、清掃協議会に申請している数。

※ 令和3年3月31日現在の数。

< I - 40 > 令和2年度一般廃棄物処理実績

(単位：t)

	汚でい	汚でい以外
指定処理施設	203.94	21,535.23
自己施設・民間施設	485.30	1,396.23

※ 一般廃棄物収集運搬業者が処理した実績。

※ 指定処理施設とは、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する次の施設。

汚でい…品川清掃作業所

汚でい以外…23区内清掃工場、中防不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破砕処理施設

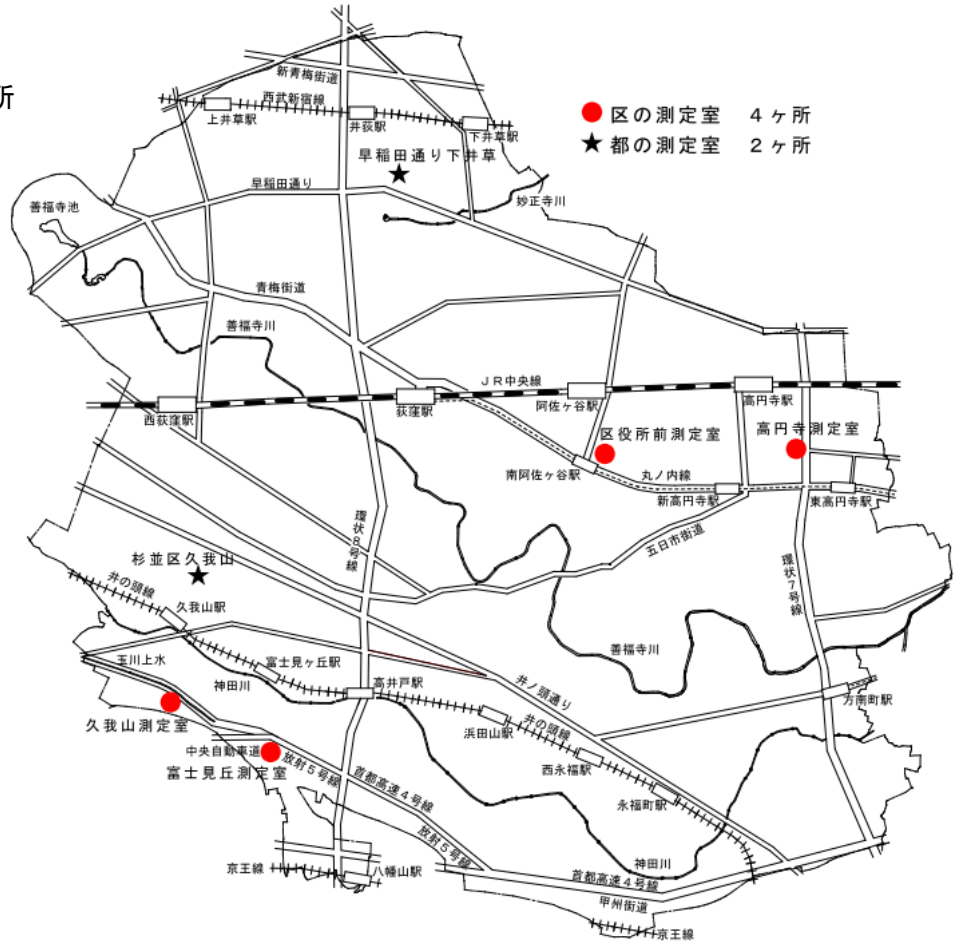
基本目標Ⅱ 区民の健康と生活環境を守るまちをつくる

(1) 自動車等に起因する大気汚染を防ぐ取組

①大気汚染

◇大気汚染常時測定

<Ⅱ-1>測定室設置場所



<Ⅱ-2> 区の測定室別測定項目

	測定室名	所在地	採気口 高さ (m)	測定項目									
				SO ₂	NO _x	O _x	CO	SPM	NM HC	PM 2.5	気象	騒音	
区 施 設	区役所前	杉並区役所 杉並区阿佐谷南1-15-1	4.0	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○
	富士見丘	区立富士見丘小学校 杉並区上高井戸2-16-13	16.0	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○
	高円寺	杉並清掃事務所 高円寺車庫 杉並区高円寺南2-36-31	4.0	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—
	久我山 <機器単体>	上高井戸保育園 杉並区久我山1-4-15	1.6	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—

参考 都の測定室別測定項目 (都の測定項目は令和元年度のもの)

都 施 設	杉並区 久我山	区備蓄倉庫隣 杉並区久我山5-36-17	5.0	—	○	○	—	○	○	○	○	—
	早稲田通り 下井草	区立中瀬中学校 杉並区下井草4-3-29	4.5	—	○	—	—	○	—	○	—	—

SO₂ : 二酸化硫黄 NO_x : 窒素酸化物 O_x : 光化学オキシダント CO : 一酸化炭素 SPM : 浮遊粒子状物質

NMHC : 非メタン炭化水素 PM2.5 : 微小粒子状物質

<Ⅱ-3> 令和2年度の測定室の環境基準適合状況 (○:達成 ×:非達成)

※都施設については、令和元年度の状況・数値

	測定室名	測定室に面した幹線道路	二酸化硫黄 (SO ₂)		二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)		光化学オキシダント (Ox)	浮遊粒子状物質 (SPM)		微小粒子状物質 (PM2.5)	
			短期	長期	長期	短期	長期	短期	短期	長期	短期	長期
区施設	区役所前	青梅街道	○	○	○	○	○	×	○	○	-	-
	富士見丘	放射5号線	○	○	○	○	○	×	○	○	-	-
	高円寺	環状7号線	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-
	久我山	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
都施設※	杉並区久我山	-	-	-	○	-	-	×	○	○	○	○
	早稲田通り下井草	早稲田通り	-	-	○	-	-	-	○	○	○	○

二酸化硫黄 (SO₂)

	測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値			年度 平均値 ppm
				1日平均値が環境基準を超えた日数	1時間値が環境基準を超えた時間数	2%除外値 ppm	
区施設	区役所前	青梅街道	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	0	0	0.001	0.000
	富士見丘	放射5号線		0	0	0.002	0.001

二酸化窒素 (NO₂)

	測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値	年度平均値 ppm
				98%値 ppm	
区施設	区役所前	青梅街道	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であること。	0.033	0.017
	富士見丘	放射5号線		0.038	0.017
	高円寺	環状7号線		0.039	0.016
	久我山	-		0.033	0.014
都施設※	杉並区久我山	-		0.029	0.013
	早稲田通り下井草	早稲田通り		0.034	0.017

一酸化炭素 (CO)

	測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値			年度 平均値 ppm
				1日平均値が環境基準を超えた日数	8時間平均値が環境基準を超えた回数	2%除外値 ppm	
区施設	区役所前	青梅街道	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	0	0	0.6	0.4
	富士見丘	放射5号線		0	0	0.6	0.3

光化学オキシダント (Ox)

	測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値	年度平均値 ppm
				1時間値が環境基準を超えた時間数	
区施設	区役所前	青梅街道	1時間値が0.06ppm以下であること。	226	0.025
	富士見丘	放射5号線		383	0.029
都施設※	杉並区久我山	—		401	0.034

浮遊粒子状物質 (SPM)

	測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値			年度 平均値 mg/m ³
				1日平均値が環境基準を超えた日数	1時間値が環境基準を超えた時間数	2%除外値 mg/m ³	
区施設	区役所前	青梅街道	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	0	0	0.037	0.014
	富士見丘	放射5号線		0	0	0.046	0.019
	高円寺	環状7号線		0	0	0.046	0.014
都施設※	杉並区久我山	—		0	0	0.040	0.015
	早稲田通り 下井草	早稲田通り		0	0	0.042	0.016

微小粒子状物質 (PM2.5)

	測定室名	測定室に面した幹線道路	環境基準	環境基準の適否を判定する値		年度 平均値 μg/m ³
				1日平均値が環境基準を超えた日数	98%値 μg/m ³	
都施設※	杉並区久我山	—	1時間値の1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値の1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	0	22.8	10.2
	早稲田通り 下井草	早稲田通り		0	24.3	11.0

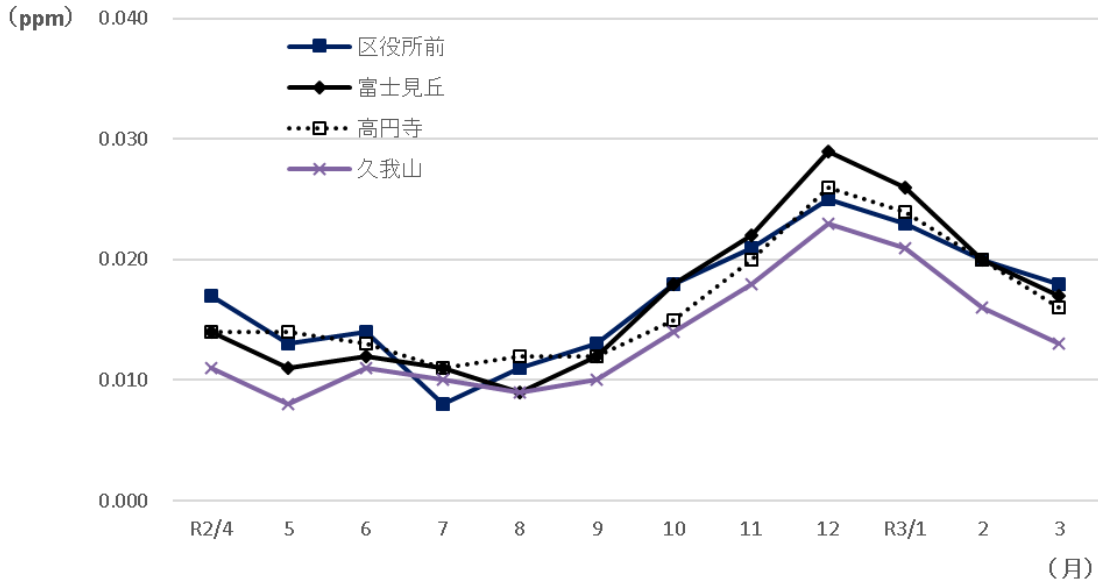
< II -4 > 大気汚染常時測定の結果

令和2年度大気汚染常時測定の結果(平均値)

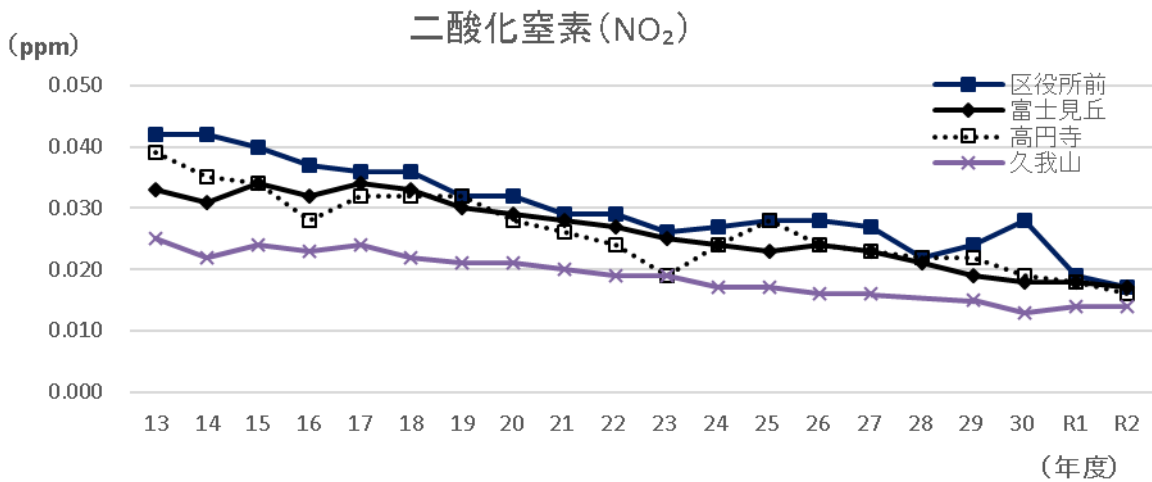
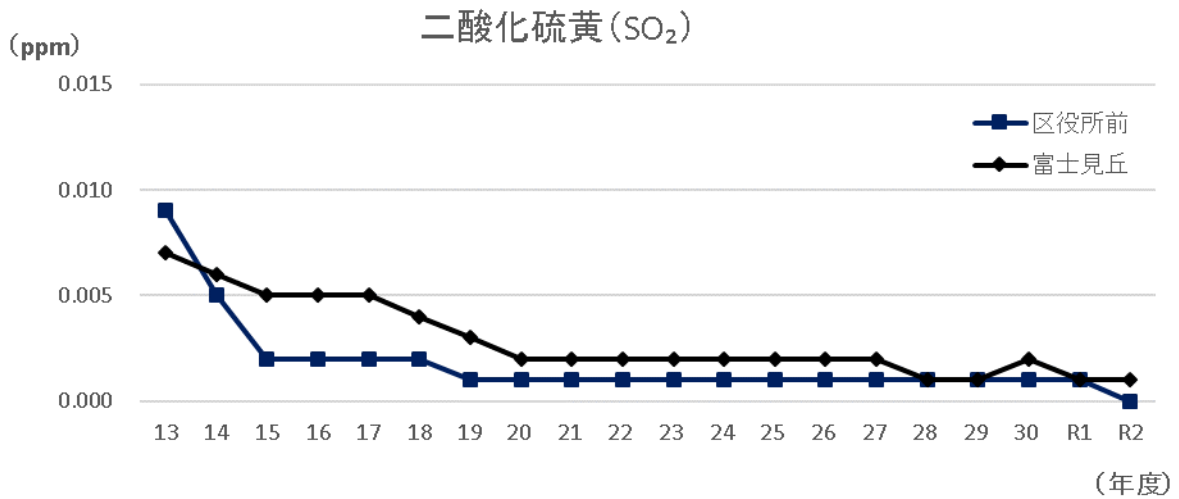
単位: ppm 浮遊粒子状物質のみmg/m³

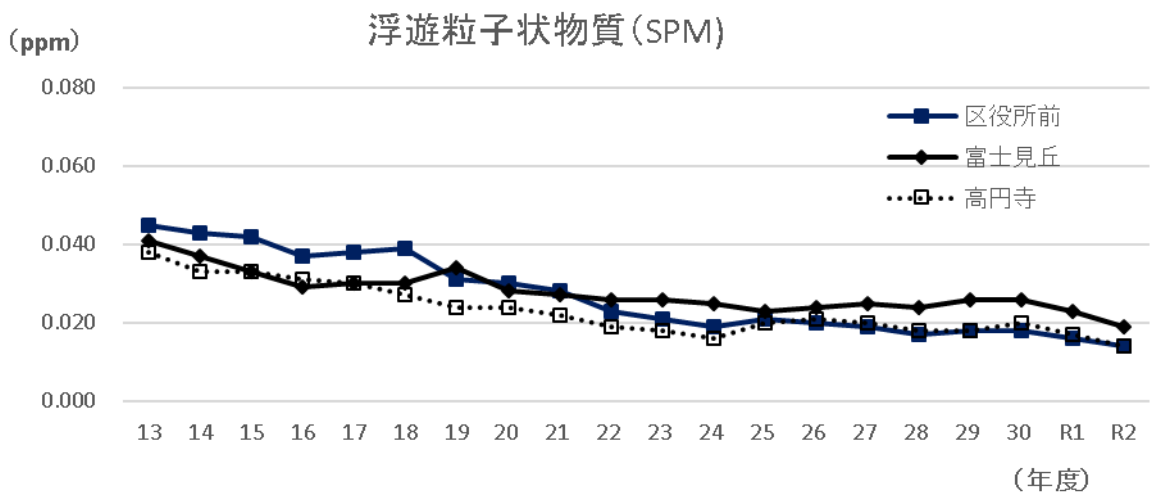
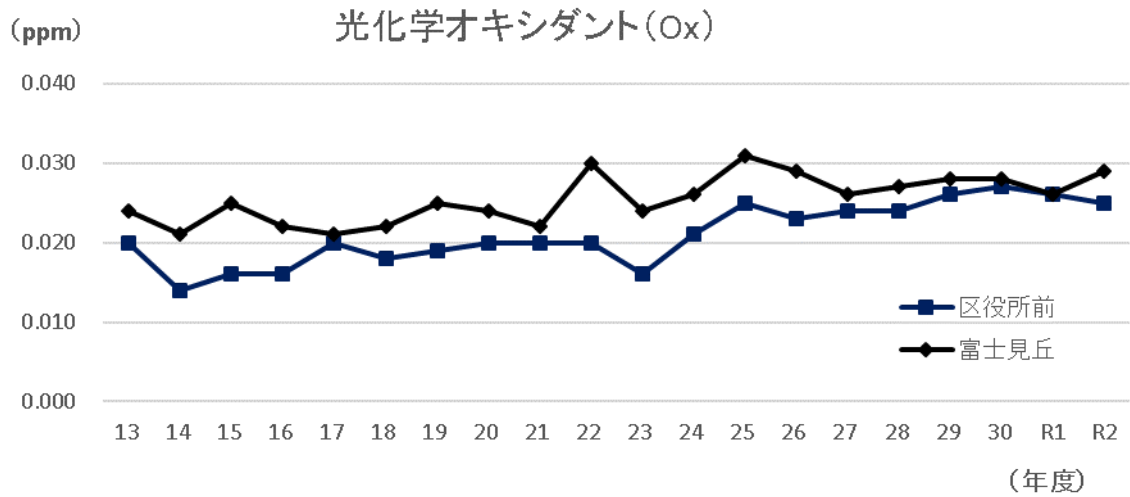
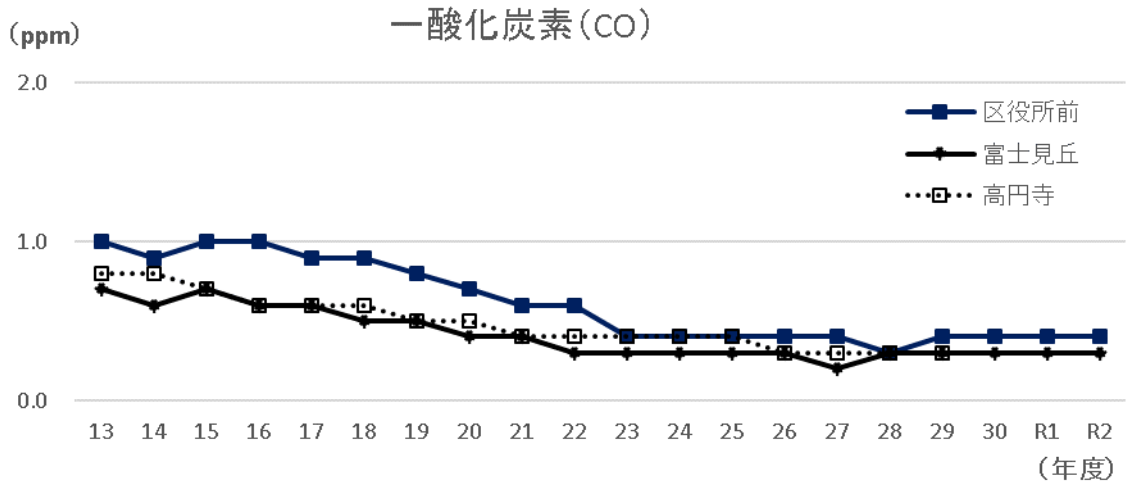
項目	月	R2/4	5	6	7	8	9	10	11	12	R3/1	2	3	2年度 平均値
	測定室名													
二酸化窒素	区役所前	0.017	0.013	0.014	0.008	0.011	0.013	0.018	0.021	0.025	0.023	0.020	0.018	0.017
	富士見丘	0.014	0.011	0.012	0.011	0.009	0.012	0.018	0.022	0.029	0.026	0.020	0.017	0.017
	高円寺	0.014	0.014	0.013	0.011	0.012	0.012	0.015	0.020	0.026	0.024	0.020	0.016	0.016
	久我山	0.011	0.008	0.011	0.010	0.009	0.010	0.014	0.018	0.023	0.021	0.016	0.013	0.014
一酸化窒素	区役所前	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003	0.005	0.008	0.011	0.018	0.011	0.007	0.005	0.007
	富士見丘	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.005	0.006	0.010	0.019	0.013	0.007	0.005	0.006
	高円寺	0.006	0.003	0.003	0.006	0.004	0.005	0.004	0.008	0.017	0.011	0.007	0.004	0.007
	久我山	0.002	0.001	0.002	0.003	0.002	0.003	0.003	0.007	0.016	0.010	0.005	0.003	0.005
二酸化硫黄	区役所前	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
	富士見丘	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001
一酸化炭素	区役所前	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.3	0.4
	富士見丘	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3
光化学 オキシダント	区役所前	0.039	0.035	0.034	0.020	0.034	0.020	0.020	0.017	0.012	0.016	0.026	0.033	0.025
	富士見丘	0.045	0.044	0.038	0.023	0.037	0.021	0.027	0.020	0.012	0.017	0.029	0.038	0.029
浮遊粒子状 物質	区役所前	0.011	0.013	0.018	0.015	0.024	0.012	0.011	0.014	0.013	0.013	0.012	0.014	0.014
	富士見丘	0.018	0.022	0.030	0.029	0.035	0.023	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011	0.013	0.019
	高円寺	0.009	0.013	0.024	0.018	0.032	0.016	0.009	0.011	0.010	0.009	0.009	0.011	0.014
全炭化水素	富士見丘	2.09	2.07	2.1	2.07	2.02	2.05	2.13	2.24	2.33	2.27	2.17	2.12	2.14
非メタン 炭化水素	富士見丘	0.11	0.11	0.13	0.13	0.12	0.11	0.12	0.19	0.24	0.18	0.13	0.11	0.14

< II -5> 二酸化窒素の月別変化 (月平均値)



< II -6> 大気汚染物質の経年変化 (年平均値)





<Ⅱ-7> 大気汚染に係る環境基準及び基準項目の特性

項目	環境基準	主な発生源	健康への影響
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	石油や石炭などに含まれている硫黄分が燃焼して発生する。大部分がビルや工場などから排出される。	呼吸器系疾患の原因となる。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料に含まれる窒素分が燃焼するときやその時の高温で空気中の窒素ガスが酸化されて発生する。	呼吸器系疾患の原因となる。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	不完全燃焼にともない発生する。主に自動車から排出される。	血液中のヘモグロビンと結びつき、体内組織への酸素の供給を妨げて、中枢末端神経の麻痺や機能障害を起こす。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	窒素酸化物や非メタン炭化水素が太陽光線で光化学反応を起こして二次的に生成される酸化性物質。主な物質はオゾン。	目や喉の粘膜を刺激する。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	大気中に長期間浮遊している微粒子で、粒径が 10μm 以下のもの。工場からの煤塵や粉塵、ディーゼルの黒煙、土ぼこりなど多種多様である。	気管支や肺胞まで進入して呼吸器系疾患の原因となる。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	ベンゼン製造施設、コークス炉、ガソリンなどの貯蔵・供給施設、自動車など。	大量に吸入すると急性中毒を起こし、頭痛、めまい、吐き気などがあらわれ、死亡することがある。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	金属製品の洗浄剤、溶剤、低温用溶媒などに用いられている。このうち、約 8 割が金属製品の洗浄剤として使用されている。	頭痛、吐き気、麻酔作用、肝臓障害をもたらす、発がん物質である可能性が高いといわれている。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	ドライクリーニング用洗浄剤、金属製品洗浄剤として広く用いられている。	頭痛、めまい、肝臓障害をもたらす、発がん性の疑いもある。
ジクロロメタン	1 年平均値 0.15mg/m ³ 以下であること。	金属製品の洗浄剤、脱脂用溶剤、塗料のはく離剤などに用いられている。	中枢神経に対する麻酔作用があり、高濃度の吸収で精巣毒性の可能性もある。マウスへの発がん性あり。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	大気中に浮遊する粒径 2.5μm 以下の粒子状物質。自動車、工場の排気ガスのほか、土壌、海塩など自然由来も含む。	肺の奥まで吸入されるので、呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんに影響を与える。

<環境基準による大気汚染の評価について>

- 1 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて
環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。

通達では、二酸化硫黄^{※1}、一酸化炭素^{※1}、浮遊粒子状物質^{※1}について短期的評価と長期的評価の二つの方法があり、二酸化窒素^{※2}については長期的評価、光化学オキシダント^{※1}については短期的評価が定められています。

一般に、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素については健康に慢性影響を及ぼすことから長期的評価が、一酸化炭素、光化学オキシダントについては急性影響を及ぼすことから短期的評価が使われています。

(1) 短期的評価

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

(2) 長期的評価

① 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した後の最高値(2%除外値)を、環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成と評価します。

② 二酸化窒素の場合

年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%値)を、環境基準(0.06ppm)と比較して評価します。〔①、②とも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価することができない。〕

2 微小粒子状物質(PM_{2.5})^{※3}について

長期基準及び短期基準に関する評価を各々行い、両方を満足した場合に達成と評価します。

長期基準：1年平均値を環境基準と比較して評価します。

短期基準：年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するもの(98%)値を環境基準と比較して評価します。

なお、年間の有効測定日数が250日未満のものは評価することができません。

※1 昭和48年6月12日付環大企第143号「大気汚染に係る環境基準について」

※2 昭和53年7月17日付環大企第262号「二酸化窒素に係る環境基準の改正について」

※3 平成21年9月9日付 水・大気環境局長通知「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」

◇自動車排出ガス測定

<Ⅱ-8> 窒素酸化物連続測定結果（期間平均値）

単位：ppm

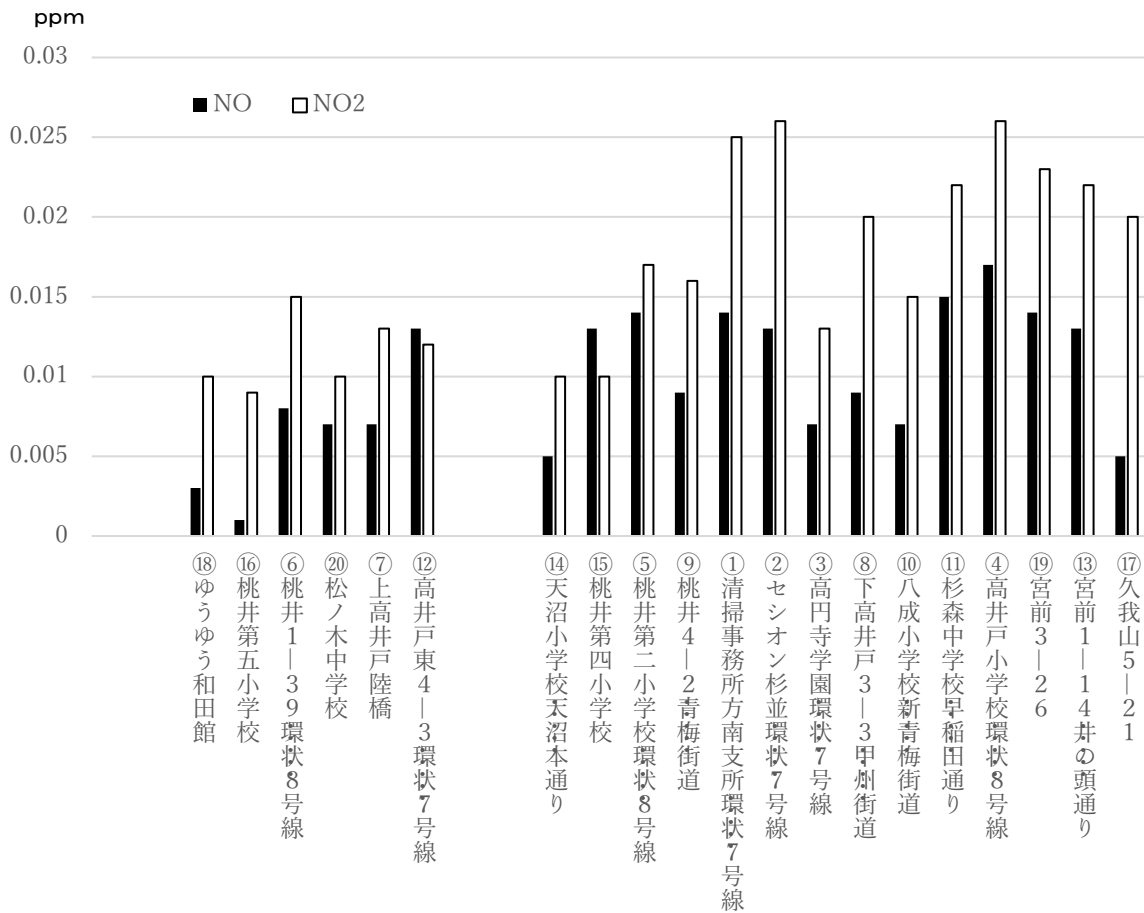
調査地点 に面した 幹線道路	測定項目 調査地点 調査期間		二酸化窒素（NO ₂ ）						一酸化窒素（NO）			
			期 間 平均値	日平均 最大値	1時間 最大値	*1 0.06ppm をこえた日と 割合		*2 富士見丘 測定室の 測定値	期 間 平均値	日平均 最大値	1時間 最大値	*2 富士見丘 測定室の 測定値
						日	%					
環 状 七 号 線	①清掃事務所方南支所	2.10.15～2.11.5	0.025	0.037	0.066	0	0.0	0.020	0.014	0.028	0.082	0.008
	②セシオン杉並	2.11.26～2.12.17	0.026	0.038	0.065	0	0.0	0.027	0.013	0.035	0.096	0.016
	③高円寺学園*3	2.11.5～2.11.26	0.022	0.040	0.066	0	0.0	0.022	0.006	0.015	0.094	0.010
環 状 八 号 線	④高井戸小学校	3.1.7～3.1.28	0.026	0.052	0.086	0	0.0	0.027	0.017	0.032	0.087	0.015
	⑤桃井第二小学校	2.9.24～2.10.15	0.017	0.024	0.040	0	0.0	0.016	0.014	0.028	0.086	0.006
	⑥桃井1-39	2.6.4～2.6.25	0.015	0.027	0.043	0	0.0	0.011	0.008	0.022	0.052	0.002
放 射 5 号 線	⑦上高井戸陸橋	2.6.25～2.7.16	0.013	0.022	0.044	0	0.0	0.010	0.007	0.018	0.054	0.002
甲 州 街 道	⑧下高井戸3-3	2.11.5～2.11.26	0.020	0.038	0.074	0	0.0	0.022	0.009	0.017	0.109	0.010
青 梅 街 道	⑨桃井4-2	2.9.24～2.10.15	0.016	0.025	0.039	0	0.0	0.016	0.009	0.014	0.054	0.006
新 青 梅 街 道	⑩八成小学校	2.10.15～2.11.5	0.015	0.026	0.046	0	0.0	0.020	0.007	0.014	0.048	0.008
早 稲 田 通 り	⑪杉森中学校	2.11.26～2.12.17	0.022	0.037	0.069	0	0.0	0.027	0.015	0.041	0.147	0.016
井 ノ 頭 通 り	⑫高井戸東4-3	2.6.25～2.7.16	0.012	0.025	0.115	0	0.0	0.010	0.013	0.023	0.099	0.002
	⑬宮前1-14	3.1.28～3.2.18	0.022	0.038	0.082	0	0.0	0.022	0.013	0.022	0.081	0.008
天 沼 本 通 り	⑭天沼小学校	2.9.3～2.9.24	0.010	0.017	0.029	0	0.0	0.011	0.005	0.009	0.034	0.004
そ の 他	⑮桃井第四小学校	2.9.3～2.9.24	0.010	0.016	0.028	0	0.0	0.011	0.013	0.018	0.054	0.004
	⑯桃井第五小学校	2.5.14～2.6.4	0.009	0.016	0.034	0	0.0	0.013	0.001	0.002	0.005	0.003
	⑰久我山5-21	3.1.28～3.2.18	0.020	0.034	0.068	0	0.0	0.022	0.005	0.011	0.053	0.008
	⑱ゆうゆう和田館	2.5.14～2.6.4	0.010	0.019	0.041	0	0.0	0.013	0.003	0.005	0.011	0.003
	⑲宮前3-26	3.1.7～3.1.28	0.023	0.047	0.068	0	0.0	0.027	0.014	0.039	0.141	0.015
	⑳松ノ木中学校	2.6.4～2.6.25	0.010	0.017	0.031	0	0.0	0.011	0.007	0.010	0.029	0.002

*1 0.06ppmをこえた日と割合：割合（%）＝0.06ppmをこえた日数÷調査期間日数

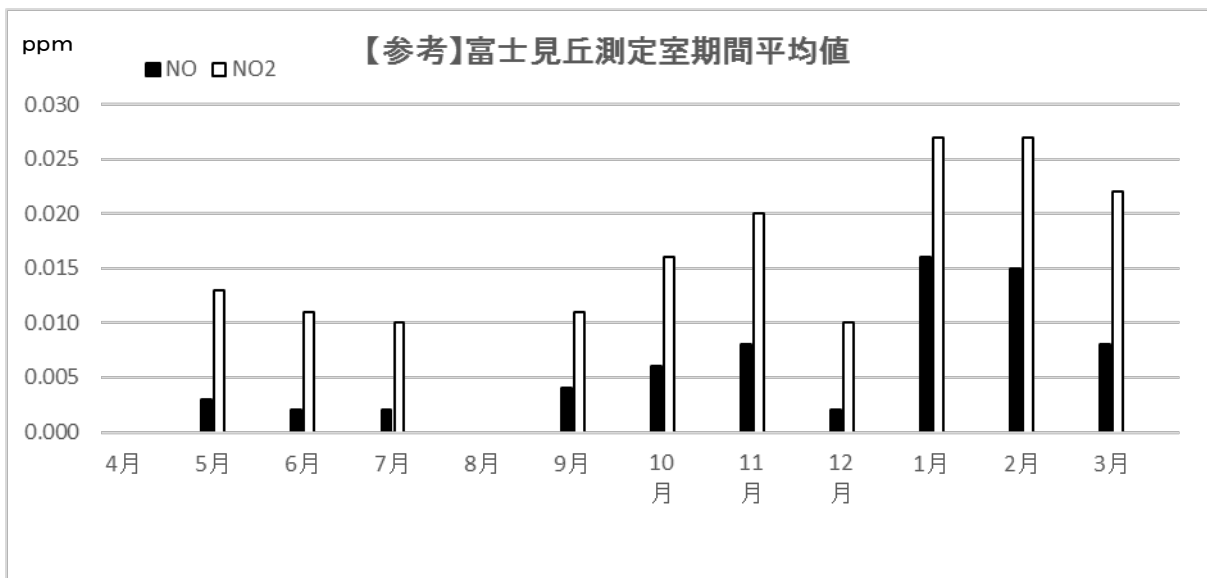
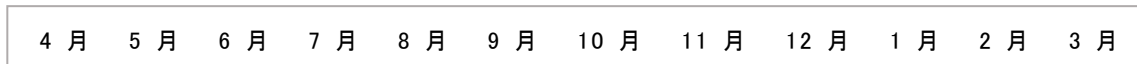
*2 富士見丘測定室の測定値：同じ期間の富士見丘測定室（地上16mで採気）の期間平均値

*3 令和2年度より変更した地点

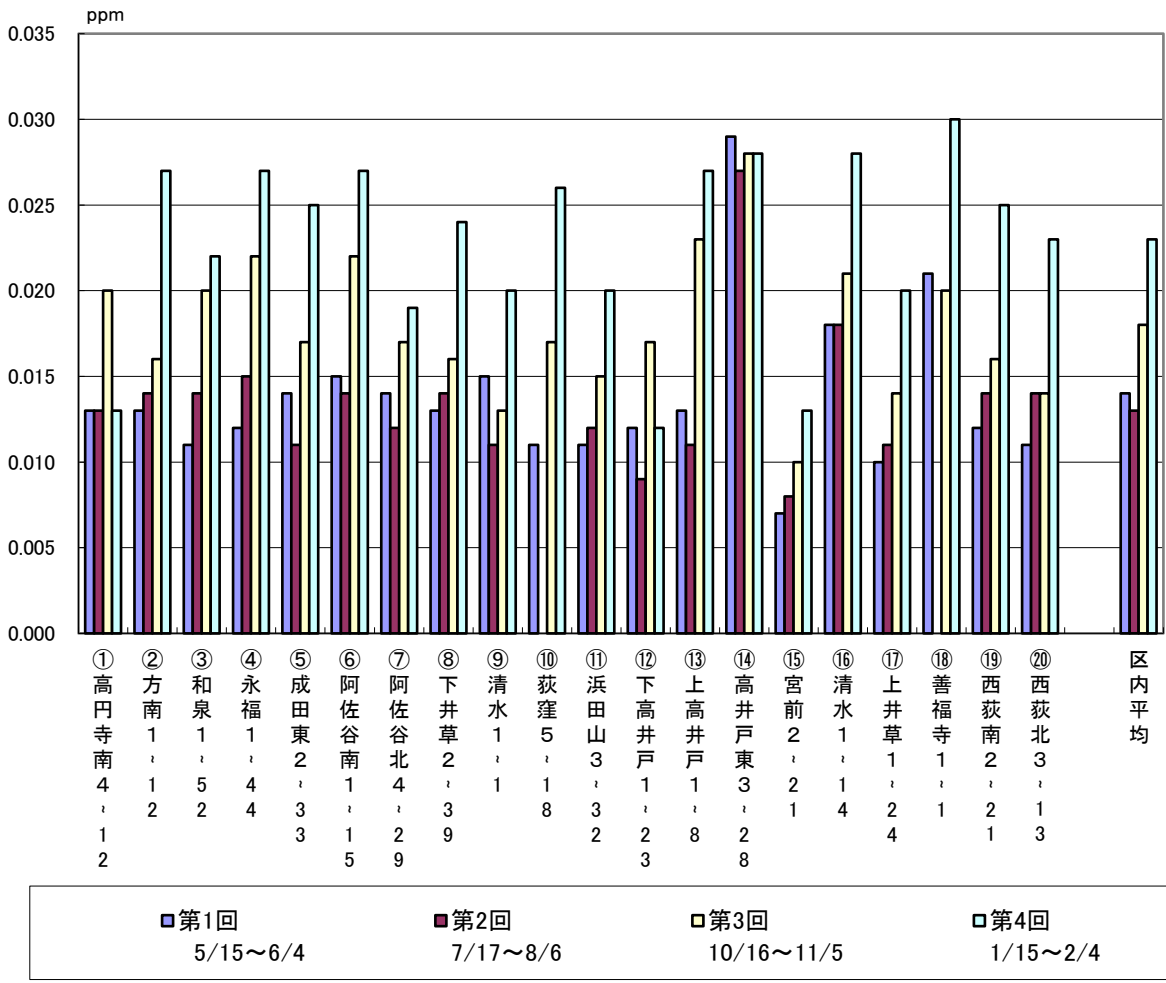
< II - 9 > 窒素酸化物連続測定結果（期間平均値：令和2年度）



【測定時期】

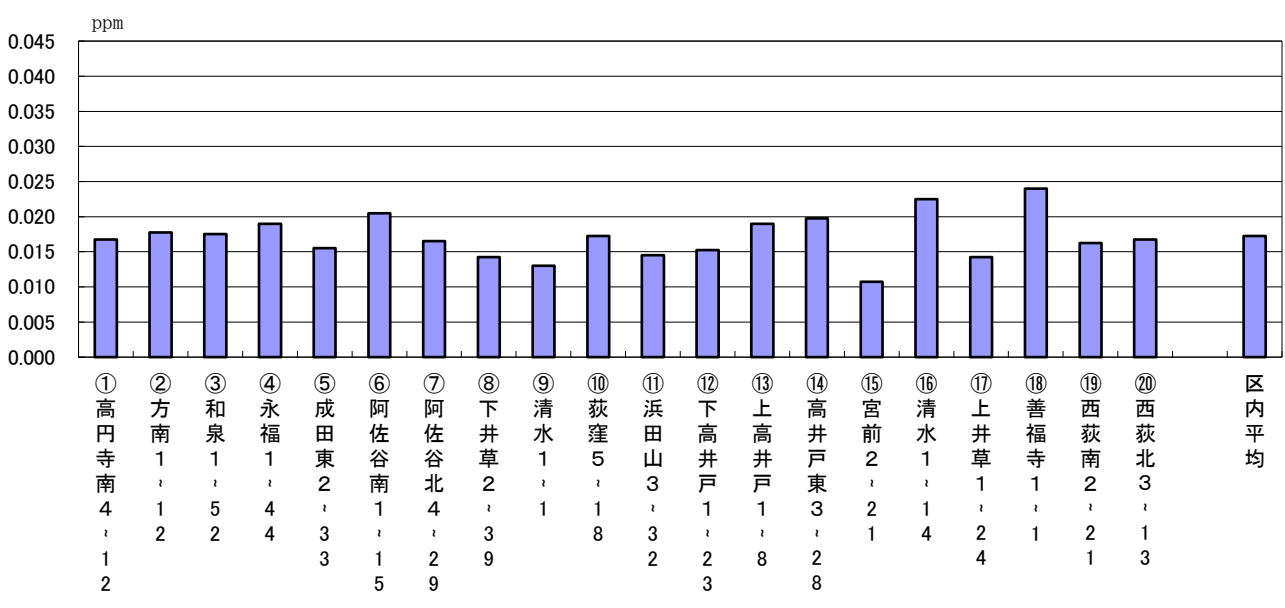


< II - 10 > 二酸化窒素簡易測定結果
 令和2年度二酸化窒素簡易測定調査結果



※ ⑩ 第2回欠測

令和2年度二酸化窒素簡易調査平均値



< II - 11 > 自動車排出ガス測定地点

窒素酸化物測定地点

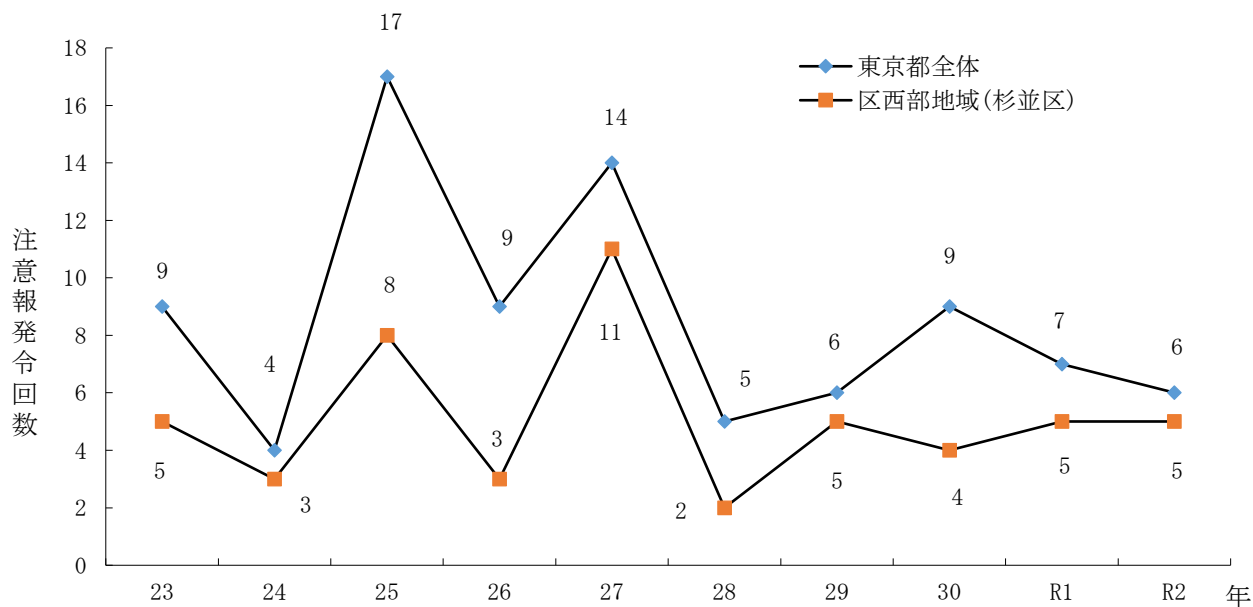


◇光化学スモッグ

＜Ⅱ－12＞ 令和2年の光化学スモッグ注意報発令状況(杉並区は区西部地域に属す)

発令回数	1	2	3	4	5	6
月日	7/20	8/10	8/13	8/15	8/19	8/21
区東部		○		○		
区北部				○	○	
区西部(杉並区)		○	○	○	○	○
区南部		○	○	○	○	○
多摩北部				○	○	
多摩中部					○	
多摩西部						
多摩南部	○					
オキシダント最高濃度(ppm)	0.129	0.139	0.137	0.199	0.168	0.150

＜Ⅱ－13＞ 光化学スモッグ注意報発令回数の経年変化



(注1) 警報は昭和49年(現在の多摩中部)・50年(現在の区西部)に各1回発令

<Ⅱ-14> 光化学スモッグによると思われる被害届者数

(単位：人)

地域	年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
杉並区						2							
区西部(杉並区を除く)													
区東部													
区北部													
区南部													
多摩北部													
多摩中部			12										
多摩西部													
多摩南部			6										
合計		0	18	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0

<Ⅱ-15> 光化学スモッグ緊急時基準及び措置

段 階	地 域	発令の基準	措 置		
			緊急時協力 工場・事業場	自動車等	一般
予 報	区 東 部 区 北 部 区 西 部 区 南 部 多摩北部 多摩中部 多摩西部 多摩南部	高濃度汚染が予想されるとき(気象条件から)	燃料使用量の削減協力要請	不要不急の自動車等を使用しないよう協力要請	○ばい煙排出者に対し、自主規制を協力要請 ○屋外になるべく出ない ○屋外運動は差し控える ○被害にあったときは、保健所に届け出る
注 意 報		オキシダント濃度 0.12ppm以上(1時間値)	通常の燃料使用量より 20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力要請	
警 報		オキシダント濃度 0.24ppm以上(1時間値)	通常の燃料使用量より 40%程度削減勧告		
重大 緊急報		オキシダント濃度 0.40ppm以上(1時間値)	通常の燃料使用量より 40%以上削減命令	都公安委員会に対し、措置をとるべきことを要請	
学 校 情 報		<提供基準> オキシダント濃度 0.10ppm以上(1時間値)	—	—	

光化学スモッグ発令地域の区分



②交通騒音・振動・交通量

◇道路交通騒音常時監視（面的評価）

杉並区内の幹線道路の自動車騒音の状況について調査を実施し、道路の沿道（道路端から 50m幅の範囲）における環境基準を超える住居等戸数の把握を行った。

調査方法

① 評価区間および基準点の設定

自動車騒音の影響が一定と考えられる区間毎に対象路線を分割し、評価区間を設定した。また、評価区間を代表する地点を基準点として設定した。

② 基準点騒音の測定

道路端にて 24 時間連続騒音測定を行った。また、あわせて交通量・走行速度の測定も行った。

③ 背後地騒音減衰状況の測定

基準点の背後地側約 50m の地点にて騒音測定を行い、10m 毎の各距離帯における騒音レベルを推計して、減衰量を把握した。

④ 沿道状況把握の調査

道路端（道路敷地境界）から 50m の範囲の道路に面する地域について、上下線別、10m 毎の距離帯別に住居等戸数の把握調査を行った。

⑤ 面的評価

基準点における騒音レベルと、当該地域に類型指定された環境基準値との比較を行い、環境基準の達成戸数及び割合を把握した。

令和 2 年度の調査区間は 13 区間あり、そのうち 6 区間について実測調査を行った。類型化により騒音レベルが類似していると判断された 7 区間については推計により評価を行った。

< II - 16 > 交通騒音・交通量の評価区間及び調査地点

評価区間番号	路線名	起点住所	終点住所	評価区間延長距離 (km)	地点番号	測定地点住所
41580 - 2	環状8号線（環八通り）	杉並区宮前2丁目30	杉並区南荻窪1丁目6	0.4	—	—
41580 - 3	環状8号線（環八通り）	杉並区南荻窪1丁目6	杉並区南荻窪4丁目29	0.8	2	杉並区荻窪5丁目1
41580 - 4	環状8号線（環八通り）	杉並区南荻窪4丁目29	杉並区上荻2丁目42	0.6	—	—
41590 - 1	環状8号線（環八通り）	杉並区上荻2丁目42	杉並区今川1丁目12	1.1	—	—
61510 - 1	椎名町上石神井線（千川通り）	杉並区井草3丁目29	杉並区井草3丁目31	0.1	—	—
61520 - 1	椎名町上石神井線（千川通り）	杉並区井草3丁目31	杉並区井草5丁目14	0.6	6	杉並区井草4丁目22
61520 - 2	椎名町上石神井線（千川通り）	杉並区井草5丁目14	杉並区井草5丁目5	0.7	7	杉並区井草5丁目16
60270 - 1	杉並田無線（新青梅街道）	杉並区井草3丁目23	杉並区井草5丁目14	0.5	8	杉並区井草4丁目15
61540 - 1	落合井草線（新青梅街道）	杉並区井草1丁目36	杉並区井草3丁目14	1.0	—	—
61210 - 1	瀬田貫井線（中杉通り）	杉並区阿佐谷南3丁目1	杉並区本天沼1丁目28	1.6	—	—
61210 - 2	瀬田貫井線（中杉通り）	杉並区本天沼1丁目28	杉並区下井草1丁目15	0.3	11	杉並区下井草1丁目15
40660 - 1	飯田橋石神井新座線	杉並区下井草1丁目32	杉並区下井草3丁目29	0.6	—	—
40660 - 2	飯田橋石神井新座線	杉並区下井草3丁目29	杉並区井草3丁目29	1.3	13	杉並区井草2丁目16

< II - 17 > 交通騒音・交通量の評価区間及び調査地点



注) 図中、◎は基準点位置、□数字は地点番号、○○○○○-○は評価区間番号

< II - 18 > 交通騒音調査結果

地点 番号	評価区間番号	路線名	測定地点住所	基準点 等価騒音 レベル (dB) (L _{Aeq})		基準点 騒音レベル 中央値 (dB) (L _{A50})		背後地 騒音 レベル (dB) (L _{A95})		環境基準 適合状況 ○：適合 ×：不適合	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	41580 - 3	環状8号線（環八通り）	杉並区荻窪5丁目1	69	69	68	65	43	34	○	×
6	61520 - 1	椎名町上石神井線（千川通り）	杉並区井草4丁目22	67	64	60	50	47	36	○	○
7	61520 - 2	椎名町上石神井線（千川通り）	杉並区井草5丁目16	61	58	52	45	39	35	○	○
8	60270 - 1	杉並田無線（新青梅街道）	杉並区井草4丁目15	68	66	63	52	50	47	○	×
11	61210 - 2	瀬田貫井線（中杉通り）	杉並区下井草1丁目15	61	58	56	46	38	34	○	○
13	40660 - 2	飯田橋石神井新座線	杉並区井草2丁目16	62	58	51	42	40	39	○	○

注1) 時間の区分：昼間 午前6時～午後10時、夜間 午後10時～翌日午前6時

注2) 環境基準値：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下

注3) 環境基準適合状況は、基準点等価騒音レベルの適合状況を示す。

< II - 19 > 交通量・走行速度調査結果

地点 番号	評価区間番号	路線名	測定地点住所	交通量（台/日）						大型車 混入率 （%）	平均走 行速度 （km/h）
				大型 I	大型 II	小型	計	二輪	合計		
2	41580 - 3	環状8号線（環八通り）	杉並区荻窪5丁目1	6,270	13,758	38,220	58,248	2,616	60,864	34.4	41.9
6	61520 - 1	椎名町上石神井線（千川通り）	杉並区井草4丁目22	174	1,386	11,886	13,446	972	14,418	11.6	44.3
7	61520 - 2	椎名町上石神井線（千川通り）	杉並区井草5丁目16	66	474	5,268	5,808	546	6,354	9.3	45.1
8	60270 - 1	杉並田無線（新青梅街道）	杉並区井草4丁目15	372	1,170	13,068	14,610	1,200	15,810	10.6	50.7
11	61210 - 2	瀬田貫井線（中杉通り）	杉並区下井草1丁目15	756	504	6,576	7,836	672	8,508	16.1	37.1
13	40660 - 2	飯田橋石神井新座線	杉並区井草2丁目16	216	222	3,588	4,026	432	4,458	10.9	38.0

注1) 各10分間測定値を6倍した各1時間値を24回分集計し、日計換算値とした。

< II - 20 > 交通騒音面の評価結果概要

地点 番号	評価区間 番号	路線名	評価対象 住居等 戸数	昼間			夜間		
				環境基準 超過戸数	環境基準 達成戸数	達成率 (%)	環境基準 超過戸数	環境基準 達成戸数	達成率 (%)
1	40660-1	飯田橋石神井新座線 (旧早稲田通り)	986	3	983	99.7	28	958	97.2
2	40660-2	飯田橋石神井新座線 (旧早稲田通り)	1,638	15	1,623	99.1	15	1,623	99.1
3	41580-2	環状8号線 (環八通り)	546	0	546	100.0	180	366	67.0
4	41580-3	環状8号線 (環八通り)	1,792	10	1,782	99.4	464	1,328	74.1
5	41580-4	環状8号線 (環八通り)	1,666	17	1,649	99.0	64	1,602	96.2
6	41590-1	環状8号線 (環八通り)	1,556	7	1,549	99.6	572	984	63.2
7	60270-1	杉並田無線 (新青梅街道)	239	0	239	100.0	11	228	95.4
8	61210-1	瀬田貫井線 (中杉通り)	2,802	0	2,802	100.0	8	2,794	99.7
9	61210-2	瀬田貫井線 (中杉通り)	552	0	552	100.0	17	535	96.9
10	61510-1	椎名町上石神井線 (千川通り)	38	16	22	57.9	16	22	57.9
11	61520-1	椎名町上石神井線 (千川通り)	145	0	145	100.0	0	145	100.0
12	61520-2	椎名町上石神井線 (千川通り)	528	0	528	100.0	2	526	99.6
13	61540-1	落合井草線 (新青梅街道)	1,128	3	1,125	99.7	16	1,112	98.6
集計 (13区間)			13,616	71	13,545	99.5	1,393	12,223	89.8

注1) 昼間とは6～22時、夜間は22～翌日6時である。

注2) 集計の戸数は、複数評価区間で重複計上している戸数を含む。

◇道路交通騒音・振動

<Ⅱ-21> 主な幹線道路における騒音の環境基準・要請限度の達成状況

	測定地点住所	時間区分	
		昼間(6~22時)	夜間(22~6時)
環状7号線	高円寺北1-4 ^{※1}	○	△
	和田2-7	△	△
	方南1-3	○	△
環状8号線	桃井1-39	○	○
	荻窪5-10	○	△
	高井戸西1-5	○	△
甲州街道・首都高速4号線	下高井戸3-3	△	×
放射5号線・首都高速4号線	高井戸東2-2 ^{※2}	○	○
放射5号線・中央自動車道	上高井戸2-16	○	○

※1: 令和2年度から測定地点変更(令和元年度までは高円寺北2-1)

※2: 令和2年度から測定地点変更(令和元年度までは高井戸東2-3)

注: ○印は環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、△印は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、×印は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<Ⅱ-22> 青梅街道道路交通騒音常時測定結果 [区役所前測定室]

(単位: デシベル)

年月 時間の区分	R2												R3			環境基準	要請限度
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
昼間(6~22時)	69	68	68	69	68	68	69	68	69	69	68	68	70	75			
夜間(22~6時)	66	66	67	67	66	67	68	67	67	66	66	67	65	70			

※1 沿道のマイク高さ地上4.5m

※2 測定値について、無印は環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表す(環境基準、要請限度については、P38, 39を参照)

<Ⅱ-23> 中央自動車道・放射5号線道路交通騒音常時測定結果 [富士見丘測定室]

(単位: デシベル)

年月 時間の区分		R2												R3			環境基準	要請限度
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
昼間 (6~22時)	沿道	63	62	62	62	61	62	63	62	62	62	62	62	70	75			
	屋上	61	60	60	60	60	60	61	60	60	60	60	60					
夜間 (22~6時)	沿道	60	59	59	60	58	60	61	60	60	59	59	60	65	70			
	屋上	58	57	57	58	57	58	58	58	58	57	57	58					

※1 沿道のマイクの高さ地上4.5m

※2 屋上のマイクの高さ地上14.5m

※3 測定値について、無印は環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表す(環境基準、要請限度については、P38, 39を参照)

<Ⅱ-24> 道路交通騒音測定結果
令和2年度 道路交通騒音測定結果

(単位：デシベル)

道路名	地点番号	測定地点住所	測定年月日	区域種 ・車線数	測定場所	測定値	
						昼間(6~22)	夜間(22~6)
環状七号線	1	高円寺北1-4*	R3. 1.19~R3. 1.22	c・6	沿道	69 (75・70)	67 (70・65)
	2	和田2-7	R2. 9.15~R2. 9.18	c・6	沿道	71 (75・70)	70 (70・65)
	3	方南1-3	R2. 9.29~R2. 10. 2	c・6	沿道	70 (75・70)	70 (70・65)
環状八号線	4	桃井1-39	R2. 5.19~R2. 5.22	b・4	沿道	67 (75・70)	65 (70・65)
	5	荻窪5-10	R2. 10.27~R2. 10.30	c・4	沿道	69 (75・70)	68 (70・65)
	6	高井戸西1-5	R2. 10. 5~R2. 10. 8	b・4	沿道	68 (75・70)	70 (70・65)
甲州街道 首都高速四号線	7	下高井戸3-3	R2. 12. 1~R2. 12. 4	c・8/4	沿道	72 (75・70)	71 (70・65)
					屋上(4F)	73 (75・70)	72 (70・65)
放射五号線 首都高速四号線	8	高井戸東2-2*	R2. 5.25~R2. 5.28	b・8/4	沿道	66 (75・70)	63 (70・65)
放射五号線 中央自動車道	9	上高井戸2-16	R2. 10.20~R2. 10.23	b・6/5	沿道	59 (75・70)	56 (70・65)
放射五号線	24	久我山1-4	R2. 12. 8~R2. 12. 11	a・4	沿道	56 (75・70)	52 (70・65)
青梅街道	10	高円寺南2-11	R2. 9. 8~R2. 9. 11	c・4	沿道	65 (75・70)	63 (70・65)
	11	成田東5-34	R2. 6.30~R2. 7. 3	c・4	沿道	67 (75・70)	66 (70・65)
	12	桃井4-2	R2. 6. 2~R2. 6. 5	c・4	沿道	67 (75・70)	63 (70・65)
井ノ頭通り	13	高井戸東4-3	R2. 11.24~R2. 11.27	b・4	沿道	70 (75・70)	68 (70・65)
	14	宮前1-14	R2. 11.17~R2. 11.20	b・4	沿道	68 (75・70)	65 (70・65)
五日市街道	15	成田東3-7	R2. 6.23~R2. 6.26	c・2	沿道	67 (75・70)	63 (70・65)
	16	宮前1-18	R2. 11.10~R2. 11.13	c・2	沿道	64 (75・70)	63 (70・65)
早稲田通り	17	阿佐谷北5-45	R3. 1.26~R3. 1.29	c・2	沿道	70 (75・70)	67 (70・65)
	18	上井草3-6	R2. 6. 9~R2. 6.12	a・2	沿道	64 (75・70)	58 (70・65)
方南通り	19	堀ノ内1-9	R3. 1.12~R3. 1.15	b・4	沿道	70 (75・70)	65 (70・65)
中杉通り	20	阿佐谷北1-31	R3. 3. 9~R3. 3.12	c・2	沿道	64 (75・70)	60 (70・65)
区・神明通り	21	宮前3-26	R2. 11. 2~R2. 11. 6	a・1	沿道	64 (65・55)	59 (55・45)
区・2103号線	22	西荻北1-19	R2. 6.16~R2. 6.19	a・2	沿道	58 (70・60)	52 (65・55)
区・2133号線	23	高井戸西1-17	R2. 10.13~R2. 10.16	a・2	沿道	62 (70・60)	55 (65・55)

注：測定値の後の（ ）内は、要請限度値、環境基準値を示す。

※測定地点変更

区域種のaは、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域

bは、第1種・第2種住居地域、準住居地域

cは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 を表す。

測定値の網掛けは、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<Ⅱ-25> 道路交通振動測定結果
令和2年度 道路交通振動測定結果

(単位：デシベル)

道路名	地点番号	測定地点住所	測定年月日	区域種 ・車線数	測定場所	測定値	
						昼間(8~19)*	夜間(19~8)*
環状七号線	1	高円寺北1-4*	R3. 1.19~R3. 1.22	2・6	沿道	49 (70)	49 (65)
	2	和田2-7	R2. 9.15~R2. 9.18	2・6	沿道	55 (70)	55 (65)
	3	方南1-3	R2. 9.29~R2.10. 2	2・6	沿道	35 (70)	34 (65)
環状八号線	4	桃井1-39	R2. 5.19~R2. 5.22	1・4	沿道	53 (65)	52 (60)
	5	荻窪5-10	R2.10.27~R2.10.30	2・4	沿道	49 (70)	50 (65)
	6	高井戸西1-5	R2.10. 5~R2.10. 8	1・4	沿道	54 (65)	55 (60)
甲州街道 首都高速四号線	7	下高井戸3-3	R2.12. 1~R2.12. 4	2・8/4	沿道	44 (70)	44 (65)
放射五号線 首都高速四号線	8	高井戸東2-2*	R2. 5.25~R2. 5.28	1・8/4	沿道	48 (65)	46 (60)
放射五号線 中央自動車道	9	上高井戸2-16	R2.10.20~R2.10.23	1・6/5	沿道	48 (65)	48 (60)
放射五号線	24	久我山1-4	R2.12. 8~R2.12.11	1・4	沿道	37 (65)	33 (60)
青梅街道	10	高円寺南2-11	R2. 9. 8~R2. 9.11	2・4	沿道	42 (70)	38 (65)
	11	成田東5-34	R2. 6.30~R2. 7. 3	2・4	沿道	30 (70)	26 (65)
	12	桃井4-2	R2. 6. 2~R2. 6. 5	2・4	沿道	42 (70)	38 (65)
井ノ頭通り	13	高井戸東4-3	R2.11.24~R2.11.27	1・4	沿道	43 (65)	37 (60)
	14	宮前1-14	R2.11.17~R2.11.20	1・4	沿道	41 (65)	38 (60)
五日市街道	15	成田東3-7	R2. 6.23~R2. 6.26	2・2	沿道	45 (70)	39 (65)
	16	宮前1-18	R2.11.10~R2.11.13	2・2	沿道	46 (70)	45 (65)
早稲田通り	17	阿佐谷北5-45	R3. 1.26~R3. 1.29	2・2	沿道	42 (70)	37 (65)
	18	上井草3-6	R2. 6. 9~R2. 6.12	1・2	沿道	44 (65)	36 (60)
方南通り	19	堀ノ内1-9	R3. 1.12~R3. 1.15	1・4	沿道	46 (65)	39 (60)
中杉通り	20	阿佐谷北1-31	R3. 3. 9~R3. 3.12	2・2	沿道	41 (70)	35 (65)
区・神明通り	21	宮前3-26	R2.11. 2~R2.11. 6	1・1	沿道	42 (65)	37 (60)
区・2103号線	22	西荻北1-19	R2. 6.16~R2. 6.19	1・2	沿道	37 (65)	24 (60)
区・2133号線	23	高井戸西1-17	R2.10.13~R2.10.16	1・2	沿道	45 (65)	37 (60)

注：測定値の後の（ ）内は、要請限度値を示す。

※測定地点変更

区域種の1は、第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域
第1種・第2種住居地域、準住居地域

2は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

を表す。

* 区域種2は、昼間は8時から20時、夜間は20時から8時。

< II - 26 > 環状 7 号線 年度別測定結果（騒音・振動）

測定地点 方南 1-3

騒音 (単位：デシベル)											振動 (単位：デシベル)										
時間 の区分	年度										時間 の区分	年度									
	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2		H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2
昼間 (6～22 時)	72	71	70	70	71	72	72	72	71	70	昼間 (8～20 時)	52	52	52	52	36	35	35	36	37	35
夜間 (22～6 時)	70	70	69	69	71	71	72	71	70	70	夜間 (20～8 時)	51	52	51	52	35	35	35	36	36	34

測定値について、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

< II - 27 > 環状 8 号線 年度別測定結果（騒音・振動）

測定地点 高井戸西 1-5

騒音 (単位：デシベル)											振動 (単位：デシベル)										
時間 の区分	年度										時間 の区分	年度									
	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2		H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2
昼間 (6～22 時)	69	68	68	69	69	68	69	69	68	68	昼間 (8～20 時)	54	55	53	54	55	53	53	53	54	54
夜間 (22～6 時)	68	70	69	69	67	68	70	70	69	70	夜間 (20～8 時)	56	57	56	56	55	55	55	54	55	55

測定値について、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

< II - 28 > 道路交通騒音・振動測定地点



< II - 29 > 騒音のめやす

○ 騒音の単位

騒音を表す単位は「デシベル(dB)」を使います。

人間の耳に感じる音の大きさは、周波数の高低により異なった強さに聞こえる性質があります。このため、人間の耳の周波数による強さの違いを補正したものを周波数補正特性といい「A特性」「C特性」「F(平たん)特性」などがあります。

道路交通騒音は「A特性」の補正がしてある騒音計を用いて測定し、以前は「デシベル(A)」で表しましたが、現在では(A)を省略して「デシベル」で表します。

○ 振動の単位

振動の大きさは、その振幅、速度及び加速度によって表され、また水平方向と鉛直方向の振動に分けられます。そして騒音同様、人体の感じ方は複雑なので、人体に合うよう補正した振動計を用いて振動を測定し、その単位は「デシベル(dB)」で表します。道路交通振動は、鉛直方向のみの振動で測定します。

(単位：デシベル)

騒音レベル	めやす
130	(最大可聴音)
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車の通過するときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場
80	地下鉄の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

< II - 30 > 振動のめやす

(単位：デシベル)

振動レベル	めやす
55 未満	人体に感じないで地震計に記録される程度
55～65	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度
65～75	大勢の人に感ずる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる程度
75～85	家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯が揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度
85～95	家屋の動揺がはげしく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水があふれ、歩いている人にも感じられ、多くの人が戸外にとび出す程度
95～105	壁が割れ、墓石・石灯籠が倒れ、煙突・石垣が破損したりする程度
105～110	家屋の倒壊は30%以下で、山崩れ、地割れが生じ、多くの人々は立つていくことができない程度
110 超	家屋の倒壊が30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などが生じる

○ 環境基準

環境基本法第 16 条に基づき、騒音について<Ⅱ-31>のとおり環境基準が定められています。この環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされています。振動については、環境基準は定められていません。

<Ⅱ-31> 騒音に係る環境基準

(H10.9.30 環境庁告示第 64 号 地域指定 H24.4.1 杉並区告示第 361 号) (単位: デシベル)

類型地域	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60 以下	50 以下
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

◎幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 1 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考 2 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する道路 20メートル

備考 3 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。

○ 要請限度

騒音と振動それぞれについて要請限度が定められており、騒音は騒音規制法第 17 条第 1 項<Ⅱ-32>、振動は振動規制法第 16 条第 1 項<Ⅱ-33>に基づいています。

区長は、指定地域内における自動車騒音・道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による交通規制、最高速度の制限、徐行すべき場所の指定などの措置を執るよう要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。振動については東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を、道路管理者又は関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

<Ⅱ-32> **自動車騒音に係る要請限度**

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
(平成 12 年総理府令第 15 号 地域指定 H15.3.19 杉並区告示第 371 号)

(単位：デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6~22 時)	夜間 (22~6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65	55
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70	65
	第 1 種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
	第 2 種中高層住居専用地域			
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	65	55
	第 2 種住居地域	2 車線以上 近接区域	75	70
	準住居地域 用途地域の定めのない地域			
c 区域	近隣商業地域	1 車線	75	70
	商業地域	2 車線以上		
	準工業地域	近接区域		
	工業地域			

備考 1 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考 2 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域は、車線の区分に応じた道路端からの距離が、2 車線以下の車線を有する道路は 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路は 20 メートルの範囲とする。

< II - 33 > 道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第 16 条第 1 項及び同施行規則第 12 条(別表第 2)

(地域等指定 H15. 3. 19 杉並区告示第 375 号)

(単位：デシベル)

区域の区分		時間の区分				
		8 時	昼間	19 時	夜間	8 時
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域					
	第 2 種低層住居専用地域					
	第 1 種中高層住居専用地域					
	第 2 種中高層住居専用地域		65		60	
	第 1 種住居地域					
	第 2 種住居地域					
	準住居地域					
	用途地域の定めのない地域			20 時		
第 2 種 区 域	近隣商業地域					
	商業地域					
	準工業地域		70		65	
	工業地域					
第 2 種地域に該当する地域に接する地先は、第 2 種区域の基準が適用される。						

◇鉄道の騒音と振動

< II - 34 > 鉄道騒音・振動測定結果

路線名	住 所 用途地域	測 定 年月日	レール種別 防音壁有無	測定 地点 (m)	等価騒音レベル (デシベル)		単発騒音 暴露レベル (デシベル)	最大騒音 レベル (デシベル)	振動 (デシベル)	速度 (km/h)	列車本数(昼/夜)
					昼	夜					
中央本線	杉並区阿佐谷南2-26 第一種中高層住居専用	R3. 3. 23	ロング 有	12.5	59.4	54.2	77.0	69	41	85	各停：389／67 快速：497／91 特急：62／12 計：948／170
				25.0	58.8	53.6	76.4	68	-		
西武新宿線	杉並区上井草1-32 近隣商業	R3. 3. 23	ロング 無	12.5	68.9	64.1	89.1	82	64	80	各停：219／49 急行：248／42 特急：45／11 計：512／102
				25.0	64.8	60.0	85.0	78	-		

○ 測定地点

騒音は測定する側の軌道中心線から直角方向に沿って 12.5m と 25m の 2 地点において同時測定を行った。振動は 12.5m の地点において測定を行った。

○ 測定項目

連続する 3 時間に通過する列車について、次の項目を測定・記録した。

騒音：単発騒音暴露レベル、最大騒音レベル(ピークレベル)

振動：最大振動レベル(ピークレベル)

列車種別、列車形式、車両数、速度

○ 指針

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して生活環境を保全し、騒音問題が生じることを未然に防止するうえで目標となる当面の指針は次表のとおり。

新線	等価騒音レベルとして、昼間(7時～22時)については 60 デシベル(A)以下、夜間(22時～翌日7時)については 55 デシベル(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保全すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

○ 評価方法

騒音の評価方法は、列車の種別(普通、急行、特急等)ごとの単発騒音暴露レベルをパワー平均して、種別ごとの単発騒音暴露レベルを求めた。1 日における列車の種別ごとの本数を用いて、種別ごとの単発騒音暴露レベルを加重パワー平均して、その地点における等価騒音レベル(昼間 7 時～22 時 夜間 22 時～翌日 7 時)とした。最大騒音レベルは、各列車の最大騒音レベルをパワー平均した。

振動は、最大振動レベルを算術平均した。

(2) 化学物質等の適正管理と水質汚濁を防ぐ取組

①河川水質

〈水質汚濁に係る環境基準について〉

環境基本法第 16 条の規定に基づいて、達成維持することが望ましい基準として水質汚濁に係わる環境基準が定められており、これを目標として水質汚濁防止法を中心に水質保全対策が進められています。

杉並区内の河川では、神田川が C 類型に、妙正寺川は B 類型に指定されています。

＜Ⅱ－35＞ 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50MPN/100mℓ
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1000MPN/100mℓ
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以 下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5000MPN/100mℓ
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以 下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以 下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以 下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/ℓ 以上	—

(環境庁告示第 59 号抜粋)

環境基準の説明

pH	水素イオン 濃度	水溶液が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で、pH 7 が中性、それより数値が大きければアルカリ性、小さければ酸性である。
BOD	生物化学的 酸素要求量	水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために、好気性微生物が必要とする酸素の量。この数値が高いほど川は汚れていることになる。魚の生育環境には 5mg/ℓ 以下が望ましく、悪臭発生限界は 10mg/ℓ であるといわれている。
SS	浮遊物質 量	水中に浮いている不溶性の物質。川床にたまったり、魚介類に付着したりする。
DO	溶存酸素 量	水中に溶けている酸素の量。酸素のない川や少ない川は、いわば死んだ川で魚介類は生存できない。比較的汚染に強いコイ・フナ等でも 5mg/ℓ 以上が望ましいといわれている。

< II - 36 > 河川水質調査地点



< II - 37 > 河川の主要測定項目調査結果

河川	採水地点	調査年月日		透視度	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	大腸菌群数
		年	月日							
妙正寺川	松下橋	R2年	5月28日	>100	9.4	23.2	1.4	3.4	3	3,300
			9月17日	>100	9.2	18.2	0.9	3.9	3	23,000
			11月4日	>100	8.2	13.4	1.0	1.6	1	700
		R3年	2月4日	>100	8.0	14.7	1.5	2.1	1	2,300
善福寺川	井萩橋	R2年	5月28日	>100	6.9	11.4	0.6	2.4	1	4,900
			9月17日	>100	6.6	9.8	<0.5	1.8	2	7,900
			11月4日	>100	7.2	9.5	0.6	1.2	2	17,000
		R3年	2月4日	>100	6.7	9.3	<0.5	1.8	1	13,000
	堀之内橋	R2年	5月28日	>100	8.0	10.6	1.1	2.0	5	4,900
			9月17日	>100	8.5	12.7	0.8	2.7	10	17,000
			11月4日	>100	8.0	12.0	0.9	2.1	5	4,900
		R3年	2月4日	>100	7.7	11.7	0.5	2.0	3	13,000
神田川	宮下橋	R2年	5月28日	>100	7.7	9.2	1.1	2.1	3	1,400
			9月17日	61	7.3	7.4	1.7	4.4	10	7,000
			11月4日	49	7.9	10.3	1.7	3.4	9	2,200
		R3年	2月4日	>100	7.6	11.6	1.1	1.6	4	7,000
	乙女橋	R2年	5月28日	65	8.0	11.5	0.5	3.8	13	4,900
			9月17日	94	7.8	10.5	0.6	2.9	11	17,000
			11月4日	55	7.8	11.1	0.7	3.1	12	13,000
		R3年	2月4日	>100	7.7	12.2	0.5	2.5	3	3,300

(DO、BOD、COD、SSの単位：mg/l、透視度の単位：度、大腸菌群数の単位：MPN/100ml)

< II - 38 > 水質測定（年間平均値）一覧

(BOD、COD の単位 : mg/ℓ)

採水地点	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)
妙正寺川 (松下橋)	8.7	1.2	2.7
善福寺川 (堀之内橋)	8.0	0.8	2.2
神田川 (乙女橋)	7.8	0.5	3.0

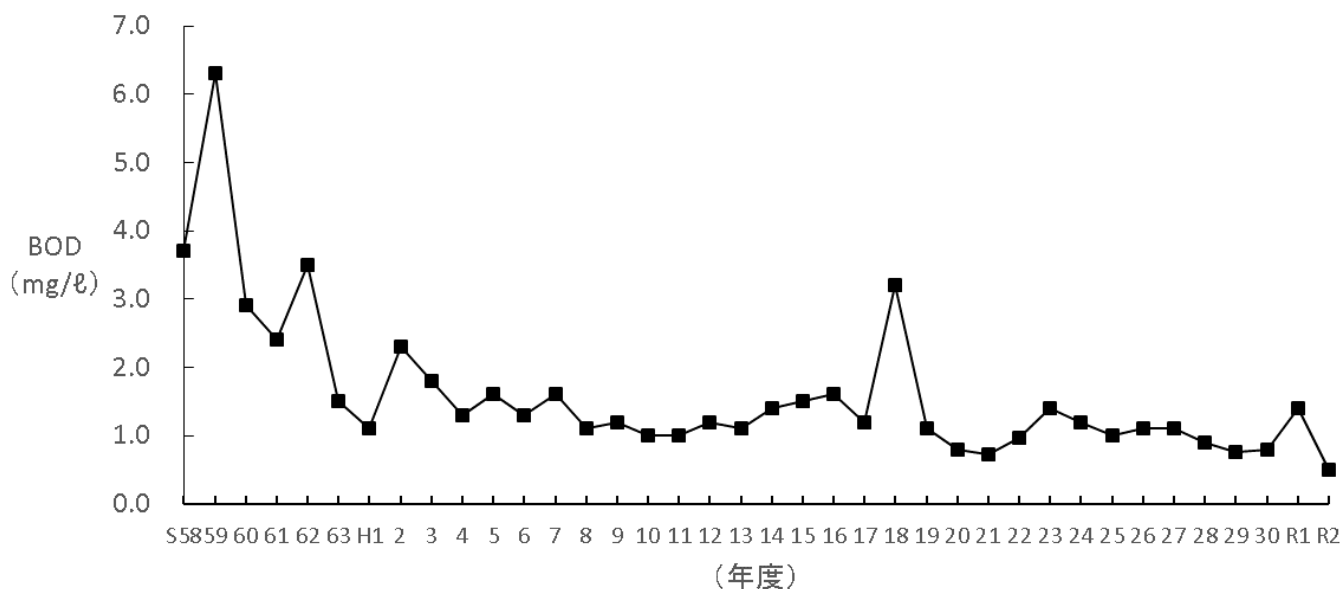
< II - 39 > 池等の主要測定項目調査結果

採水地点	調査年月日	透視度	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
妙正寺池	R2年 8月5日	37	8.4	11.4	1.6	4.9	23	7,900
善福寺上池		20	9.2	15.3	4.9	21	33	790
善福寺下池		12	9.1	12.6	8.9	29	46	2,300
和田掘池		20	8.7	11.0	14	17	31	2,200
原寺分湧水		100	7.0	7.8	<0.5	<0.5	<0.5	330
御供米橋付近湧水*		—	—	—	—	—	—	—

(DO、BOD、COD、SS の単位 : mg/ℓ、透視度の単位 : 度、大腸菌群数の単位 : MPN/100ml)

* 御供米橋湧水は水量不足により採水不能。

< II - 40 > 神田川—乙女橋での BOD の経年変化



②工場・事業場

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「環境確保条例」という。）により、平成 13 年 10 月から「化学物質の適正管理に関する規定」と「土壌汚染対策に関する規定」が施行され、それに基づく報告・届出等が平成 14 年度から実施されています。

< II - 41 > 適正管理化学物質使用量等報告書提出数（単位：件）

種 類	令和元年度	2 年度
ガソリンスタンド	30	29
クリーニング業	8	7
その他	3	3
合計	41	39

注 毎年 4 月 1 日から 6 月末までに、前年度分の適正管理化学物質の使用量等を報告する制度。
対象は、指定された 59 種類の化学物質を年間 100Kg 以上使用する工場・指定作業場。

< II - 42 > 適正管理化学物質使用量等

（単位：kg／年）

種類	適正管理 化学物質	30 年度の使用量等 （令和元年度報告分）				令和元年度の使用量等 （令和 2 年度報告分）			
		使用量	製品として の出荷量	環境への 排出量	事業所外へ の移動量	使用量	製品として の出荷量	環境への 排出量	事業所外へ の移動量
8	塩酸	16,000	0	0	0	18,000	0	0	0
11	キシレン※	2,912,910	2,909,000	198	410	2,688,200	2,628,700	183	380
16	酢酸エチル※	0	0	0	0	110	0	110	0
17	酢酸ブチル※	0	0	0	0	540	0	540	0
19	酸化エチレン※	230	0	0	0	190	0	0	0
31	スチレン※	0	0	0	0	0	0	0	0
35	テトラクロロエチレン※	770	0	354	403	750	0	318	425
39	トルエン※	7,434,870	7,433,000	1,926	310	6,792,600	6,702,000	1,619	0
49	ヘキサン※	1,641,880	1,638,000	2,728	0	1,534,610	1,520,900	2,545	0
50	ベンゼン※	342,080	340,400	282	0	319,140	312,800	260	0
53	メタノール※	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	12,348,740	12,320,400	5,488	1,123	11,354,140	11,164,400	5,574	805

※のついている物質は揮発性有機化合物（VOC）

< II -43> 土壌汚染状況調査報告書等の提出状況

(単位：件)

種 類		28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
土 壌 汚 染 状 況 調 査 報 告 書	ガソリンスタンド	2	0	1	1	1
	クリーニング業	2	1	0	0	3
	その他	3	2	2	1	1
	合計	7	3	3	2	5
汚染拡散防止計画書		1	0	0	0	1
汚染拡散防止措置完了届出書		1	0	0	1	0

注 工場または指定作業場を設置している事業者で、有害物質を取り扱ったことがある者は環境確保条例に基づき、事業所を廃止または建物を除却しようとする際、対象地の土壌汚染状況を調査し報告することが義務づけられている。調査結果が処理基準値を超える場合には「汚染拡散防止計画書」を作成し、防止措置の実施が必要となる。

なお、環境確保条例の改正により、平成 31 年 4 月から、有害物質は「特定有害物質」となり、調査契機等が変更となっている。

< II -44> アスベスト除去工事施工計画届出数

(単位：件)

	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
届出受付（法）	26	35	38	64	39
届出受付（条例）	24	33	37	60	36
現場立入	26	30	35	66	40

注 1：大気汚染防止法により、吹付けアスベスト及びアスベスト保温材等を使用している建築物等の改修・解体工事を開始する日の 14 日前までに届出が義務づけられている。また、環境確保条例に基づく届出は一定規模以上のものについて届出が義務づけられている。

注 2：届出受付後、区では原則立入調査を実施している。年度末に受け付けた届出の立入調査を次年度に実施する場合があるので、届出件数と現場立入件数は一致しないことがある。

< II - 45 > 工場等の年度別推移

(単位:件)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 環境確保条例による工場数	397	389	385	384	359
2 環境確保条例による指定作業場数	823	811	784	759	750
3 環境確保条例による指定作業数	916	899	870	842	829
4 大気汚染防止法によるばい煙発生施設設置事業所数	—	—	—	—	—
5 水質汚濁防止法による特定施設設置事業所数	1	1	1	1	1
6 騒音規制法による特定施設設置事業所数	194	194	195	196	194
7 騒音規制法による特定建設作業実施届出数	321	283	267	301	299
8 振動規制法による特定施設設置事業所数	50	49	49	49	47
9 振動規制法による特定建設作業実施届出数	255	225	204	240	219

1. 工場	2. 2kw (合計) 以上の原動機を使用する物品の製造、加工、作業を常時行う工場等
2. 指定作業場	指定作業を行う事業所 (場)
3. 指定作業	自動車駐車場、ボイラー、洗濯施設等
4. ばい煙発生施設	主としてボイラー、焼却炉など
5. 特定施設 (水質)	酸アルカリ洗浄施設、電気メッキ施設、洗濯業の用に供する洗浄施設、めん類製造業の用に供する湯煮施設、豆腐または煮豆製造業の用に供する湯煮施設、自動式車両洗浄施設等
6. 特定施設 (騒音)	液圧・機械プレス、せん断機、空気圧縮機、送風機、織機、木材加工機械、印刷機械、合成樹脂用射出成形機、切断機 (といしを用いるものに限る) 等
7. 特定建設作業 (騒音)	くい打機、びょう打機、さく岩機、掘削作業、空気圧縮機を使用する建設作業、コンクリートプラント等
8. 特定施設 (振動)	液圧・機械プレス、せん断機、圧縮機、織機、印刷機械、合成樹脂用射出成形機等
9. 特定建設作業 (振動)	くい打機、鋼球、舗装版破碎機、ブレーカーを使用する建設作業

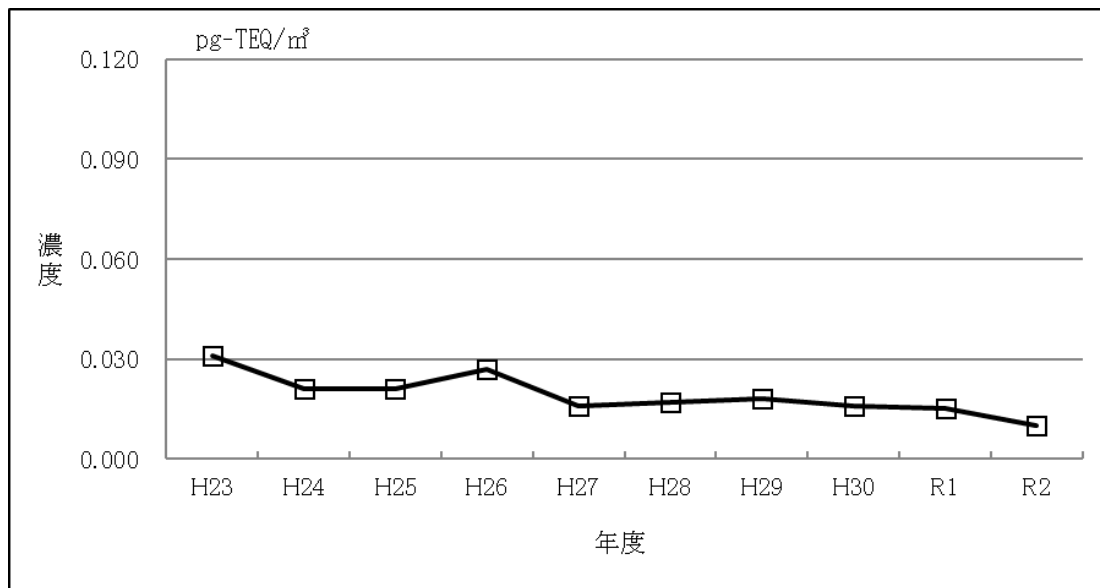
< II - 46 > 大気ダイオキシン類調査結果 (7日間連続採取)

(単位: pg-TEQ/m³)

調査日	令和2年 5月20日 ~27日	8月19日 ~26日	11月11日 ~18日	令和3年 2月5日 ~12日	年平均値
調査地点					
井草森公園	0.0072	0.0094	0.015	0.010	0.010
大宮前体育館	0.0082	0.014	0.015	0.0094	0.012
郷土博物館	0.0082	0.024	0.015	0.0082	0.014

環境基準: 年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下

< II - 47 > 大気中のダイオキシン類濃度経年変化 (井草森公園年平均値)



< II - 48 > 河川ダイオキシン類調査結果 (水質)

(単位: pg-TEQ/l)

調査日	令和2年 8月4日	令和3年 1月6日	年平均値
調査地点			
宮下橋(神田川)	0.077	0.065	0.071
佃橋(神田川、玉川上水放流口)	0.15	0.089	0.12
尾崎橋(善福寺川)	0.065	0.066	0.066
和田見橋(神田川)	0.070	0.073	0.072

環境基準: 年平均値が1pg-TEQ/l以下

注)

1. ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンおよびコプラナーPCBを含めたものをいう。
2. TEQ: 毒性等量といい、ダイオキシンの種類ごとに毒性の強さが異なるため、最も毒性の強いダイオキシンの量に換算したもの。
3. 1pg: 1兆分の1グラム。

(3) その他の公害を防ぐ取組

①公害の苦情等

< II - 49 > 発生源別苦情受付の年度別推移

(単位：件)

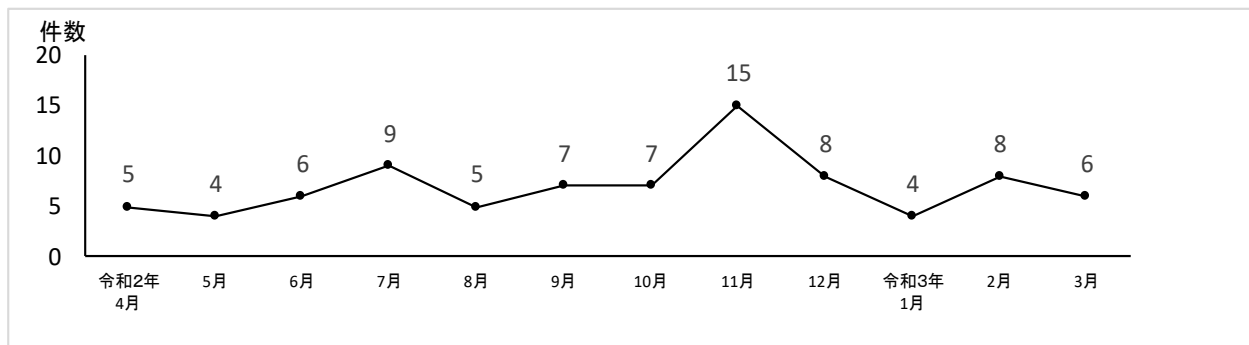
年度	工場	指定作業場	建設作業	一般	合計
28	2	1	88	74	165
29	2	4	78	52	136
30	0	1	59	66	126
R元	0	2	32	53	87
R2	6	2	25	51	84

< II - 50 > 現象別苦情の年度別推移

(単位：件(%))

現象 年度	大気汚染	騒音	振動	悪臭	その他	計
28	43(26%)	70(42%)	21(13%)	22(13%)	9(6%)	165
29	35(26%)	67(49%)	23(17%)	9(7%)	2(1%)	136
30	26(21%)	60(48%)	19(15%)	15(12%)	6(4%)	126
R元	26(30%)	40(46%)	7(8%)	14(16%)	0(0%)	87
R2	14(17%)	39(46%)	5(6%)	26(31%)	0(0%)	84

<Ⅱ-51> 苦情の月別受付件数（令和2年度）



<Ⅱ-52> 地下水揚水量経年変化

（単位：m³）

	28年	29年	30年	令和元年	令和2年
工場	58,100	40,607	33,640	29,639	24,980
その他	1,999,019	1,157,778	1,220,254	1,352,097	1,366,252
合計	2,057,119	1,198,385	1,253,894	1,381,736	1,391,231

注1 調査期間は年度ではなく、年単位（1月から12月）

注2 手押しポンプを除く、揚水機を設置している井戸が対象（設置年月日・用途により対象外の井戸あり）

<Ⅱ-53> 特定建設作業実施届出数（種類別）の年度別推移

（単位：件）

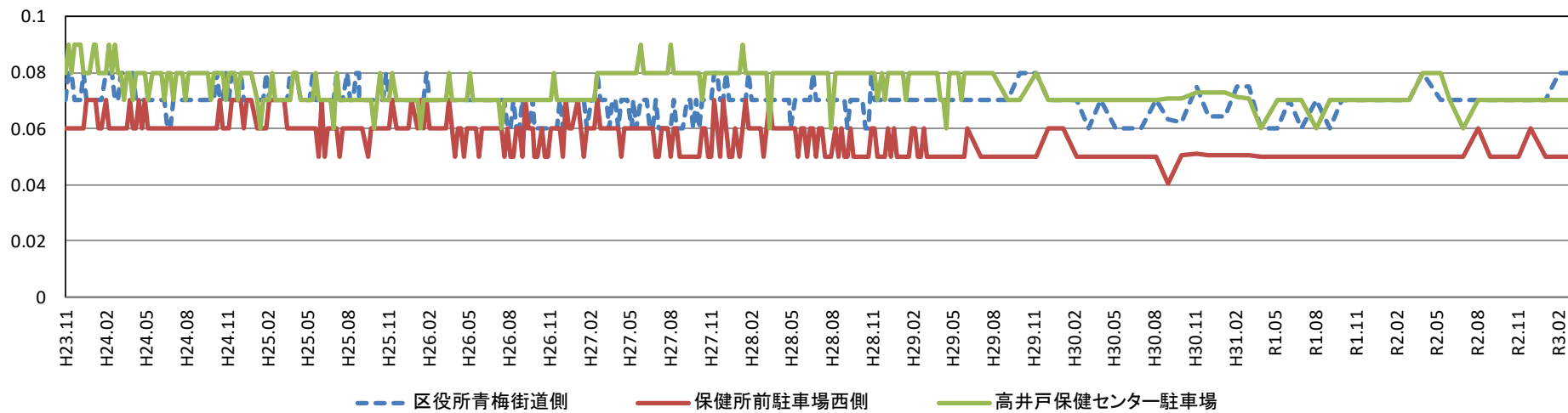
種類		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
騒音規制法	さく岩機	312	277	258	287	294
	空気圧縮機	4	6	5	5	6
	その他	2	3	9	9	6
	合計	321	283	267	301	306
振動規制法	くい打機等	2	1	0	2	2
	ブレーカー	253	224	204	238	223
	合計	255	225	204	240	225

注1 騒音規制法のさく岩機と振動規制法のブレーカーは、法律によりその名称は異なりますが、同じ作業のことです。

注2 届出が受理されると、区では届出人に対して「特定建設作業実施届出済票」を渡し、所定の事項を記入のうえ、建設作業現場の公衆の目につきやすい場所に掲示するよう指導しています。

②放射能対策

<Ⅱ-54> 定点3カ所空間放射線量率(週1回:平成23年11月~平成29年5月、月1回:平成29年6月~令和3年3月) 高さ1m 単位: $\mu\text{Sv/h}$



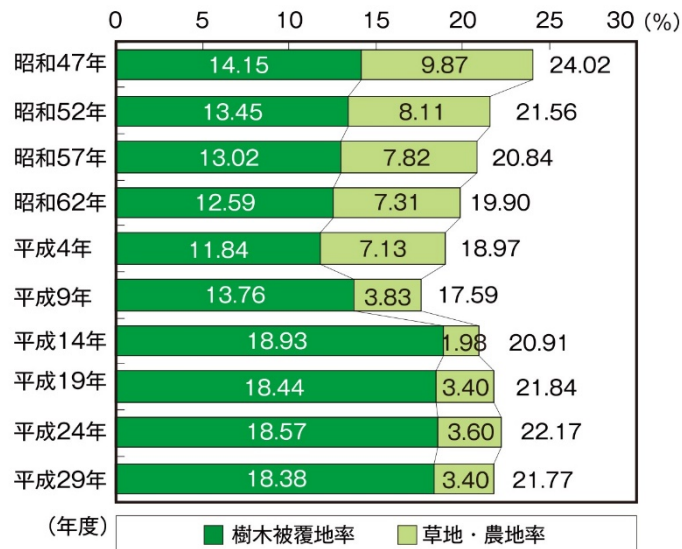
※各グラフの測定機器はTCS-172Bです。詳しい測定値は区ホームページをご覧ください。

(1) 連続したみどりを保全・創出する取組

①みどりの現状

<Ⅲ-1> 緑被率の推移

(平成 29 年度みどりの実態調査より)



※樹木被覆地率には、屋上緑化率が含まれている。

・みどりの実態調査について

みどりの実態調査は、杉並区みどりの条例に基づき、区内のみどりの実態を把握するとともに、収集データと既存資料等を活用して、みどりの実態を多角的に解析・評価することを目的に行っています。調査は、昭和 47 年からおおむね 5 年ごとに行っており、これまで計 10 回実施しています。

・緑被率の推移について

平成 9 年度から 14 年度にかけての樹木被覆地の増加は、樹木の生長や植樹活動の広がりに伴う増加及び調査精度の向上によります。平成 14 年度から 19 年度にかけての草地の増加は公園整備に伴うもの、学校校庭緑地化事業によるものなど草地面積の増加がみられました。平成 19 年度から 24 年度にかけては、開発に伴う樹木被覆地の消失が見られるが、建築行為時の緑化指導、桃井原っぱ公園の整備や公園樹木、街路樹、庭木等の生長に伴って樹木被覆地が増加しています。

平成 24 年度から 29 年度にかけては都立公園の拡張や区立公園の整備等で新たな緑地が創出された一方で、屋敷林の宅地化などにより緑被率の減少となりました。

<Ⅲ-2> 地域・ゾーン別緑被率

(平成 29 年度みどりの実態調査より)

上段:面積(ha) 下段:率(%)

地域・ゾーン	面積 (ha)	上段:面積(ha) 下段:率(%)						
		樹木 被覆地	草地	農地	屋上緑化	緑被地	裸地	水面
上井草	153.40	29.13	3.66	7.71	0.49	41.00	4.98	0.02
		18.99	2.39	5.03	0.32	26.73	3.24	0.01
下井草	152.00	23.80	2.55	4.50	0.14	30.98	4.06	0.07
		15.66	1.68	2.96	0.09	20.38	2.67	0.05
井草	305.40	52.93	6.21	12.21	0.63	71.98	9.03	0.09
		17.33	2.03	4.00	0.21	23.57	2.96	0.03
西荻北	318.10	61.96	7.85	2.73	0.80	73.34	5.94	3.69
		19.48	2.47	0.86	0.25	23.06	1.87	1.16
西荻南	138.50	21.65	1.74	2.03	0.18	25.60	2.04	0.00
		15.63	1.26	1.47	0.13	18.49	1.48	0.00
西荻	456.60	83.61	9.59	4.76	0.98	98.95	7.98	3.69
		18.31	2.10	1.04	0.21	21.67	1.75	0.81
荻窪北	253.10	40.81	2.52	1.69	0.33	45.35	5.97	0.21
		16.12	1.00	0.67	0.13	17.92	2.36	0.08
荻窪南	289.50	49.34	5.14	3.43	0.89	58.81	6.66	1.88
		17.04	1.78	1.19	0.31	20.31	2.30	0.65
荻窪	542.60	90.15	7.67	5.12	1.22	104.16	12.63	2.09
		16.61	1.41	0.94	0.22	19.20	2.33	0.39
阿佐谷	236.30	35.12	2.20	0.03	0.41	37.76	3.90	0.07
		14.86	0.93	0.01	0.17	15.98	1.65	0.03
成田	328.70	80.07	8.54	1.03	0.65	90.28	12.11	1.76
		24.36	2.60	0.31	0.20	27.47	3.68	0.54
阿佐谷	565.00	115.19	10.74	1.06	1.05	128.04	16.01	1.83
		20.39	1.90	0.19	0.19	22.66	2.83	0.32
高円寺	213.10	26.73	1.62	0.02	0.53	28.90	4.00	0.00
		12.54	0.76	0.01	0.25	13.56	1.88	0.00
和田・堀ノ内	190.00	35.42	2.38	0.32	0.53	38.64	4.06	0.09
		18.64	1.25	0.17	0.28	20.34	2.13	0.05
高円寺	403.10	62.15	4.01	0.34	1.05	67.55	8.06	0.09
		15.42	0.99	0.08	0.26	16.76	2.00	0.02
高井戸西	371.40	68.32	17.75	9.18	0.54	95.79	11.82	0.65
		18.40	4.78	2.47	0.15	25.79	3.18	0.18
高井戸東	264.70	54.79	8.70	2.17	1.06	66.72	7.50	0.80
		20.70	3.29	0.82	0.40	25.21	2.83	0.30
高井戸	636.10	123.11	26.46	11.35	1.59	162.51	19.32	1.45
		19.35	4.16	1.78	0.25	25.55	3.04	0.23
永福	195.20	38.14	5.48	0.22	0.42	44.26	4.08	1.31
		19.54	2.81	0.11	0.21	22.68	2.09	0.67
方南・和泉	298.00	52.94	10.40	0.04	0.72	64.10	6.71	2.85
		17.76	3.49	0.01	0.24	21.51	2.25	0.96
方南・和泉	493.20	91.08	15.88	0.27	1.14	108.37	10.80	4.17
		18.47	3.22	0.05	0.23	21.97	2.19	0.84
区全体	3,406.00	618.21	80.55	35.12	7.66	741.54	83.83	13.41
		18.15	2.37	1.03	0.23	21.77	2.46	0.39

※割合は小数第3位を四捨五入したため合計値が合わない場合がある。

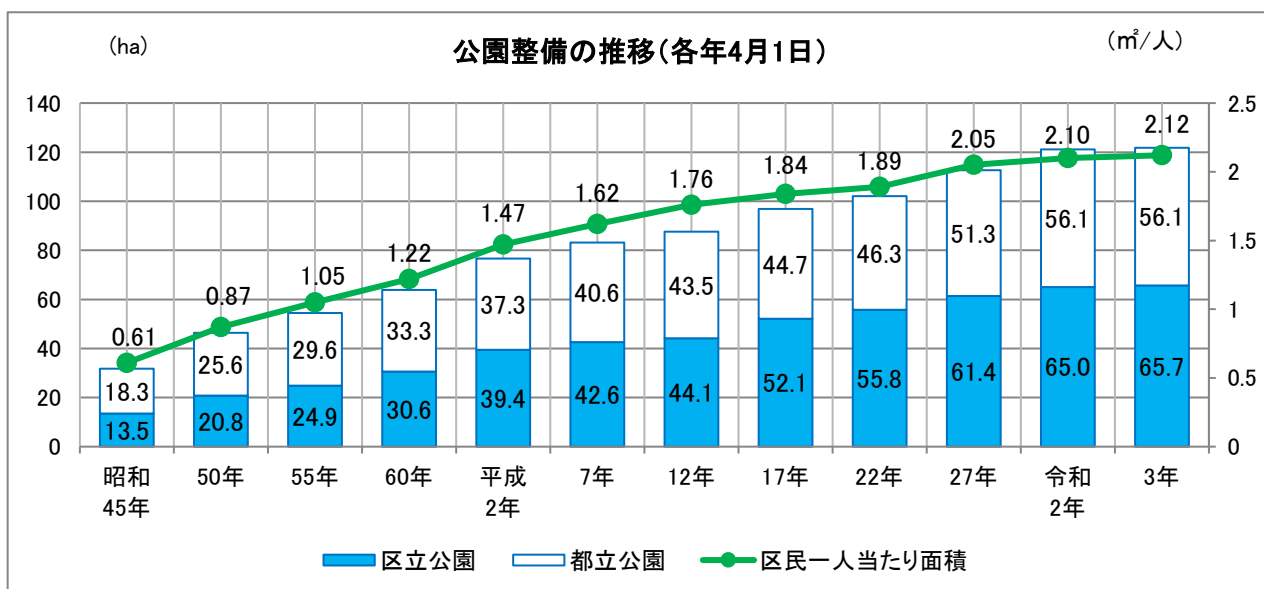
<Ⅲ-3> 公園の整備状況

(単位：㎡)

分類	箇所数 (箇所)	面積
都立公園	5	560,698.84
区立公園	330	657,491.89
地域公園	9	274,719.32
身近な公園	321	382,772.57
のびのび公園	13	65,276.33
ふれあい公園	77	128,767.61
まちかど公園	145	80,218.75
都市緑地	81	65,050.39
緑道	5	43,459.49

(平成3年4月1日現在)

<Ⅲ-4> 公園の整備状況



②緑化の推進

◇みどりを守る

<Ⅲ-5> 樹木保険の内容

○ 対物賠償 (他人の家や物が壊れた場合) 1事故につき 2,000万円まで
○ 対人賠償 (ケガや死亡の場合) 1名につき 1億円まで 1事故につき 2億円まで

※ 対象は保護樹木、保護樹林及び貴重木による事故

<Ⅲ-6> 民有地保護指定実績

年度	保護樹木		保護樹林		保護生けがき		貴重木	
	件数	数値	件数	数値	件数	数値	件数	数値
28	452件	1,560本	109件	411,119.25㎡	154件	6,218.60m	38件	59本
29	440件	1,541本	103件	406,697.98㎡	152件	6,048.30m	39件	59本
30	427件	1,491本	102件	353,899.01㎡	152件	6,072.80m	40件	59本
R元	415件	1,463本	98件	345,510.26㎡	147件	5,819.00m	40件	59本
R2	401件	1,442本	94件	333,177.63㎡	145件	5,724.60m	39件	57本

<Ⅲ-7> 公共施設保護指定実績

施設	保護樹木	保護樹林	貴重木
都立高校	62本(5校)	—	1本(1校)
区立小学校	111本(29校)	—	2本(1校)
区立中学校	83本(18校)	—	—
他施設	32本(9か所)	4,369㎡(1か所)	14本(10か所)
合計	288本(61校・か所)	4,369㎡(1か所)	17本(12校・か所)

(令和3年3月31日現在)

<Ⅲ-8> 保護樹木等指定解除理由

解除理由	28年度			29年度			30年度			R元年度			R2年度		
	保護樹木	保護樹林	保護生けがき	保護樹木	保護樹林	保護生けがき	保護樹木	保護樹林	保護生けがき	保護樹木	保護樹林	保護生けがき	保護樹木	保護樹林	保護生けがき
土地売却 (借地返還含)	3件	1件	1件	5件	2件	2件	4件	1件	1件	6件	—	2件	3件	3件	4件
住宅の建設等	8件	2件	1件	5件	7件	2件	3件	—	—	2件	1件	1件	6件	—	1件
道路の造成等	1件	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
駐車場の造成	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
枯死・衰弱	11件	—	—	7件	—	1件	6件	—	1件	20件	—	2件	15件	—	1件
苦情・近所への 気がね	2件	—	—	1件	—	—	5件	—	—	2件	1件	—	2件	—	—
自然災害による倒木	—	—	—	—	—	—	3件	—	—	3件	—	—	—	—	—
その他 (指定区分変更等)	10件	3件	2件	8件	2件	3件	2件	—	—	1件	2件	—	2件	1件	—
合計	35件	6件	4件	26件	11件	8件	23件	1件	2件	34件	4件	5件	28件	4件	6件

※ 解除数値は、一部解除を含む

※ <Ⅲ-9> 市民緑地「いこいの森」開設状況

(令和3年3月31日現在)

名 称	所在地	開設年月日	面積
清水いこいの森	清水2-20-8	平成10年3月20日	718.56㎡
下井草いこいの森	下井草5-1-18	平成21年3月12日	1,082.71㎡
山葉名いこいの森	上井草4-6-10	平成25年10月13日	2,851.79㎡

※ 区内の300平方メートル以上の樹林等を対象に、土地所有者と区が市民緑地契約（無償借地契約）を締結し、契約期間中区民に開放する制度。土地所有者は税の優遇措置がある。

<Ⅲ-10> 区営苗圃状況

(令和3年3月31日現在)

苗圃名	所在地	開設年月	所有借地別	面積	樹木本数
上高井戸苗圃	上高井戸3-8	昭和48年10月	借地	2,437 m ²	565本
成田西苗圃	成田西2-7	昭和52年4月	区有地	233 m ²	120本
成田西第二苗圃	成田西2-12	平成4年12月	区有地	1,146 m ²	355本
合計	3か所			3,816 m ²	1,040本

◇みどりを創る

<Ⅲ-11> 緑化指導の実績

緑化計画受理状況等

敷地面積			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
200 m ² 以上	緑化計画書	計画	578件	613件	622件	673件	699件
		完了	340件	282件	354件	318件	675件
200 m ² 未満	緑化計画概要書	計画	1,233件	1,198件	1,225件	1,220件	1,259件

行為・敷地面積別受理状況

年度	開発行為		建築行為等						合計	
			1,000 m ² 以上		200 m ² 以上～ 1,000 m ² 未満		200 m ² 未満			
	件数 (件)	敷地面積 (m ²)	件数 (件)	敷地面積 (m ²)	件数 (件)	敷地面積 (m ²)	件数 (件)	敷地面積 (m ²)	件数 (件)	敷地面積 (m ²)
28	6	9,106.33	30	129,470.52	542	136,603.54	1,233	167,930.66	1,811	442,945.12
29	16	15,303.96	26	70,308.44	571	144,240.95	1,198	129,725.00	1,811	359,578.35
30	25	24,226.79	26	60,980.47	571	138,786.47	1,225	155,058.94	1,847	379,052.67
R元	18	44,204.71	24	140,659.90	631	139,111.41	1,220	140,342.25	1,893	464,318.27
R2	10	8,416.71	32	123,414.42	657	144,580.27	1,259	148,405.68	1,958	424,817.08

<Ⅲ-12> 寄付樹木実績

年度	申込件数	受領件数	寄付樹木数
28	19 件	11 件	84 本
29	15 件	2 件	2 本
30	23 件	7 件	33 本
R 元	9 件	5 件	49 本
R2	15 件	2 件	11 本

寄付樹木の受領要件

- (ア) 中、高木については、原則として幹周り 44cm 以下のものとする。
- (イ) 移植が時期的に適していること。
- (ウ) 対象樹木は搬入、搬出が容易であること。
- (エ) 比較的若木で、活着率のよいもの。
- (オ) 病虫害に侵されていないこと。
- (カ) 区施設への植栽に適していること。

<Ⅲ-13> 苗木配布実績

年度	配布本数
28	1,667 本
29	1,420 本
30	1,400 本
R 元	1,240 本
R2	800 本

※イベント参加記念等として配布

<Ⅲ-14> 苗木育成委託実績（令和3年度）

委託先	管理箇所	育成樹種	育成本数
東京中央農業協同組合 城西地区青壮年部	1 か所	サツキ	450 株
井草園芸研究会	5 か所	クリスマスローズ等	6,250 株

<Ⅲ-15> 接道部緑化助成状況

年度	生けがき		植樹帯		フェンス緑化		既存塀の撤去	
	件数	数値	件数	数値	件数	数値	件数	数値
28	4 件	29.2m	15 件	98.1 m ²	0 件	0.0m	2 件	4.8m
29	10 件	110.5m	10 件	77.9 m ²	0 件	0.0m	4 件	38.4m
30	13 件	109.5m	7 件	37.0 m ²	0 件	0.0m	6 件	50.1m
R 元	11 件	112.7m	14 件	160.8 m ²	1 件	3.9m	7 件	62.0m
R2	8 件	80.7m	10 件	61.5 m ²	0 件	0.0m	2 件	16.2m

<Ⅲ-16> 屋上・壁面緑化助成

年度	屋上緑化助成		壁面緑化助成	
	件数	数値	件数	数値
28	1件	42.2 m ²	0件	0 m ²
29	1件	42.4 m ²	0件	0 m ²
30	3件	41.7 m ²	1件	7.8 m ²
R元	1件	53.8 m ²	1件	10.4 m ²
R2	0件	0.0 m ²	0件	0.0 m ²

<Ⅲ-17> 学校・公共施設の緑化

①学校 接道部緑化工事

年度	実施学校	規 模	植 栽 内 訳			
			中・高木	低木	地被	つる植物
23	四宮小学校	52.7m	0本	106株	0株	0株
	杉並第四小学校	128.7m	257本	451株	250株	0株
24	実績なし	—	—	—	—	—
25	実績なし	—	—	—	—	—
26	済美養護学校	23m	113本	237本	0株	0株
27~30	実績なし	—	—	—	—	—
R元	桃井第二小学校	131.64m	319本	832本	0株	0株
	高円寺学園	48.3m	30本	164本	0株	0株
R2	高円寺学園	146.35m	226本	853本	0株	0株

②学校 校庭緑地化工事

年度	実施学校	規 模	植 栽 内 訳
25	富士見丘小学校	143.9 m ²	夏芝(ロール芝)
	高井戸第四小学校	142.5 m ²	夏芝(張り芝)
26	杉並第二小学校	126.4 m ²	夏芝(ロール芝)
	浜田山小学校	138.1 m ²	夏芝(ロール芝)
27	四宮小学校	124.3 m ²	夏芝(ロール芝)
	松庵小学校	135.0 m ²	夏芝(ロール芝)
28	高井戸東学校	162.3 m ²	夏芝(ロール芝)
	井荻小学校	109.4 m ²	夏芝(ロール芝)
29	三谷小学校	123.8 m ²	夏芝(ロール芝)
	杉並第三小学校	111.3 m ²	夏芝(ロール芝)
30~R2	実績なし	—	—

③学校 ビオトープ設置工事

年度	実施学校	規 模	植 栽 内 訳			
			つる植物	樹木	草本	芝等
23	大宮小学校	14 m ² (内、池 6.7 m ²)	0 株	低木 6 本	56 株	0 m ²
	高井戸第四小学校	21.3 m ² (内、池 21.3 m ²)	0 株	0 本	30 株	0 m ²
24	桃井第三小学校	76.8 m ² (内、池 8.9 m ²)	0 株	0 本	0 株	0 m ²
25	実績なし	—	—	—	—	—
26	西田小学校	15.8 m ² (内、池 15.8 m ²)	0 株	0 本	48 株	0 m ²
27～30	実績なし	—	—	—	—	—
R 元	桃井第二小学校	8.93 m ² (内、池 8.93 m ²)	0 株	0 本	104 株	11 m ²
R2	実績なし	—	—	—	—	—

④学校 屋上・壁面緑化工事

年度	実施学校	緑化の場所	規模
23	井草中学校 (校舎棟)	屋上	276.00 m ²
24	永福小学校	壁面	49.30 m ²
25	高井戸第二小学校	屋上	207.00 m ²
26	新泉・和泉地区小中一貫教育校	屋上	262.00 m ²
27～29	実績なし	—	—
30	桃井第二小学校	屋上	315.97 m ²
R 元	高円寺学園	屋上	702.30 m ²
		壁面	55.31 m ²
R2	高円寺学園	屋上	121.2 m ²

⑤公共施設 接道部緑化工事

年度	実施施設	規模	植栽内訳			
			中・高木	低木	地被	つる植物
14	科学館	114.9m	383本	—	—	—
	浜田山保育園	29.6m	93本	—	120株	1本
15～26	実績なし	—	—	—	—	—
27	下高井戸保育園	52.2m	28本	177本	—	—
28	杉並保育園	17.67m	14本	11本	—	—
	善福寺だいかんや ま公園保育施設	11.85m	4本	27本	—	—
29	下高井戸子供園	94.73m	112本	107本	—	—
30	阿佐谷南保育園	49.9m	30本	150本	—	—
	阿佐谷北保育園	69.25m	80本	168本	—	—
R元	成田西子供園・就 学前教育支援セン ター	10.14m	1本	58本	—	—
R2	永福三丁目複合施設	61.66m	68本	43本	155株	—
	中央図書館	68.67m (既存)	0本 (新植数)	5本 (新植数)	1315株 (新植数)	—
	西荻地域区民センタ ー及び併設3施設	23.9m (既存) 40.3m (新設)	6本 (新植数)	645本 (新植数)	—	—

⑥保育園 園庭緑地化工事

年度	実施保育園	規 模	植 栽 内 訳
18	井草保育園	32.4 m ²	赤クローバー ブルーベリー バーベナ他
	善福寺保育園	22.4 m ²	イワダレソウ タマリユウ バーベナ他
19	阿佐谷東保育園	39.3 m ²	タマリユウ ペチュニア他
	阿佐谷北保育園	42.6 m ²	タマリユウ ウバメガシ他
20	宮前保育園	37.6 m ²	セイヨウイワナンテン ヒペリカム他
	荻窪南保育園	22.4 m ²	ダイカンドラ ナデシコ他
21	井荻保育園	39.3 m ²	キンモクセイ マンリョウ他
	西荻北保育園	24.4 m ²	フイリサカキ ガザニア ダイカンドラ
22	上荻保育園	7.6 m ²	カイズカイブキ ヒペリカム・カリシナム
23～27	実績なし	—	—
28	杉並保育園	122.19 m ²	シラカシ サツキツツジ他
	善福寺だいかんやま公園 保育施設	113.20 m ²	ケヤキ サクラ他
29	下高井戸子供園	260.33 m ²	ドウダンツツジ ベニカナメモチ他
30	阿佐谷南保育園	65.21 m ²	スダジイ ハナミズキ他
	阿佐谷北保育園	167.40 m ²	シマトリネコ ハナミズキ ヒラドツツジ他
R元	成田西子供園・就学前教 育支援センター	103.55 m ²	ハナミズキ トキワマンサク ミカン他
R2	実績なし		

⑦公共施設 屋上・壁面緑化工事

年度	実施施設	緑化の場所	規 模
19	今川図書館・ゆうゆう今川館	壁面	99.00 m ²
	区営本天沼二丁目第三アパート	屋上	75.00 m ²
20	杉並福祉事務所高井戸事務所	壁面	20.00 m ²
	高円寺南保育園	屋上	110.90 m ²
	座・高円寺（倉庫）	屋上	33.80 m ²
21～24	実績なし	—	—
25	大宮前体育館	屋上	2136.00 m ²
26～27	実績なし	—	—
28	杉並保育園	壁面	46.50 m ²
29	ウェルファーム杉並複合施設棟	屋上	257.06 m ²
	馬橋区民集会所・ゆうゆう馬橋館	屋上	22.00 m ²
30	実績なし	—	—
R元	成田西子供園・就学前教育支援センター	屋上	128.38 m ²
		壁面	86.94 m ²
R2	西荻地域区民センター及び併設3施設	屋上	98.3 m ²

◇みどりを育てる

<Ⅲ-18> 緑地協定の内容

助成金	
1年間当たり	20円/㎡
交付限度額：200,000円	

1街区以上の地区で積極的に緑化やみどりの保全を進めようとする場合、その地区内の土地所有者など全員の合意により結ぶ協定（都市緑地法）で、区がみどりの保全・育成に対する支援を行っている。

<Ⅲ-19> 緑地協定認可状況

<名称>	パークシティ浜田山緑地協定
<面積>	約6.5ha
<公告日>	平成21年1月21日
<期間>	効力発生日から20年
<所在地>	高井戸東一丁目地内

<Ⅲ-20> みどりの基金積立実績

区分	積立金額 (令和元年度末現在)	令和2年度	積立金額 (令和2年度末現在)
寄附	(817件) 49,283,437円	(127件) 5,875,794円	(944件) 55,159,231円
一般財源	52,000,000円	0円	52,000,000円
基金利子	2,666,600円	13,794円	2,680,394円
合計	103,950,037円	5,889,588円	109,839,625円
取崩し	△ 72,204,001円	△ 447,000円	△ 72,651,001円
年度末 現在高	31,746,036円	5,442,588円	37,188,624円

(2) 自然生態系保全の取組

<Ⅲ-21> 自然観察会の開催状況

実施日	テーマ	場所	参加者
令和2年8月29日	夏の昆虫観察会 ～身近に息づく虫を発見しよう～	善福寺公園	30人
令和2年10月2日	夜の生きもの観察会	和田堀公園	16人
令和3年2月13日	早春の野鳥観察会 ～すぎなみの野鳥のオアシスを散策しよう～	善福寺公園	32人

<Ⅲ-22> 「すぎなみの街と自然」発行状況

発行番号	発行年月	主な内容
第133号	令和3年2月	成虫で冬越しするトンボ

<Ⅲ-23> ハクビシン・アライグマ・タヌキに関する相談対応実績

		28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
電話等による相談件数		266	309	378	394	499
捕獲頭数	ハクビシン	41	36	42	57	51
	アライグマ	3	2	2	2	16
	タヌキ	12	11	9	11	42
	計	56	49	53	70	109

(3) みどりや自然に親しめる取組

<Ⅲ-24> みどりの新聞「みどりとひと」の発行

発行番号	発行年月日	主な内容
174号	令和2年9月1日	樹木のふしぎ・バショウ、みどり探訪・四季を彩る観音寺、緑の歳時記・アメリカフウロ、公園とボランティア、杉並区多世代が利用できる公園づくり基本方針を策定、柏の宮公園の一部拡張ほか、園芸ワンポイント
175号	令和2年11月20日	樹木のふしぎ・サンシュユ、みどり探訪・区立郷土博物館、緑の歳時記・オオイタビ、特集 荻窪の三庭園めぐり、園芸ワンポイント

みどりのボランティア杉並との協働で編集・発行している。

<Ⅲ-25> みどりのイベント等の開催

開催日	名称(会場)	ボランティア等によるイベント出展数・活動等
令和2年5月31日 (中止)	みどりのイベント2020 (柏の宮公園)	新型コロナウイルス感染症まん延状況を受けて中止
令和2年12月5日	落ち葉感謝祭2020 (中杉通り、井草森公園外7ヶ所の区立公園)	落ち葉掃き(全9会場) 中杉通り(堆肥作りデモンストレーション) 井草森公園(飾り炭づくり、草木染め、活動報告展示等)

みどりのボランティア杉並をはじめ、区内で活動する緑化ボランティアと協働で開催している。

<Ⅲ-26> みどりの講座実施内容

	実施日	内容	講師	参加者数
講座	令和2年11月29日 (午前1回)	自然観察会と 腐葉土袋詰め体験 三井の森公園	杉並区認定みどりの ボランティア団体 「三井の森公園クラブ」 山室 京子 氏 田中 陸男 氏	24名
	令和3年3月27日 (午前1回)	親子で楽しむみどりの 不思議 柏の宮公園	森林インストラクター ・樹木医 岩谷 美苗 氏	10名

<Ⅲ-27> みどりの相談所相談件数

年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
相談件数	323件	383件	322件	209件	204件

塚山公園みどりの相談所 毎週日曜日(第5日曜日、年末年始除く) 午前9時30分～午後4時30分

基本目標Ⅳ 魅力ある快適なまちなみをつくる

(1) 美しく清潔なまちへの取組

① 環境美化の推進

<Ⅳ-1> あき地・あき家等に関する相談件数

		28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
相談件数 (件)	あき地管理	56	71	52	50	51
	あき家管理	167	152	139	183	174
	美化の推進等※	89	86	79	56	76

※下記<Ⅳ-6>みどりの病虫害防除に関する相談指導実績：防除機具の貸出し含む。

<Ⅳ-2> 地域清掃活動参加団体・参加者数

年度	参加団体数 (団体)	参加延べ人数 (人)	【参考】延べ日数 (日)
28	92	17,131	1,864
29	85	15,805	1,825
30	83	15,601	2,379
R元	94	18,622	2,678
R2	40	6,571	1,516

② ねずみ等の防除

<Ⅳ-3> ねずみ駆除の相談指導実績

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
駆除相談件数	570	652	598	476	378

<Ⅳ-4> カラス対策対応件数

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
電話等による相談件数	214	188	105	152	232
巣の撤去件数 (個)	54	51	42	37	29
落下幼鳥・落下ヒナの 捕獲件数 (羽)	14	24	5	14	21

<IV-5> 衛生害虫等の防除に関する相談指導実績

	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
電話等による相談件数	1,233	1,101	785	1,206	1,170
※上記「電話等による相談件数」のうち蜂類に関するもの	991	881	684	1,019	1,082
スズメバチの巣等駆除件数	438	286	254	404	348
蜂類等に関する調査・指導等件数※	107	55	92	107	88

※スズメバチの巣等の駆除依頼があったが、現場確認し巣の駆除に至らなかったものや、蚊・ヒアリ等に関する調査・指導等の件数

<IV-6> みどりの病害虫防除に関する相談指導実績

		28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
樹木の害虫防除等の相談(件) ※1		83	74	30	4	31
防除機具の貸出し(台)	エンジンスプレー※2	10	9	9	9	4
	肩掛スプレー※2	1	0	1	0	0

※1 上記<IV-5> 衛生害虫等の防除に関する相談指導実績：「電話等による相談件数」の内数

※2 上記<IV-1> あき地・あき家等に関する相談件数：「美化の推進等」の内数

③ 浸水家屋等の消毒

<IV-7> 浸水家屋等消毒の実績

	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度
消毒剤散布件数	2	34	106	0	0

④吸い殻の散乱状況

※平成 10 年から阿佐谷中杉通りと高円寺高南通りでごみの散乱状況調査（調査場所に落ちている吸殻を集計。）を行っており、その平均値を基準に、路上禁煙開始前後で比較した結果。

<IV-8> 吸い殻の散乱状況

路上禁煙開始前	場 所	
	中杉通り	高南通り
10 年 9 月～ 15 年 3 月の平均	1,639 本	696 本

路上禁煙開始後	場 所	
	中杉通り	高南通り
19 年度調査の平均値	193 本 (88%減)	124 本 (82%減)
20 年度調査の平均値	72 本 (96%減)	128 本 (82%減)
21 年度調査の平均値	75 本 (95%減)	108 本 (84%減)

路上禁煙地区 6 駅 (22 年 10 月から 6 駅で計測)	調 査 場 所 (各駅周辺 2 箇所) 調 査 時 間 (午前 9 時から)					
	荻窪駅	阿佐ヶ谷駅 (中杉通り)	高円寺駅 (高南通り)	西荻窪駅	上井草駅	高井戸駅
22 年度調査回数 2 回 (阿佐ヶ谷駅・高円寺駅は 3 回) の平均値	32 本	98 本	66 本	37 本	70 本	50 本
23 年度調査回数 4 回の平均値	54 本	99 本	82 本	56 本	40 本	56 本
24 年度調査回数 4 回の平均値	40 本	71 本	72 本	42 本	17 本	50 本
25 年度調査回数 2 回の平均値	33 本	40 本	90 本	58 本	8 本	35 本
26 年度調査回数 2 回の平均値	50 本	64 本	43 本	40 本	9 本	18 本
27 年度調査回数 2 回の平均値	66 本	56 本	47 本	48 本	15 本	39 本
28 年度調査回数 2 回の平均値	64 本	72 本	81 本	45 本	13 本	37 本
29 年度調査回数 2 回の平均値	52 本	89 本	57 本	83 本	16 本	80 本
30 年度調査回数 2 回の平均値	67 本	51 本	62 本	57 本	19 本	21 本
R 元年度調査回数 2 回の平均値	46 本	38 本	41 本	34 本	2 本	13 本
R2 年度調査回数 1 回の数値※	35 本	17 本	40 本	72 本	2 本	16 本

※新型コロナウイルス感染症の影響により 1 回実施。

⑤歩行喫煙者調査

区内 JR4 駅、西武新宿線上井草駅、京王井の頭線高井戸駅周辺で、路上禁煙開始前後に同じ条件のもと、朝の通勤時間帯（午前 7 時 30 分から午前 9 時まで）に歩きたばこ（歩行喫煙者）を定点観測した結果。（平成 22 年 10 月から調査地点変更）

<IV-9> 歩行喫煙者調査

（単位：人）

		駅名					
		西荻窪	荻窪	阿佐ヶ谷	高円寺	上井草	高井戸
路上禁煙開始前	15年4月	91	399	141	147	—	—
	16年6月	—	—	—	—	123	—
	16年8月	—	—	—	—	—	184
路上禁煙開始後	17年度 調査回数 1回	6	21	9	42	36	27
	18年度 調査回数 2回平均	6	25	16	44	26	20
	19年度 調査回数 2回平均	3	13	6	28	12	7
	20年度 調査回数 2回平均	2	10	5	26	21	7
	21年度 調査回数 1回	1	9	10	19	12	3
過料徴収開始後	21年度 調査回数 2回平均	2	7	3	11	8	3
	22年度 調査回数 4回平均	2	6	5	10	12	2
	23年度 調査回数 4回平均	3	5	2	7	9	3
	24年度 調査回数 4回平均	5	9	6	9	5	7
	25年度 調査回数 2回平均	6	6	5	6	10	0
	26年度 調査回数 2回平均	4	6	4	7	9	2
	27年度 調査回数 2回平均	3	3	10	4	4	5
	28年度 調査回数 2回平均	5	3	5	7	4	1
	29年度 調査回数 2回平均	2	3	2	10	4	2
	30年度 調査回数 2回平均	3	0	1	6	5	1
	R元年度 調査回数 2回平均	4	2	2	3	2	1
R2年度 調査回数 1回※	5	2	0	2	4	2	

※新型コロナウイルス感染症の影響により 1 回実施。

⑥路上喫煙行為に対する過料徴収実績

<Ⅳ-10> 過料徴収・指導実績

(単位：件)

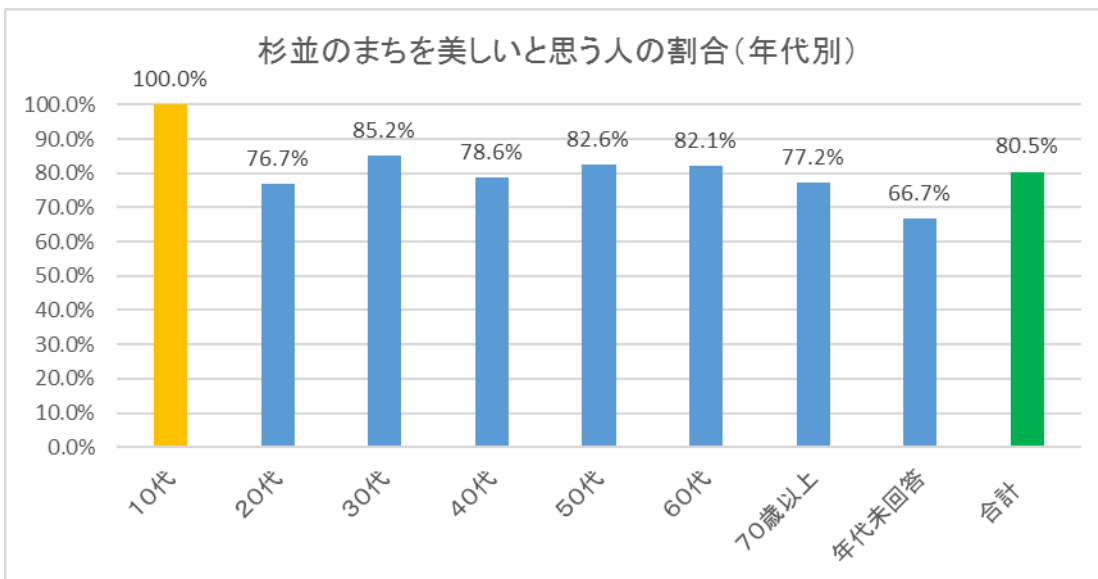
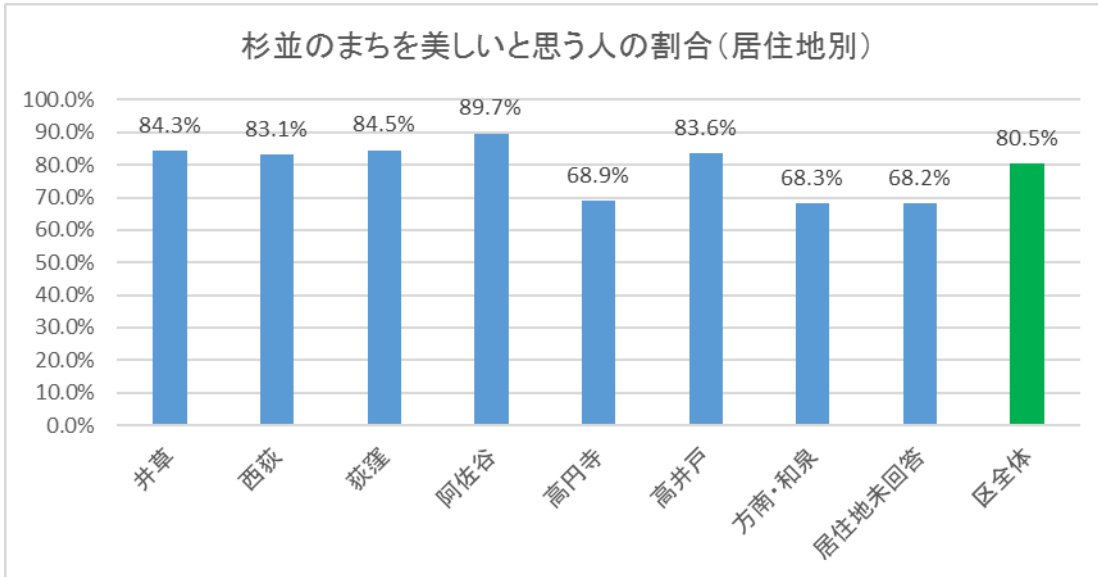
		高円寺	阿佐ヶ谷	荻 窪	西荻窪	上井草	高井戸	6地区外	計
21 年 度	過料徴収	194	90	72	25	8	2	—	391
	指 導	584	395	402	141	49	25	225	1,821
	計	778	485	474	166	57	27	225	2,212
22 年 度	過料徴収	399	162	93	57	14	2	—	727
	指 導	1,156	834	598	174	83	31	366	3,242
	計	1,555	996	691	231	97	33	366	3,969
23 年 度	過料徴収	37	30	8	12	0	0	—	87
	指 導	1,021	867	541	182	96	60	530	3,297
	計	1,058	897	549	194	96	60	530	3,384
24 年 度	過料徴収	56	24	9	3	0	0	—	92
	指 導	1,010	866	411	129	61	57	591	3,125
	計	1,066	890	420	132	61	57	591	3,217
25 年 度	過料徴収	8	1	1	0	0	0	—	10
	指 導	503	968	271	102	13	58	407	2,322
	計	511	969	272	102	13	58	407	2,332
26 年 度	過料徴収	0	0	0	0	0	0	—	0
	指 導	198	418	204	101	84	95	603	1,703
	計	198	418	204	101	84	95	603	1,703
27 年 度	過料徴収	0	0	0	0	0	0	—	0
	指 導	231	322	148	83	83	102	475	1,444
	計	231	322	148	83	83	102	475	1,444
28 年 度	過料徴収	0	0	0	0	0	0	—	0
	指 導	197	235	201	86	31	52	382	1,184
	計	197	235	201	86	31	52	382	1,184
29 年 度	過料徴収	0	0	0	0	0	0	—	0
	指 導	194	123	150	70	16	36	276	865
	計	194	123	150	70	16	36	276	865
30 年 度	過料徴収	0	0	0	0	0	0	—	0
	指 導	182	153	109	29	6	7	175	661
	計	182	153	109	29	6	7	175	661
元 年 度	過料徴収	0	0	0	0	0	0	—	0
	指 導	137	75	76	30	9	4	222	553
	計	137	75	76	30	9	4	222	553
2 年 度	過料徴収	0	0	0	0	0	0	—	0
	指 導	141	81	67	25	9	10	156	489
	計	141	81	67	25	9	10	156	489

※平成21年度は平成21年10月1日～22年3月31日の半年間。

(2) 個性と美・やすらぎに満ちたまちなみをつくる取組

<IV-11> 杉並のまちを美しいと思う人の割合

参考：令和3年度区民意向調査



※ 10代は、データ数が少ないため参考値

基本目標V 区民、事業者、NPO、区がともに環境を考え、
行動するまちをつくる

(1) 環境教育、環境学習の拡充・推進

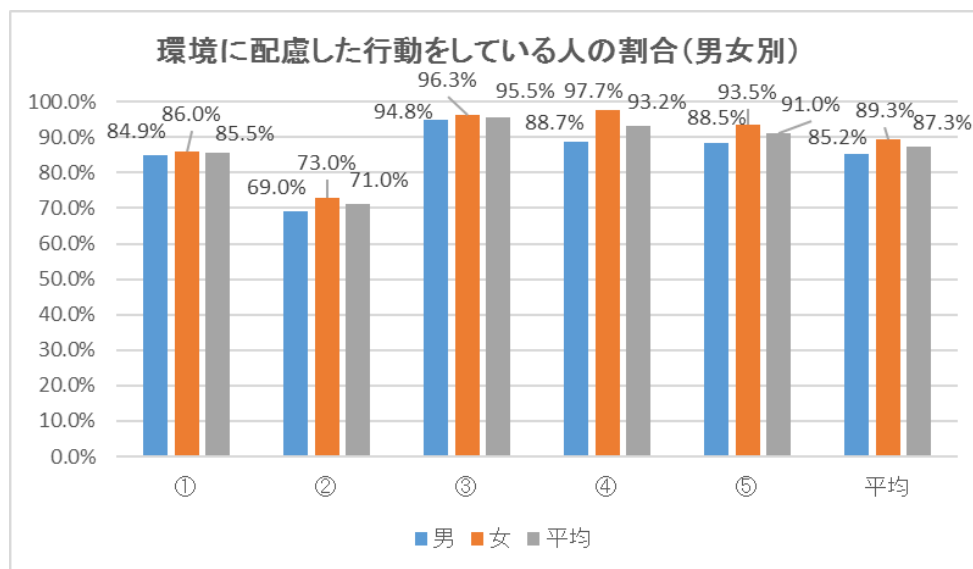
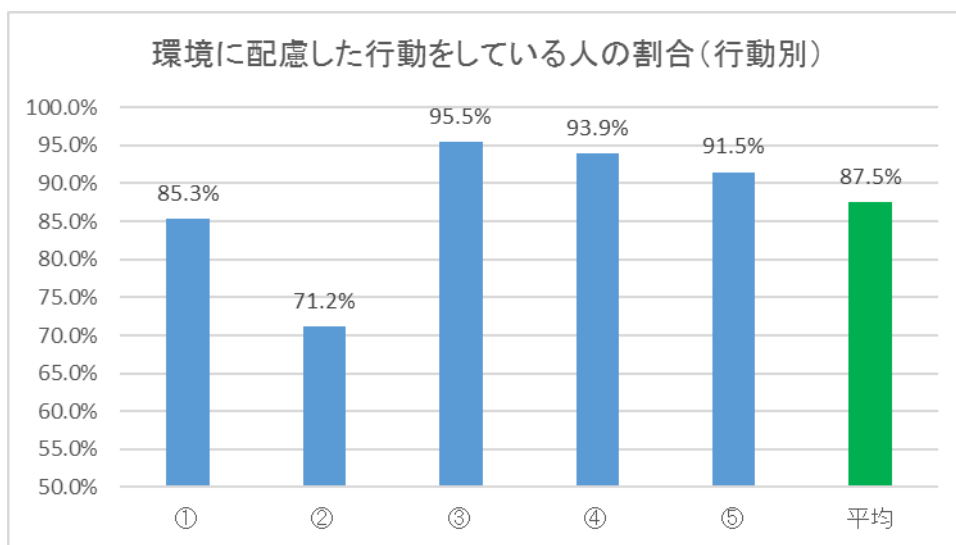
<V-1> 講座・講習会等の実施（環境活動推進センター）

		28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度
実施回数（回）		409	455	413	410	225
内 訳	講座・講習会	116	112	112	102	58
	自然観察会	4	4	4	4	3
	講演会	5	6	5	4	4
	バス見学会	6	6	5	5	4
	講師養成講座	5	5	5	5	6
	学校支援活動 （サミット参加校）	101	135	94	125	72
	学校支援活動 （サミット参加校以外）	109	104	109	101	28
	川ガキ復活講座	9	9	9	9	5
	みどり事業	55	74	70	55	45
	参加人数（人）		13,273	12,864	13,474	12,847
内 訳	講座・講習会	2,869	3,113	3,232	2,172	607
	自然観察会	143	126	98	122	78
	講演会	139	272	284	198	196
	バス見学会	213	211	173	142	69
	講師養成講座	45	22	10	40	28
	学校支援活動 （サミット参加校）	1,011	946	1,210	1,660	397
	学校支援活動 （サミット参加校以外）	8,044	7,793	7,928	8,070	2,282
	川ガキ復活講座	100	96	158	131	71
	みどり事業	745	285	381	312	389

<V-2> 環境に配慮した行動をしている人の割合（年代別）

参考：令和3年度区民意向調査

- ① LED照明など省エネ機器を使い、不要時は家電製品の電源を切っている
- ② 省エネ性能高い家電や再生品を購入するなど、環境に配慮した買い物をしている
- ③ ごみの分別を徹底するなど、資源・リサイクル活動に取り組んでいる
- ④ マイバッグ持参や生ごみの水切りをするなど、ごみの減量に取り組んでいる
- ⑤ できるだけ徒歩、自転車、公共交通機関を使って移動している



※男女の記載のないものは件数に算入していないので行動別とは数値が異なる。

(2) 環境活動の推進

本編 P52 を参照

◇ 環境行政年表 ◇

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1949 (昭 24) ～ 1966 (昭 41)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 号区立公園の荻窪公園開園 (昭和 12 年 8 月) ・ 関根文化公園開園 (昭和 25 年 4 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都で全国初めて「工場公害防止条例」制定 (昭和 24 年) ・ 東京都清掃条例公布 (昭和 29 年) ・ 14 号地 (夢の島) ごみ埋立処分場埋立開始 (昭和 32 年) ・ 公害部を設置 (昭和 35 年) ・ 都立善福寺公園開園 (昭和 36 年) ・ 東京にスモッグが連続発生し、社会問題化 (昭和 37 年) ・ 都立和田堀公園・善福寺緑地公園開園 (昭和 39 年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水俣病患者はじめて発生 (昭和 28 年) ・ 「工場排水規制法」「水質保全法」制定 (昭和 33 年) ・ 四日市ぜんそく患者多発 (昭和 36 年) ・ 「ばい煙規制法」公布 (昭和 37 年) ・ 阿賀野川流域で水俣病患者発見 (昭和 40 年) ・ 安中にイタイイタイ病患者発見 (昭和 41 年)
1967 (昭 42)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 杉並清掃工場都市計画事業決定 (5 月) ・ 上記事業決定に住民側が取消し訴訟を提起 (7 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟水俣病、四日市ぜんそく被害者訴訟提起 (3 月) ・ 「公害対策基本法」公布 (3 月)
1968 (昭 43)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都公害研究所設立 (4 月) ・ 東京電力と公害防止協定締結 (9 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山イタイイタイ病被害者訴訟提起 (3 月) ・ 「大気汚染防止法」「騒音規制法」の公布 (6 月)
1969 (昭 44)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杉並区建築部に公害課を新設 (4 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「騒音規制法」「工場公害防止条例」及び「騒音防止条例」が事務委任される。(4 月) ・ 「東京都公害防止条例」公布 (7 月) ・ 大気汚染コントロールセンター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 硫酸酸化物に係る環境基準の閣議決定 (2 月) ・ 「公害白書」閣議決定 (5 月) ・ 水俣病患者訴訟、大阪国際空港騒音訴訟提起 ・ 「公害に係る健康被害に関する特別措置法」の公布 (12 月) ・ 東京都、神奈川県、川崎市で「広域大気汚染防止に関する協定」(12 月)
1970 (昭 45)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杉並区公害レポートを発行 (2 月) ・ 杉並区「立正高校」光化学スモッグ被害発生 (7 月) ・ 杉並区公害対策協議会の結成 (9 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都立衛生研究所と世田谷区役所前にてオキシダント注意報、警報の発令体制 (7 月) ・ 「公害都議会」(昭和 45 年第 2 回都議会臨時会)が開かれる。公害問題について集中審議が行われる。(8 月) ・ オキシダント注意報、警報の前日予報体制確立 (8 月) ・ 東京都公害局設置 (10 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一酸化炭素に係る大気環境基準設定 (2 月) ・ 公共用水域の環境基準決定 (4 月) ・ 新宿牛込柳町で鉛公害発生 (5 月) ・ 「公害紛争処理法」の公布 (6 月) ・ 田子ノ浦ヘドロ公害表面化 ・ 中央公害審査委員会 (公害等調整委員会の前身) 発足 (11 月) ・ 第 64 回臨時国会 (公害国会) で公害関係 6 法律制定、「公害対策基本法」等公害関係 14 法の制定・改正 (12 月) ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(旧清掃法の全部改正) 公布 (12 月)
1971 (昭 46)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「都民を公害から防衛する計画」公表 (1 月) ・ 「東京都公害監視委員会」発足 (4 月) ・ 都知事、都議会で「ゴミ戦争宣言」(9 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音に係る環境基準を設定 (5 月) ・ 「悪臭防止法」公布 (6 月) ・ 環境庁発足 (7 月) ・ 中央公害対策審議会発足 (9 月) ・ 水質汚濁に係る環境基準告示 (12 月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1972 (昭 47)	<ul style="list-style-type: none"> 杉並区公害監視委員会発足 区民部に環境課設置 (4月) 児童交通公園開園 (4月) 公害測定室を区庁舎敷地に建設 (6月) 緑化基本調査 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都清掃条例」公布 (3月) 「東京における自然の保護と回復に関する条例」公布 (10月) 「東京地域公害防止計画」制定 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 初の「環境白書」を発表 (5月) 国連人間環境会議ストックホルムで開催－人間環境宣言－ (6月) 「自然環境保全法」の公布 (6月) 環境週間の設置 「公害等調整委員会設置法」公布 (7月) 「自動車排出ガスの量の許容限度」(48年度規制)の告示 (12月)
1973 (昭 48)	<ul style="list-style-type: none"> 「みどりの条例」制定 (10月) 「神田川水系水質監視連絡協議会」(杉並、中野、新宿、文京、千代田、中央の6区)発足 (11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 中央防波堤内側ごみ埋立処分場埋立開始 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染に係る環境基準(二酸化窒素、光化学オキシダント)の設定 (5月) 「環境週間」を全国的に実施 (6月) 「都市緑地保全法」公布 (9月) 「瀬戸内海環境保全臨時措置法」の公布 (10月) 「公害健康被害補償法」の公布 (10月) 航空機騒音に係る環境基準の設定 (12月)
1974 (昭 49)	<ul style="list-style-type: none"> 組織改正により環境部環境課、公害課となる。(4月) 杉並区公害レポート～杉並区の公害～刊行(この号より年1回年報形式となる) 資源再利用事業を都の補助金を受け開始 (10月) 「ユスリカ対策専門委員会」発足(中野、新宿、文京、中央、千代田、杉並、豊島、板橋、練馬の9区) (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 分別収集(週1回、不燃・焼却不適ごみ)23区で実施 東京都史上初の「光化学スモッグ警報」発令 杉並清掃工場建設について和解成立 (11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国立公害研究所の発足 (3月) 酸性雨の被害発生 「大気汚染防止法」の一部改正(総量規制の導入) (6月)
1975 (昭 50)	<ul style="list-style-type: none"> 中央自動車道高井戸ランプ問題で五者協議発足 (5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「環状七号道路の自動車公害等に対する対策会議」(環七対策会議)発足 (6月) 東京都「光化学スモッグ警報」発令 (7月) 	<ul style="list-style-type: none"> PCB についての水質汚濁に係る環境基準・排水基準の決定 (2月) 江東区、江戸川区を中心に六価クロム問題発生 (7月) 新幹線騒音に係る環境基準の設定 (7月) 絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)発効 (7月) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(通称世界遺産条約) (12月) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(通称ラムサール条約) (12月)
1976 (昭 51)	<ul style="list-style-type: none"> 中央自動車道、放射5号線問題で五者協議会確認 (4月) 中央自動車道の大気汚染、騒音測定の実施について日本道路公団と協定 (4月) 		<ul style="list-style-type: none"> 「騒音規制法」公布 (6月) セベソ事件(農薬工場の事故によるダイオキシン禍、住民が町を放棄) (7月) 硫酸酸化物総量規制の実施 (9月)
1977 (昭 52)	<ul style="list-style-type: none"> 緑化基本調査 	<ul style="list-style-type: none"> 環状七号線沿道住宅防音工事助成開始 (2月) 中央防波堤外側埋立処分場埋立開始 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止条例に基づく悪臭に係る規制基準(3点比較式臭袋法による)設定 (3月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1978 (昭 53)	<ul style="list-style-type: none"> 杉並区鉄道被害住民意識調査報告書作成 (1月) 環境週間行事として、講演と映画の会を実施、区報公害特集号の発行 (6月) 杉並区自動車駐車場公害防止指針を制定 (8月) 近隣騒音住民意識調査報告書を作成 (11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 杉並清掃工場建設工事協定成立 (1月) 「東京都における環境アセスメントを考える委員会」環境アセスメント制度について答申 (1月) 「東京地域公害防止計画」後期 5か年を改定 (3月) 「光化学スモッグ緊急時の発令基準値」改正 (4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「隅田川水系浄化対策連絡協議会」(中央、台東、墨田、江東、北、荒川、板橋、練馬、足立の 9 区発足) (4月) 二酸化窒素の環境基準 (改定) 環境庁告示 (7月) 東京都心の大型貨物自動車等土曜日夜間の交通規制実施 (9月)
1979 (昭 54)	<ul style="list-style-type: none"> 杉並区衛生試験所着工 工場等公害対策基礎調査報告書作成 (3月) 杉並区悪臭判別者設置要綱作成 (4月) 地下鉄振動被害住民意識調査 (9月) 杉並清掃工場認可 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 日本化学工業と「六価クロム鉍滓処理に係る協定書」を締結 (3月) 環七対策会議、環七沿道環境整備構想決定 (8月) 環状七号線沿道住宅防音工事助成打切り (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「日本環境会議」東京で開く。「日本環境宣言」発表 (6月) 「琵琶湖富栄養化防止条例」公布 (10月) 有リン合成洗剤追放運動全国的な広がりへ
1980 (昭 55)	<ul style="list-style-type: none"> 「杉並区有リン合成洗剤使用中止方針」決定 (3月) 「特別区公害行政 10年のあゆみ」を特別区公害主管課長会が刊行 (3月) 指定作業場実態調査 (5~7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都環境影響評価条例」公布 (10月) 「公害局」の名称を「環境保全局」に (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「幹線道路沿道整備法」公布 (5月) ラムサール条約が我が国について発効 (10月) ワシントン条約が我が国について発効 (10月)
1981 (昭 56)	<ul style="list-style-type: none"> 杉並区衛生試験所発足 (公害分析業務を含む) (4月) 大田黒公園開園 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「産業廃棄物処理計画」策定 (3月) 「東京都緑のマスタープラン」策定 (3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 窒素酸化物総量規制、東京、神奈川、大阪で導入決まる (5月) 瀬戸内、伊勢湾、東京都の三閉鎖性水域の水質総量規制を実施 (7月)
1982 (昭 57)	<ul style="list-style-type: none"> 緑化基本調査 	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾富栄養化対策指導指針を策定 (5月) 杉並清掃工場操業協定締結 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 川崎公害訴訟提起 (3月) 安中公害訴訟で農民側勝訴 (3月) 国連ナイロビ会議、ケニアで開催 (5月) ばいじん排出基準の規制強化 (5月) 湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定 (12月)
1983 (昭 58)	<ul style="list-style-type: none"> 河川生物調査報告書「杉並区河川の生物」発行 (3月) 杉並区行政実態調査「近隣公害」実施 (7月) 	<ul style="list-style-type: none"> 杉並清掃工場本格操業開始 (1月) 環状七号線、沿道整備道路に指定 (11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境庁の地下水調査で有機塩素系化学物質による地下水汚染が判明 (8月) 廃乾電池による水銀汚染問題化 田子ノ浦へドロ公害訴訟、東京高裁で和解成立 (11月)
1984 (昭 59)	<ul style="list-style-type: none"> 「杉並区緑化基本計画」策定 (3月) 自動車駐車場実態調査 (6月~7月) 「杉並区自然環境調査実施要綱」制定 (8月) 環七沿道整備で「杉並環七協議会」発足 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 放射 5 号線高井戸ランプ付近の一部区間(環八通り~富士見丘通り)の供用開始 (5月) 新宿副都心リサイクルセンター運転開始 (10月) 「東京都緑の倍増計画」策定 (11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「湖沼水質保全特別措置法」公布 (7月) 「'84 世界湖沼環境会議」開催 (滋賀) (8月) 「環境影響評価の実施について」閣議決定 (8月)
1985 (昭 60)	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境調査 (昭和 60 年~62 年) 馬橋公園開園 (3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 5 月の第二土曜日を「東京都みどりの日」とすることに決定し公告 (3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「オゾン層の保護のためのウィーン条約」を採択 (3月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1986 (昭 61)	<ul style="list-style-type: none"> 中央自動車道高井戸インターチェンジ浅間橋出口ランプ開通 (3月) 組織改正により、環境課と公害課を統合し、杉並区都市環境部環境保全課となる (4月) 蚕糸の森公園開園 (5月) 	<ul style="list-style-type: none"> メタノール自動車の都内走行試験を開始 (1月) 玉川上水に清流復活 (8月) 「公害防止条例」一部改正 (音響機器等の使用制限) を公布 (10月) 都区協議会「都区制度改革の基本的方向」取りまとめ (2月) 	<ul style="list-style-type: none"> 安中公害訴訟和解に合意し、「公害防止協定」締結 (9月)
1987 (昭 62)	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都市計画杉並区環7沿道整備計画」決定 (1月) 緑化基本調査 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都環境管理計画策定 (10月) 「'87 東京都緑の倍增計画」策定 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境開発に関する世界委員会 (WCED) が報告書「われら共通の未来 (Our Common Future)」を発表し「持続可能な開発 (Sustainable Development)」の考え方を提唱 (4月) 「絶滅の恐れのある野生動物の譲渡の規制等に関する法律」公布 (ワシントン条約国内法制定) (6月) 「公害健康被害補償法」一部改正 (大気汚染地域指定の解除) (9月) 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を採択 (9月)
1988 (昭 63)	<ul style="list-style-type: none"> 「杉並区自然環境調査報告書」発行 (3月) 写真集「すぎなみの街と自然」発行 (3月) 塚山公園 (みどりの相談所) 開園 (3月) バードサンクチュアリー整備調査 (4月～元年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京地域公害防止計画改訂 (3月) ごみ収集にメタノール自動車を試験導入 (5月) 「大気汚染防止法」小型ボイラー等の規制対象外の中小発生源に対し、独自の指導基準を設定 (6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (フロン規制法)」公布 (5月) 環境庁、ディーゼル乗用車の NOX 規制強化 (約 30% 低減) を決定 (6月) ウィーン条約及びモントリオール議定書に加入 (9月)
1989 (平成元)	<ul style="list-style-type: none"> 「第二次河川生物調査報告書」発行 (3月) トンボの園生息調査 (4月～2年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 千川上水に清流復活 (3月) ごみ減量キャンペーン (Tokyo SLIM) の展開 (6月) 東京都における地球環境問題への取組方針の策定 (11月) 「みどりのフィンガープラン」策定 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> トリクロロエチレン等を水質汚濁防止法規制対象物質に追加 (3月) 環境庁善福寺公園を「ふるさといきものの里」に選定する (4月) 「水質汚濁防止法」の一部改正により有害物質の地下浸透禁止 (6月) 「大気汚染防止法」を改正し、石綿粉じんの規制 (6月)
1990 (平 2)	<ul style="list-style-type: none"> 動植物生息状況調査 (平成2年度～4年度) 	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境保全推進協議会発足 (10月) 東京都自動車交通量対策推進本部を設置、冬季自動車交通量対策を開始 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> モントリオール議定書第2回締約国会合 (ロンドン) においてモントリオール議定書を修正、フロン等の全廃を決定 (6月) 「水質汚濁防止法」改正 (生活排水対策が追加される) (6月) 国、地球温暖化防止行動計画を策定 (10月) 厚生省ダイオキシン類発生防止案ガイドライン作成 (12月)
1991 (平 3)	<ul style="list-style-type: none"> 「リサイクル都市杉並の創造」発行 (2月) 杉並区集団回収事業開始 (10月) 「リサイクル報」発行開始 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回東京ごみ会議開催 (1月) 「ごみ減量化行動計画」策定 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布 (モントリオール議定書の改正などを受けた規制強化等) (3月) 「再生資源の利用の促進に関する法律 (リサイクル法)」公布 (4月) 環境庁「土壌の汚染に係る環境基準について」告示 (8月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1992 (平4)	<ul style="list-style-type: none"> 杉並区リサイクル推進委員会設置 (3月) 都市環境部にリサイクル担当課長設置 (4月) 集団回収実施団体の報奨金支給事業が東京都から移管 (7月) 緑化基本調査の実施 杉並区コンポスト容器購入費助成開始 (7月) 「杉並区河川水質分析データ集 (昭和57年～平成3年)」発行 (9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回都区協議会「リサイクルの都区の役割分担」合意 (2月) 「東京都地球環境保全行動計画」策定 (5月) 「東京都環境学習基本方針」策定 (5月) 「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」公布 (清掃条例全面改正) (6月) 資源ごみ収集モデル事業実施 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するパーセル条約発効 (5月) 気象変動に関する国際連合枠組み条約採択 (5月) 生物多様性に関する条約採択 (5月) 「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律」公布 (6月) 環境月間 (6月) の設置 (6月) 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車NOX法) 公布 (6月) リオ・デ・ジャネイロ (ブラジル) にて地球サミット (環境と開発に関する国連会議/UNCED) 開催 (6月) 「アジェンダ21」採択 (6月) 「環境と開発に関するリオ宣言」 (6月)
1993 (平5)	<ul style="list-style-type: none"> 「杉並区自然環境調査報告書 (第2次)」発行 (3月) 「すぎなみの生き物たち (すぎなみの生き物アンケート調査結果のまとめ)」発行 (3月) 自然観察ガイドブック1「すぎなみの植物」発行 (3月) 組織改正により、都市環境部から環境部となる。(4月) リサイクルショップすぎなみ開設 (9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京地域公害防止計画」策定 (3月) 「東京都水辺環境保全計画」策定 (3月) 「東京都環境学習計画」策定 (10月) 「リサイクル推進計画ーリサイクル型都市東京23区を目指して」策定 (11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止に係る環境基準の15項目が追加される (3月) ラムサール条約第5回締約国会議 (釧路) 開催 (6月) 「環境基本法」公布 (11月)
1994 (平6)	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察ガイドブック2「すぎなみの鳥」発行 (3月) 杉並区リサイクル協会設立 (4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都環境基本条例」公布 (7月) 「東京都公害防止条例」改正 (7月) 「東京における自然の保護と回復に関する条例」改正 (7月) 「東京都環境学習センター」開設 (11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に関する国際連合枠組み条約発効 (3月) 地球環境東京会議 (「東京宣言1994」採択) (10月) 「環境基本計画」閣議決定 (12月) 「国際生物多様性の日 (12月29日)」制定 (国連総会) (12月)
1995 (平7)	<ul style="list-style-type: none"> 杉並区リサイクル推進計画 (7～9年) 策定 (2月) 自然観察ガイドブック3「すぎなみの昆虫・クモ」発行 (3月) 「第三次河川生物調査報告書」発行 (3月) 「杉並区大気汚染データ集 (平成元年度～平成5年度)」発行 (3月) 動植物生息状況調査 (7～9年度) 杉並区資源分別回収事業開始 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ごみ減量のための東京ルールを考える懇談会」設置 (11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動に関する国際連合枠組み条約第1回締約国会議 (ベルリン) 開催 (4月) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法) 公布 (6月) 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針を策定 (12月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1996 (平8)	<ul style="list-style-type: none"> 杉並区環境基本計画策定(2月) 井草森公園開園(3月) 「東京都市計画杉並区環八号線沿道整備計画」決定(5月) 井草森公園周辺環境モニタリング調査(7月) 公害防止パンフレット「公害のない快適な生活環境にむけて」(10月) 井草森公園周辺アンケート調査(11月) 事業系古紙リサイクルシステムスタート(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 初の「東京都環境白書」発行(1月) 七都府市低公害車指定制度発足(3月) 杉並中継所操業開始(4月) 「ごみ減量のための『東京ルール』を考える懇談会」最終報告(8月) 事業系ごみの全面有料化の実施(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法」の一部改正公布(有害大気汚染物質対策の導入等)(5月) 国のダイオキシン類に係る許容量の基準(体重1kg当たりの1日許容量)厚生省:耐容1日摂取量10pg(6月)環境庁:健康リスク評価指針5pg(12月)
1997 (平9)	<ul style="list-style-type: none"> 井草森公園周辺大気総合調査(1月) 杉並区環境基本条例公布(3月) 杉並区フロン回収事業開始(6月) 杉並区環境審議会発足(7月) 杉並区家庭用生ごみ処理機購入費補助開始(10月) 区施設の小型焼却炉使用中止(11月) 緑化基本調査 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都環境基本計画」策定(3月) 「東京都における新たな環境配慮制度のあり方」(総合環境アセスメント制度検討委員会)最終報告(4月) ペットボトル店頭回収開始(東京ルールⅢ)(4月) 事業者向け再生品利用ガイドラインステップⅠ策定(4月) 古紙利用拡大緊急プラン策定(5月) 「循環型社会づくり推進本部」設置(5月) 資源回収モデル事業実施(東京ルールⅠ)(6月) 「ダイオキシン類削減のための緊急対策」実施(9月) 東京都ダイオキシン類対策取組方針(11月) 「東京都一般廃棄物処理基本計画」(東京スリムプラン21)策定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン環境基準告示(2月) ダイオキシン類に係る大気環境指針0.8pg(4月) 環境影響評価法公布(6月) ダイオキシン類削減のため大気汚染防止法と廃棄物処理及び清掃に関する法律の施行令等の改正(8月)12月施行 気候変動に関する国際連合枠組み条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議)開催(12月)
1998 (平10)	<ul style="list-style-type: none"> 杉並区リサイクル推進計画(10～11年)策定(2月) 「杉並区自然環境調査報告書(第3次)」発行(3月) 「清潔で美しい杉並区をみんなでつくる条例」公布(10年6月1日施行)(3月) 市民緑地「清水いこいの森」開設(3月) 「すぎなみの生き物たち2(すぎなみのいきものアンケート調査結果のまとめ)」発行(3月) (仮称)高円寺清掃事業所着工(6月) (仮称)高井戸清掃事業所事務棟着工(10月) (仮称)高井戸清掃事業所車庫棟着工(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京地域公害防止計画」(9年～13年)策定(2月) 「東京都水環境保全計画」策定(3月) 「地球環境保全東京アクションプラン」策定(3月) 「東京都の保護上重要な野生生物種(都版レッドデータブック)」発行(3月) 「アイドリング・ストップ取組方針」策定(4月) 都市と市民の国際協力世界会議(エコパートナーシップ東京会議)開催(5月) 「小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排出抑制指導要綱」策定(6月) 事業系し尿等の有料化の実施(7月) 「東京都の内分泌かく乱化学物質問題に対する当面の取組について(東京都環境ホルモン取組方針)」策定(7月) 「エコロジー東京」策定(11月) 「東京都公害防止条例」の一部改正(窒素・燐の排水基準設定)公布(11年4月1日施行)(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「地方自治法等の一部を改正する法律」公布(5月) 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」成立(5月) 「外因性内分泌かく乱化学物質問題への環境庁の対応方針—環境ホルモン戦略計画SPEED'98—」策定(5月) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の一部改正(省エネ改正法)公布(6月) 騒音に係る環境基準告示(11年4月1日施行)(9月) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定(10月) 気候変動に関する国際連合枠組条約第4回締約国会議(プエノスアイレス)開催(11月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
1999 (平 11)	<ul style="list-style-type: none"> ・「杉並区みどりの基本計画」策定 (3月) ・小型焼却炉使用状況調査 (3月) ・「自然と遊ぼう・杉並の自然探索ガイドブック」発行 (3月) ・市民緑地「成田西いこいの森」開設 (3月) ・資源回収事業 (東京ルール I) 本格実施 (6月) ・杉並区分別収集計画策定 (6月) ・集団回収を「報奨金のみ支給」事業に一本化する (7月) ・古布の拠点回収開始 (9月) ・清掃事業所高井戸分室車庫竣工 (10月) ・「杉並区リサイクルひろば高井戸」開設 (11月) ・杉並区環境行動指針を考える区民フォーラム検討開始 (10月) ・清掃事業所竣工 (12月) ・清掃事業所高井戸分室事務棟竣工 (12月) ・ISO14001 認証取得に向けた方針を決定 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京エネルギービジョン」策定 (3月) ・「東京都水マスタープラン」策定 (3月) ・玉川上水 (開渠部分) が歴史環境保全地域指定 (3月) ・環境保全資金 (個人向け) 融資あっせん制度創設 (4月) ・東京都ビル緑化検討会の提言を発表 (5月) ・杉並清掃工場 ISO14001 認証取得 (自治体の清掃工場としては全国初) (6月) ・「環境方針」策定 (7月) ・ディーゼル車NO作戦展開 (8月) ・「自動車使用に関する東京ルール」策定 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁に係わる環境基準の一部改正 (2月) ・悪臭防止法施工規則の一部改正 (3月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律施行 (4月) ・「環境影響評価法」施行 (6月) ・環境庁と厚生省の合同専門課会議、ダイオキシンの耐用1日摂取量の見直しに関する報告書 (6月) ・「ダイオキシン類対策特別措置法」成立 (7月) ・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (PRTR法)」成立 (7月) ・気候変動に関する国際連合枠組条約第5回締約国会議 (ボン) 開催 (10月)
2000 (平 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区一般廃棄物処理基本計画策定 (2月) ・「杉並区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例」公布 (3月) (12年6月1日施行) ・「杉並区の清掃事業」発行 (3月) ・清掃事業の区移管に伴う組織改正により環境清掃部の設置 (4月) ・一般廃棄物分別収集計画 (平成12年~16年) スタート (4月) ・緑化指導「緑化調整基準」改訂 (4月) ・特別保護樹林「貴重木」制度発足 (4月) ・杉並中継所に関する環境点検調査実施 (6月、7月) ・杉並区清掃審議会発足 (7月) ・杉並中継所に関する環境モニタリング調査 (7月) ・杉並区環境行動指針 (区民・事業者編) 策定 (9月) ・杉並区清掃審議会に対し『杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて「ゼロエミッション型社会」を目指すための方策について』を諮問 (9月) ・わがまちクリーン大作戦事業開始 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都景観条例に基づき、玉川上水が景観基本軸に指定 (1月) ・東京都庁 ISO14001 認証取得 (2月) ・杉並清掃工場「環境報告書」発表 (2月) ・「東京都ダイオキシン類対策取組方針」の改定 (3月) ・清掃事業を特別区へ移管 (4月) ・東京都清掃局の廃止、清掃事業環境局所管へ (4月) ・「緑の東京計画」の策定 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)」完全実施 (4月) ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」制定 (5月) ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)」制定 (5月) ・「循環型社会形成推進基本法」制定 (6月) ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」の一部改正 (6月) ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)」制定 (6月) ・気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議 (ハーグ) 開催 (11月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2001 (平 13)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並中継所に関する環境モニタリング調査実施(2、6、8、11月) ・リサイクルショップすぎなみ閉店(3月) ・「杉並中継所搬入ゴミ組成調査報告書」発行(3月) ・マイバッグ推進連絡会発足(6月) ・杉並ごみ会議開催(7月～10月) ・(仮称)環境・リサイクルセンター着工(9月) ・廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業の実施(9月～11月) ・「杉並区の清掃事業」発行(10月) ・ISO14001の認証取得(10月) ・「環境博覧会すぎなみ 2001」開催(10月) ・マイバッグコンテスト事業開始(10月) ・杉並区清掃審議会から「杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」の中間答申(10月) ・「杉並区防鳥用ネット配布要綱」改正(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)施行(4月) ・「東京における自然の保護と回復に関する条例」の改正(4月) ・「東京都緑のボランティア制度」発足(8月) ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)に基づく「化学物質の適正管理」及び「土壌・地下水の汚染の防止」に関する条項が施行(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」施行(4月) ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」告示(5月) ・「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOX法)」の一部改正(6月)、施行(12月)、粒子状物質も対象となる。 ・都市緑地保全法の改正(緑化施設整備計画認定制度の創設等)(8月) ・気候変動に関する国際連合枠組条約第7回締約国会議(モロッコ)開催(10月)
2002 (平 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区環境審議会に対し「杉並区環境基本計画のあり方について」を諮問(1月) ・杉並中継所に関する環境モニタリング調査(2、6、8、11月) ・「杉並中継所搬入ゴミ組成調査報告書」発行(3月) ・「みどりのボランティア杉並」発足(3月) ・杉並区フロン回収事業終了(3月) ・杉並区粗大ゴミ受付センター開設(4月) ・杉並区レジ袋削減推進協議会発足(5月) ・事業系可燃ごみの夜間収集モデル事業の実施(6月) ・みどりのイベント2002の実施(6月) ・杉並区環境審議会から「杉並区環境基本計画のあり方について」答申(7月) ・集合住宅等ごみ収集対策の規則改正及び要綱制定等(7月) ・杉並区清掃審議会から「杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」の最終答申(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都廃棄物処理計画」策定(1月) ・「東京都環境基本計画」策定(1月) ・「地球温暖化阻止！東京作戦」開始(2月) ・在宅医療廃棄物(使用済み注射針)回収モデル事業の実施(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「土壌汚染対策法」公布(5月)、施行は平成15年2月。 ・「杉並区における不燃ごみ中継施設健康被害原因裁定事件」について、公害等調整委員会の原因裁定(6月) ・「京都議定書」の締結及び「地球温暖化対策推進法」の一部改正(6月) ・「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」公布(7月) ・東京大気汚染公害訴訟(1次)判決(10月) ・気候変動に関する国際連合枠組条約第8回締約国会議(ニューデリー)開催(10月) ・騒音規制法等(振動、悪臭)三法の政令改正―地域の指定、規制基準等の設定権限、自動車騒音の常時監視等の特別区への移譲(12月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2002 (平 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・目玉模様等ごみ袋の実験（8月～9月） ・「杉並区みどりの基金」創設（10月） ・みどりの実態調査実施 ・「屋上・壁面緑化助成制度」実施（10月） ・区立保育園・障害者施設でペットボトル回収開始（10月） ・「環境博覧会すぎなみ 2002」開催（10月） ・在宅医療廃棄物（使用済み注射針）回収モデル事業の実施（11月） 		
2003 (平 15)	<ul style="list-style-type: none"> ・カラス対策ごみ集積所実態調査第2回実施（1月） ・杉並リサイクル協会法人格取得、特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク改組（1月） ・資源抜き取り監視パトロール開始（1月） ・「杉並区環境マネジメントシステム（ISO14001）実施状況報告書」発行（1月） ・「杉並区環境基本計画」改定（2月） ・杉並中継所に関する環境モニタリング調査（2、5、6、8、10、11月） ・「杉並区地域省エネルギービジョン（杉並区における省エネルギー推進のための指針）」策定（2月） ・「杉並区一般廃棄物処理基本計画」改定（3月） ・「杉並区一般廃棄物処理基本計画基礎調査結果報告書」発行（3月） ・「杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書」発行（3月） ・「カラス対策ごみ集積所実態調査報告書」発行（3月） ・杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例改正（3月） ・「杉並区河川水質分析データ集（平成4年度～平成13年度）」発行（3月） ・騒音規制法等に基づく規制地域、規制基準等を公示（3月） ・「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」（15年10月1日施行）公布（3月） ・みどりのイベント 2003 の実施（6月） ・CNG 車購入補助金、粒子状物質減少装置装着補助金制度の創設（7月） ・外国人ごみ会議開催（7月） ・路上禁煙地区（荻窪、阿佐谷、高円寺）の指定（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京の名湧水 57 選を選定（1月） ・「東京都環境影響評価条例」改正（1月） ・「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」改正（2月） ・パーソナルコンピューターの自主回収について業界と交渉。都内においては事業者が 100%回収することとなった（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然再生推進法」施行（1月） ・パーソナルコンピューターの製造等の事業を行う者の使用済みパーソナルコンピューターの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正（4月） ・玉川上水を史跡に指定（8月） ・家庭系パソコンのリサイクル制度開始（10月） ・気候変動に関する国際連合枠組条約第9回締約国会議（ミラノ）開催（12月）

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2003 (平 15)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリンスタンドの炭化水素系物質排出防止設備（ペーパーリターン装置）の設置状況調査（10月） ・高円寺・阿佐ヶ谷駅周辺容器出しモデル事業開始（10月） ・「環境博覧会すぎなみ 2003」開催（10月） ・自動車騒音の常時監視の実施（11月） ・ガラス瓶リサイクル道路への資源提供（12月） ・児童館でペットボトル回収開始（12月） ・第1回中学生ごみ会議開催（12月～16年2月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル車規制を開始（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・新短期規制（自動車排出ガス規制）の実施（10月） ・「エネルギー基本計画」策定（10月）
2004 (平 16)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並中継所に関する環境モニタリング調査実施（1、2、4、6、8、10、12月） ・杉並区みどりの基金緑化活動助成実施（2月） ・「杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書」発行（2月） ・杉並区転居廃棄物の持込みに係る取扱要綱制定（2月） ・路上禁煙地区（西荻窪）の指定（2月） ・緑化副読本「みどりとわたしたち」全面改訂（3月） ・「プラスチック分別収集予定地区不燃ごみ組成調査報告書」発行（3月） ・「杉並区民のアイデア・発意によるごみ減量化の実現に向けての基礎的検討結果報告書」発行（3月） ・廃プラスチック分別収集モデル事業（ケミカルリサイクル）の実施（3月） ・「杉並区環境清掃審議会条例」公布（3月） ・杉並区立すぎなみ環境情報館開設（4月） ・みどりのイベント 2004 の実施（6月） ・「すぎなみ公園育て組」発足（7月） ・「都市のみどりを守る」緊急フォーラム開催（8月） ・柏の宮公園開園（10月） ・「環境博覧会すぎなみ 2004」開催（10月） ・すぎなみ環境賞事業開始（10月） ・ペットボトル集積所回収モデル事業開始（11月） ・「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」一部改正（委託、代執行規定新設）（11月） ・杉並ごみ半減プラン策定（12月） ・第2回中学生ごみ会議開催（12月～17年2月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックの発生抑制・リサイクルの促進について都廃棄物審議会が答申（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地保全法改正（6月）

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2005 (平 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区みどりのベルトづくり計画策定 (1月) ・杉並区みどりのリサイクル計画策定 (1月) ・杉並中継所に関する環境モニタリング調査実施 (2、5、8、11月) ・路上禁煙地区 (上井草・高井戸) の指定 (2月) ・カラス対策「黄色いごみ袋」使用実験開始 (2月～8月) ・「杉並区地域省エネルギー等懇談会」発足 (3月) ・杉並区みどりの基金緑化活動助成実施 (3月) ・「杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書」発行 (3月) ・可燃ごみの午前中収集強化 (4月) ・「プラスチック製容器包装分別収集」区内 1/6 地区に拡大 (4月) ・環境管理システム構築支援補助金制度の創設 (4月) ・杉並区みどりの基本計画改定 (4月) ・みどりのイベント 2005 の実施 (5月) ・「リサイクル報」を拡充し、清掃情報紙「ごみパッケン」として発行開始 (5月) ・在宅医療廃棄物 (使用済み注射針) 回収事業補助金交付要綱制定 (6月) ・杉並区分別収集計画改定 (6月) ・17 年度清掃外部監査 (6月～9月) ・オール東京喫煙マナーアップキャンペーン (7月～8月) ・カラス対策「黄色いごみ袋」を杉並区推奨可燃ごみ収集袋第 1 号として認定 (9月) ・「環境博覧会すぎなみ 2005」開催 (10月) ・「杉並区アスベスト飛散防止に関する指導要綱」制定・施行 (11月) ・集団回収業者登録制度開始 (12月) ・第 3 回中学生ごみ会議開催 (12月～17 年 1月) ・「杉並区アスベスト調査費補助金交付要綱」制定・施行 (12月) ・「黄色いごみ袋」モデル事業開始 (12月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書」発効 (2月) ・大気汚染防止法による揮発性有機化合物の規制強化規定の施行 (6月、一部は 18 年 4月) ・クボタ旧尼崎工場従業員の家族や周辺住民のアスベスト被害が公表され全国にアスベストに対する不安が広がる (6月) ・石綿障害予防規則が施行 (7月) ・アスベスト問題への当面の対応を発表 (7月、順次改訂)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2006 (平 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみの日曜収集・区民持込制度開始 (2月) ・雑紙集積所回収モデル事業開始 (2月) ・杉並中継所に関する環境モニタリング調査実施 (2、5、8、11月) ・「すぎなみ注目動植物～レッドデータブックの実現にむけて～」を発行 (3月) ・「杉並中継所搬入ゴミ組成調査報告書」発行 (3月) ・CNG車購入補助金、粒子状物質減少装置装着補助金制度終了 (3月) ・「杉並区みどりの条例」全面改正 (18年7月1日施行) (3月) ・一般廃棄物処理業の許可及び浄化槽清掃業の許可に関する事務が、東京二十三区清掃協議会から移管 (4月) ・都派遣職員の身分切替えが行われる (4月) ・清掃事務が区に完全に移管される (4月) ・これまで清掃協議会の事務であった「清掃車両借上事務」について、資源と粗大が各区事務となった (4月) ・「プラスチック製容器包装集積所回収」区内1/3地域に拡大 (4月) ・みどりのイベント2006の実施 (5月) ・杉並区地域省エネ行動計画策定 (6月) ・「廃プラスチックサーマルリサイクルモデル事業」区内2地域で実施 (10月) ・ペットボトル集積所回収モデル事業拡大実施 (10月) ・「環境博覧会すぎなみ2006」開催 (10月) ・杉並区環境清掃審議会に対し『杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて「循環型社会の実現に向けた廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関する今後の取組について」』を諮問 (11月) ・第4回中学生ごみ会議開催 (12月～19年1月) ・「落ち葉感謝祭2006」の実施 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・23区一部事務組合で初めての「一般廃棄物処理基本計画」策定 (1月) ・「東京都廃棄物処理計画」策定 (9月) ・ディーゼル車規制の基準値が強化される (4月) ・「特別区事務処理特例条例」を改正し、「大気汚染防止法」に基づく事務の一部(アスベストに係る届出等)について特別区に事務権限を委譲 (4月) ・アスベスト成形板対策検討会設置 (6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿規制強化のため、大気汚染防止法を改正。建築物、吹付け面積の規模要件がなくなり、石綿含有の保温材、断熱材なども対象となる (3月) ・労働安全衛生法施行令の改正・施行。石綿を0.1%を超えて含有するものを規制対象とし、代替困難な一部製品を除き、石綿等の製造等が全面禁止となる。(9月) ・石綿障害予防規則の改正・施行。封じ込め又は囲い込み作業について除去作業に準じた措置を行うこととなる。作業記録及び健康診断の結果の記録の保存期間が延長され40年間となる。(9月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2007 (平 19)	<ul style="list-style-type: none"> ・サミットストア成田東店において、レジ袋有料化実証実験を実施（1月～3月） ・「杉並中継所搬入ごみ組成調査報告書」発行（2月） ・杉並中継所に関する環境モニタリング調査実施（2、5、8、11月） ・「杉並区廃プラスチックサーマルリサイクルモデル収集に伴う組成調査報告書」発行（2月） ・「ごみ・リサイクルに関する区民アンケート調査報告書」発行（3月） ・「カラス対策ごみ集積所実態調査報告書」発行（3月） ・みどりのイベント2007の実施（5月） ・杉並区環境清掃審議会から「杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」答申（7月） ・いなげや杉並新高円寺店において、レジ袋有料化モデル事業を実施（8月～11月） ・可燃ごみ夜間収集モデル事業を終了（9月） ・オリンピック高井戸店食品フロアにおいて、レジ袋有料化モデル事業を実施（9月～11月） ・すぎなみ省エネ作戦Webサイトを開設（10月） ・荻窪駅周辺での「黄色いごみ袋」モデル事業実施（10月） ・廃プラスチックサーマルリサイクルモデル事業を42,000世帯に拡大（10月） ・資源の集団回収を2世帯から実施できるよう登録要件を緩和した（10月） ・「環境博覧会すぎなみ2007」開催（10月） ・杉並区一般廃棄物処理基本計画素案公表（12月） ・第5回中学生ごみ会議開催（12月～20年1月） ・「落ち葉感謝祭2007」の実施（12月） ・みどりの実態調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国初「アスベスト成形板対策マニュアル」を作成（3月） ・東京都気候変動対策方針策定（6月） ・「緑の東京10年プロジェクト」基本方針策定（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー基本計画（第二次計画）」策定（3月） ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書統合報告書公表（11月） ・環境省が「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を作成（8月）

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2008 (平 20)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区一般廃棄物処理基本計画改定 (2月) ・杉並中継所に関する環境モニタリング調査実施 (2、5、8、11月) ・我が家の省エネアイデア募集及び優秀賞の決定 (3月) ・第5次杉並区自然環境調査報告書発行 (3月) ・消灯イベント「世界自然保護基金(WWF)アースアワー」に日本で唯一の自治体として参加 (3月) ・いなげや杉並桜上水店において、レジ袋有料化モデル事業を実施(3月～) ・東田町バス通り商店会において、レジ袋有料化モデル事業を実施(3月～) ・大丸ピーコック久我山店において、レジ袋有料化を実施 (3月～) ・「杉並区レジ袋有料化等の取組の推進に関する条例」の施行 (4月) ・廃棄物処理手数料の改定 (4月) ・廃プラスチックサーマルリサイクルを全域で実施 (4月) ・プラスチック製容器包装とペットボトルの集積所回収を全域で実施 (4月) ・古紙早朝回収兼資源持ち去りパトロール (3台) を実施 (4月) ・粗大ごみ収集の民営化。区内全域1エリアでの回収開始 (4月) ・みどりのイベント2008の実施 (5月) ・正用記念財団、清掃一組と杉並清掃工場の建替に関する覚書締結 (10月) ・「環境博覧会すぎなみ2008」開催 (10月) ・杉並区景観条例制定 (12月) ・「落ち葉感謝祭2008」の実施 (12月) ・第6回中学生ごみ会議開催 (12月～21年1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画2008策定 (3月) ・東京都環境確保条例改正 (7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書第一約束期間 (2008～2012) 始まる (8月) ・第2次循環型社会形成推進基本計画策定 (3月) ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 (5月) ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 (6月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2009 (平 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋不要カードを区内コンビニエンスストアに設置 (1~6月) ・杉並中継所に関する環境モニタリング調査実施 (2月) ・杉並中継所操業終了 (3月) ・不燃ごみにおけるガスボンベ等の分別回収 (4月) ・ペットボトル拠点回収の縮小 (4月) ・住宅用太陽エネルギー利用機器及び省エネルギー機器導入助成開始 (4月) ・高円寺地区を「みどりのベルトづくりモデル地区」に指定 (4月) ・協定に基づき杉並区商店会連合会に属する区内商店で「レジ袋削減協力金箱」の設置開始 (5月) ・資源の収集・運搬禁止命令違反者に対する氏名等の公表または罰金を科す改正条例施行 (5月) ・みどりのイベント 2009 の実施 (5月) ・「すぎなみ省エネ展」開催 (6月) ・我が家の省エネアイデア募集及び優秀賞の決定 (6月~10月) ・資源の収集・運搬禁止命令違反者に対する第1回刑事告発 (7月) ・路上禁煙地区での過料 (2000円) 徴収開始 (10月) ・「環境博覧会すぎなみ 2009」開催 (10月) ・資源の収集・運搬禁止命令違反者に対する第1回氏名等の公表 (11月) ・「落ち葉感謝祭 2009」の実施 (11月) ・区内コンビニエンスストア等で、なみすけ絵柄のレジテープによるレジ袋削減の取組み開始 (12月) ・第7回中学生ごみ会議開催 (12月~22年1月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽エネルギー利用機器補助開始 (4月) ・東京都地球温暖化対策指針策定 (6月) ・東京における自然の保護と回復に関する条例 (自然保護条例) 改正 (3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置補助開始 (1月) ・清掃一組評議会で杉並清掃工場建替計画決定 (3月) ・家電リサイクル法の改正により対象が5品目になる (4月) ・PM2.5環境基準設定 (9月)
2010 (平 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区環境・省エネ対策実施プラン策定 (2月) ・杉並区景観計画策定 (4月) ・環境基本計画改定 (5月) ・みどりのイベント 2010 の実施 (5月) ・杉並区みどりの基本計画の改定 (5月) ・「すぎなみ省エネ展」開催 (6月) ・中学生環境サミット開催 (7月~9月) ・「落ち葉感謝祭 2010」の実施 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の開始 (4月) ・緑確保の総合的な方針 (5月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー基本計画 (第三次計画)」策定 (6月) ・「生物多様性基本法」施行 (6月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2011 (平 23)	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品びんの不燃ごみから資源のびんへ (1月～) プラスチック製容器包装の残渣の一部 RPF 化 (4月～) 東日本大震災清掃職員等派遣支援 (5月) みどりのイベント 2011 の実施 (5月) 第 2 回中学生環境サミット (5～9月) 「落ち葉感謝祭 2011」の実施 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都電力対策緊急プログラム」の策定 (5月) 「東京都廃棄物処理計画」改定 (6月) 東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する条例 (7月) 「2020 年の東京」策定 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災 (3月) 福島第一原子力発電所事故 (3月) 環境影響評価法一部改正 (4月) 環境教育等による環境保全の取組に関する法律 (6月) 電気事業法第 27 条による電気の使用制限 (7～9月) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(8月)
2012 (平 24)	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみの受付センター (杉並区コールセンターから環境整備公社へ) (1月) 建替え工事のため、杉並清掃工場への搬入停止 (～29 年度) (1月末～) 水銀体温計・水銀血圧計の拠点回収開始 (区内 4 箇所開始) (4月) インクカートリッジの拠点回収開始 (区内 4 箇所開始。プリンタメーカー 6 社による「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加) (4月) プラスチック製容器包装の回収を委託化 (資源回収が全て委託に) (4月) 「みどりのイベント 2012」の実施 (5月) 第 3 回中学生環境サミット (5～9月) 「落ち葉感謝祭 2012」の実施 (12月) みどりの顕彰「後世にのこしたい杉並の屋敷林」実施 みどりの実態調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県宮古市の災害廃棄物を稼働中の 23 区清掃工場で焼却開始 (2月～) 宮城県女川町の災害廃棄物を稼働中の 23 区清掃工場で焼却開始 (3月～) 東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針策定 (5月) 「生物多様性の保全に向けた基本戦略」策定 (5月) 宮城県石巻市の災害廃棄物を民間処理業者で受入開始 (6月～) 岩手県大槌町の災害廃棄物を民間処理業者で受入開始 (7月～) 	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次環境基本計画 (4月) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針 (6月) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 (7月) 生物多様性国家戦略 2012-2020 (9月) 地球温暖化対策のための税」施行 (10月) 都市の低炭素化の促進に関する法律 (12月)
2013 (平 25)	<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ金属部分の回収及び再資源化を開始 (4月) 一般廃棄物処理業等許可の申請、審査、許可証交付業務の協議会での 23 区一括処理開始 (4月) 第 4 回中学生環境サミット (4～9月) 「みどりのイベント 2013」の実施 (5月) 杉並区地域エネルギービジョン策定 (6月) 一般廃棄物処理基本計画改定 (7月) 「都市のみどりを守るフォーラム 2013」開催 (8月) 小型家電 15 品目拠点回収開始 (10月) 市民緑地「山葉名いこいの森」開設 (10月) 環境基本計画改定 (11月) 「落ち葉感謝祭 2013」の実施 (11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都環境影響評価条例改正 (3月) 	<ul style="list-style-type: none"> PM2.5 注意喚起のための暫定的な指針 (2月) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法)」改正 (5月) 「第三次循環型社会形成推進基本計画」策定 (5月) 「大気汚染防止法」改正 (6月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2014 (平 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・「なみすけのごみ出し達人(マスター)」の配信開始(26年1月) ・施設再編整備計画策定(3月) ・作業計画の見直し実施(前後半の作業計画)(4月) ・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化(4月) ・蛍光管の適正処理及び資源化(4月) ・協働提案制度(試行)～家庭から出る生ごみ減量施策の普及・拡大～(4月) ・「みどりのイベント2014」の実施(5月) ・区役所1階にて「環境展」の開催(6月) ・杉並区緑地保全方針 策定(9月) ・中学生環境サミット開催(9月) ・「落ち葉感謝祭2014」の実施(11月) ・すぎなみ環境情報館、高井戸への移転及び「環境活動推進センター」へ名称変更(12月) ・みどりの顕彰「みどりの活動賞」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「都民の健康と安全を確保する条例(環境確保条例)」改正(3月) ・「東京水道エネルギー効率化10年プラン」策定(3月) ・「植栽時における在来種選定ガイドライン」～生物多様性に配慮した植栽を目指して～の策定(5月) ・『下水道事業エネルギー基本計画「スマートプラン2014」』策定(6月) ・「東京都長期ビジョン」の策定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー基本計画(第四次計画)」策定(4月)
2015 (平 27)	<ul style="list-style-type: none"> ・杉並区総合計画(H27～H33)・実行計画(H27～H29)の策定(1月) ・ペットボトルの店頭回収の廃止(2月) ・不燃ごみ全量の45%が資源化の対象だったものを65%に拡大(4月) ・町会・自治会に対する集団回収報奨金改定(6円/kg→7円/kg)(4月) ・「みどりのイベント2015」の実施(5月) ・区役所1階にて「環境展」の開催(6月) ・杉並区空家等対策協議会条例施行(10月) ・「落ち葉感謝祭2015」の実施(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パークマネジメントマスタープラン」の改定(3月) ・『「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』の策定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行(2月・一部5月) ・「騒音規制法」の一部改正(4月) ・「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」施行(4月) ・国民運動「COOL CHICE(クールチョイス)」を開始(7月) ・「長期エネルギー需給見通し」を決定(7月) ・国連総会で「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択(9月) ・「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定(11月) ・国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)および京都議定書第11回締約国会合(CMP11)(パリ)開催(11月～12月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2016 (平 28)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生環境サミット開催 (2月) ・災害時の避難救援拠点となる区立小中学校 13校に太陽光発電システムと蓄電池を設置 (3月) ・「杉並区アスベスト飛散防止に関する指導要綱」を「杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱」に改正 (3月) ・(仮称) 荻外荘公園として整備予定の荻外荘 (近衛文麿旧宅) が国の史跡に指定される (3月) ・みどりのベルトづくり高円寺推進地区を指定 (4月) ・みどりのベルトづくり堀ノ内推進地区を指定 (4月) ・大宮の杜緑地開園 (4月) ・成田西ふれあい農業公園開園 (4月) ・「みどりのイベント 2016」の実施 (5月) ・区役所 1階にて「環境展」の開催 (6月) ・杉並区景観計画改定 (6月) ・電気自動車用充電設備導入助成開始 (7月) ・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう！」開催 (7月) ・フロン排出抑制法に基づく区立施設のフロン類使用機器調査実施 (8月から 2月) ・クリーンエネルギー普及啓発のため燃料電池自動車 H₂ なみすけ号を導入 (10月) ・H₂ なみすけ号を使った環境学習を実施するため、(株)日通自動車学校と協定を締結 (10月) ・「なみすけのごみ出し達人 (マスター)」の外国語対応開始 (11月) ・「落ち葉感謝祭 2016」の実施 (11月) ・成宗さくら公園開園 (12月) ・みどりの顕彰「みんなで楽しめる杉並のみどり」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都環境基本計画」策定 (3月) ・「都民の健康と安全を確保する条例 (環境確保条例)」改正 (3月) ・「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」の策定 (3月) ・「都民の健康と安全を確保する条例 (環境確保条例)」改正 (12月) ・今後の都政の具体的な政策展開を示す新たな 4か年の実施計画「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」を策定 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー革新戦略」を決定 (4月) ・「地球温暖化対策計画」を閣議決定 (5月) ・「地球温暖化対策推進法」一部改正 (5月) ・「地球温暖化対策のための国民運動実施計画」策定 (8月) ・パリ協定発効 (11月) ・「持続可能な開発目標 (SDGs)」実施指針」を閣議決定 (12月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2017 (平 29)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生環境サミット開催 (1 月) ・災害時の避難救援拠点となる区立小中学校等 14 施設 (累計 27 施設) に太陽光発電システムと蓄電池を設置 (2 月) ・「フードドライブ」事業開始 ・荻窪一丁目・成田西二・三丁目農の風景育成地区指定 (3 月) ・「杉並区環境基本計画」および「杉並区一般廃棄物処理基本計画」の改定について、杉並環境清掃審議会へ諮問 (3 月) ・充電インフラ整備により電気自動車の普及を促すため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電できる急速充電設備を高井戸地域区民センター駐車場に導入し一般供用を開始 (3 月) ・下高井戸おおぞら公園開園 (3 月) ・有害鳥獣等相談 110 番設置 (4 月) ・省エネルギー住宅 (高日射反射率塗装・窓断熱改修<既存建物対象>) 助成開始 (4 月) ・粗大ごみ受付の外国語対応を開始 (4 月) ・東京 2020 組織委員会主催の「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」に参加 (4 月) ・「みどりのイベント 2017」の実施 (5 月) ・区役所 1 階にて「環境展」の開催 (6 月) ・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう！」開催 (7 月) ・杉並清掃工場が 5 年に及ぶ建替工事を経て、本格稼働開始 (10 月) …東京二十三区清掃一部事務組合 ・ごみ収集時間・曜日等の変更 (10 月) ・不燃ごみの選別、金属分の回収及び資源化を区内全域に拡大 (10 月) ・環境活動推進センターにてすぎなみエコ路地フェスタの開催 (高井戸センターまつりと同日開催) (10 月) ・「落ち葉感謝祭 2017」の実施 (11 月) ・みどりの実態調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都災害廃棄物処理計画」策定 (6 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「長期低炭素ビジョン」策定 (3 月) ・土壌汚染対策法の一部改正 (5 月) ・都市緑地法一部改正 (6 月)

年	杉並区の動き	東京都の動き	国、国外、社会等の動き
2018 (平 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生環境サミット開催 (1 月) ・既に太陽光発電機器を設置済みの震災救援所 (区立小中学校等) 7 施設に蓄電池を設置 (3 月) ・杉並区環境基本計画改定 (4 月) ・荻窪つどい公園開園 (4 月) ・みどりのイベント 2018 の実施 (5 月) ・杉並区一般廃棄物処理基本計画改定 (7 月) ・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう！」開催 (7 月) ・フードドライブの常設受付窓口設置 (4 施設) ・第 7 次自然環境調査の実施 ・月見の会 (9 月) ・食べのこし 0^{ゼロ} 応援店事業開始 (12 月) ・「落ち葉感謝祭 2018」の実施 (12 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止条例可決・成立 (6 月) ・豊洲市場の安全宣言 (7 月) ・都庁内店舗で紙ストローを施行する (10 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画閣議決定 (4 月) ・気候変動適応法成立 (6 月) ・第五次エネルギー基本計画閣議決定 再生可能エネルギーを初めて主力電源と位置付ける。(7 月) ・北海道地震 道内ほぼ全域が停電となるブラックアウトが問題となる。(9 月) ・レジ袋有料化義務付け環境相が表明 (10 月) ・ポーランドで開催された COP24 で 2020 年以降に始まる「パリ協定」を実施するための運用ルールが決まる。(12 月)
2019 (令元)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生環境サミット開催 (1 月) ・たき火体験 (1 月) ・高井戸東ひだまり緑地開園 (2 月) ・震災救援所 (区立小中学校等) 1 施設に太陽光発電システムと蓄電池を設置 (3 月) ・杉並区環境・省エネ対策実施プランの改定 (3 月) ・第 7 次自然環境調査の実施 ・馬橋ほんむら公園 (3 月) ・下高井戸なごみ公園 (3 月) ・「炭焼き体験会 2019」の実施 (3 月) ・家庭から出る食用油の拠点回収を開始 (5 施設) (4 月) ・杉並区受動喫煙防止対策推進方針の策定 (5 月) ・みどりのイベント 2019 の実施 (5 月) ・フードドライブの常設受付窓口の拡充 (累計 10 施設) (6 月) ・屋敷林イベント「屋敷林を見学しよう」開催 (8 月) ・干し柿ワークショップの開催 (11 月) ・「落ち葉感謝祭 2019」の実施 (12 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「都民の健康と安全を確保する条例 (環境確保条例)」改正 (3 月) ・平均気温の上昇を 1.5℃に抑えることを追及し、2050 年に CO₂排出ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言。(5 月) ・受動喫煙防止条例一部施行 (9 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法の一部を改正する法律一部施行 (1 月) ・省庁や国の機関で脱プラを義務付けるグリーン購入法の基本方針の改定を閣議決定 (2 月) ・食品ロスの削減の推進に関する法律公布 (5 月) ・健康増進法の一部を改正する法律一部施行 (7 月)

<p>2020 (令 2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生環境サミット開催 (1 月) ・「小型家電リサイクル法」の認定事業者とパソコンの宅配便による無料回収の協定を締結 (1 月) ・小型充電式電池リサイクルボックスの設置 (5 施設) (2 月) ・第 7 次自然環境調査報告書の発行 (3 月) ・東京都の補助金を活用し駅前広場や公園等に公衆喫煙場所 14 カ所及び既存の 1 カ所を含め計 15 カ所を整備 (3 月) ・フードシェアリング事業者と食品ロス削減協定を締結 (4 月) ・フードドライブの常設受付窓口の拡充 (累計 11 施設) (11 月) ・「杉並区災害廃棄物処理計画」策定 (12 月) ・雨水タンクの設置費用の一部助成を開始 (4 月) ・環境活動推進センターにてオンライン会議サービスを活用した講演会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・受動喫煙防止条例全面施行 (4 月) ・「ゼロエミッション都庁行動計画」の策定 (3 月) ・「東京都気候変動適応計画」の策定 (3 月) ・「東京都食品ロス削減推進計画」の策定 (3 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法の一部を改正する法律全面施行 (4 月) ・2030 年度までに非効率な石炭火力発電所の 9 割を休廃止することを経産相が表明 (7 月) ・レジ袋の有料化開始 (7 月) ・「2050 年カーボンニュートラル」を宣言 (10 月)
<p>2021 (令 3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生環境サミット開催 (1 月) ・第 8 次河川生物調査報告書の発行 (3 月) ・事業者への設置助成金交付により事業者設置の公衆喫煙場所を 1 カ所整備 (3 月) ・低炭素化推進機器等導入助成において太陽光発電システムおよび蓄電システムの同時設置による助成加算を開始 (4 月) ・フードドライブの常設受付窓口の拡充 (累計 12 施設) (4 月) ・第一生命保険株式会社と食品ロス削減協定を締結 (5 月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・東京二十三区清掃一部事務組合「基本計画・実行計画」策定、「一般廃棄物処理基本計画」改定 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」成立 (6 月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 (6 月)

令和3年度杉並区環境白書（資料編）

令和3年度版

令和3年9月発行

編集・発行 杉並区環境部環境課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03)3312-2111（代）

☆杉並区のホームページでご覧になれます。<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

03-0049

支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並